

平成31年第1回定例会3月定例会議

# 中之条町議会会議録

平成31年 3月 5日 再開

平成31年 3月19日 散会

中之条町議会

平成31年中之条町議会 第1回定例会 3月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	平成 31 年 03 月 05 日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時 散会	再開	平成31年03月05日 午前 9 時 30 分						
	散会	平成31年03月05日 午後 3 時 16 分						
応招ならびに 不応招議員 応招 18名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 18名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	関 美香	応招	出席	10番	小栗 芳雄	応招	出席
	2番	大場 壯次	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	3番	篠原 一美	〃	〃	12番	福田あい子	〃	〃
	4番	富沢 重典	〃	〃	13番	齋藤 祐知	〃	〃
	5番	町田 護	〃	〃	14番	大橋 修次	〃	〃
	6番	関 常明	〃	〃	15番	山本日出男	〃	〃
	7番	唐沢 清治	〃	〃	16番	原沢今朝司	〃	〃
	8番	篠原 文雄	〃	〃	17番	劔持 秀喜	〃	〃
	9番	安原 賢一	〃	〃	18番	山本 隆雄	〃	〃
会議録署名議員	10番 小栗 芳雄		11番 福田 弘明		12番 福田あい子			
職務のため出席した者の の氏名	事務局長		木暮 浩志		書記		朝賀 浩	
	議事書記		田村 深雪		書記		関 侑介	
	議事書記		飯塚 剛夫					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	安原 明
	副町長	野村 泰之	建設課長	本多 守
	教育長	宮崎 一	会計管理者	小板橋千晶
	総務課長	鈴木 幸一	上下水道課長	関 洋太郎
	企画政策課長	黒岩 文夫	こども未来課長	宮崎 靖
	税務課長	関口 信一	生涯学習課長	富沢 洋
	住民福祉課長	桑原 正	六合振興課長	篠原 良春
	保健環境課長	唐澤 伸子	教習所長	柏瀬 高広
	観光商工課長	永井 経行		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(3月5日午前9時30分開議)

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 審議期間の決定
- 第 3 議案第 1 号 平成 3 1 年度中之条町一般会計予算  
議案第 2 号 平成 3 1 年度中之条町国民健康保険特別会計予算  
議案第 3 号 平成 3 1 年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 4 号 平成 3 1 年度中之条町介護保険特別会計予算  
議案第 5 号 平成 3 1 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算  
議案第 6 号 平成 3 1 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算  
議案第 7 号 平成 3 1 年度中之条町簡易水道事業特別会計予算  
議案第 8 号 平成 3 1 年度中之条町下水道事業特別会計予算  
議案第 9 号 平成 3 1 年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算  
議案第 1 0 号 平成 3 1 年度中之条町発電事業特別会計予算  
議案第 1 1 号 平成 3 1 年度中之条町自動車教習所事業会計予算  
議案第 1 2 号 平成 3 1 年度中之条町上水道事業会計予算  
議案第 1 3 号 平成 3 1 年度中之条町簡易水道事業会計予算
- 第 4 議案第 1 4 号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第 1 5 号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
議案第 1 6 号 中之条町消防団条例の一部改正について  
議案第 1 7 号 中之条町出産奨励手当金支給条例の一部改正について  
議案第 1 8 号 六合特産品づくり施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第 1 9 号 チャツボミゴケ公園設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第 2 0 号 中之条町コミュニティ施設「赤岩の里」の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第 2 1 号 中之条町特産品直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第 2 2 号 長英の隠れ湯の設置及び管理に関する条例廃止について  
議案第 2 3 号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について  
議案第 2 4 号 中之条町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について  
議案第 2 5 号 六合げんき館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 2 6 号 権利放棄につき議決を求めることについて

第6 議案第27号 町道の認定について

第7 報告第1号 専決処分の報告について

○

◎ 再開

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

第1回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成31年第1回中之条町議会定例会3月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

また、休会中には各種行事への参加など、積極的に活動いただき感謝申し上げます。

ここで諸般の報告を申し上げます。

議員派遣については、お手元に配付した資料のとおり、決定させていただきました。

また、監査委員から「例月出納検査報告書」が、町長からは「指名競争入札執行報告書」が提出されています。それぞれ事務局にありますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、2月19日に開催された群馬県町村議会議長会の定期総会では、平成29年度歳入歳出決算認定のほか、平成31年度一般会計予算について決議されました。

また、各町村議会が「人口減少や議員定数のなり手不足等の問題を解決するため、二元代表制の心髄であるチーム議会を実現し、住民とともに町村の特徴や地域の資源等の潜在力を最大限に伸ばし、住民の幸福度をさらに高める施策を提案しながら、町村の子供たちが我が町、我が村に愛着と誇りを持てるまちづくり、村づくりに全力で邁進する」宣言を行い、各町村が自主性、自立性を発揮し、地方創生を積極的に進めることができるよう、国に対する7項目の要請を決議しました。

お手元に写しを配付しましたので、ご覧ください。

以上、諸般の報告といたします。

さて、3月定例会議では、平成31年度当初予算と町政全般にわたる多くの重要議案が提出されており、会議は長時間になることが予測されます。議員並びに執行部各位には、会議の円滑な運営に格段のご協力をお願いします。

この際、町長からご挨拶をいただきたいと思います。町長

○町長（伊能正夫）みなさんおはようございます。

本日は、平成31年第1回中之条町議会定例会に議員のみなさんにおかれましては、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素から町政発展のためにご指導と、ご協力をいただいておりますことに対しましても、厚くお礼を申し上げます。

まだ朝晩は寒い日が続いておりますけれども、それでも3月の声とともに日中の日差しにはようやく春の訪れを感じられるようになりました。今年は選挙イヤーでありまして、4月には県議会議

員選挙、そして皆さんの町議会議員選挙、7月には知事選、参議院選と続くわけでございますけれども、みなさんのこの議会の現在の体制とすると、最後の定例会になるわけでございます。今回の定例会につきましては、予算を中心の審議ということでございます。一般会計予算につきましては、ご案内のとおり100億7,700万円の予算計上をさせていただき、特別会計を合わせますと、172億2,426万円という大型予算になっているわけでございますけれども、歳入歳出のバランスを保ちながら、私にとっては2期目最初の予算ということで公約を果たすべき内容の予算を組ませていただいた訳でございます。今回の議会は、予算審議が中心の定例会であります。来年度の町の方針を見きわめる特に重要な定例会でございます。どうか慎重審議をいただき、ご議決をいただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）ありがとうございました。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットでの配信を予定しています。

傍聴席につきましては、写り込まないよう配慮をしていますが、傍聴者の声が同時に録音されるおそれがありますので、あらかじめ承知の上、議場内での会話等をお控えくださりますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名です。

これより平成31年第1回中之条町議会定例会3月定例会議を1日目の会議を開きます。

○

#### ◎ 会議録署名議員指名

○議長（山本隆雄）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条により、10番、小栗芳雄さん、11番、福田弘明さん、12番、福田あい子さんを指名します。

○

#### ◎ 審議期間の決定

○議長（山本隆雄）日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙の審議期間予定表のとおり本日から3月19日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの15日間と決定しました。

○

#### ◎ 議案第 1号 平成31年度中之条町一般会計予算

- ◎ 議案第 2号 平成31年度中之条町国民健康保険特別会計予算
- ◎ 議案第 3号 平成31年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算
- ◎ 議案第 4号 平成31年度中之条町介護保険特別会計予算
- ◎ 議案第 5号 平成31年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算
- ◎ 議案第 6号 平成31年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算
- ◎ 議案第 7号 平成31年度中之条町簡易水道事業特別会計予算
- ◎ 議案第 8号 平成31年度中之条町下水道事業特別会計予算
- ◎ 議案第 9号 平成31年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算
- ◎ 議案第10号 平成31年度中之条町発電事業特別会計予算
- ◎ 議案第11号 平成31年度中之条町自動車教習所事業会計予算
- ◎ 議案第12号 平成31年度中之条町上水道事業会計予算
- ◎ 議案第13号 平成31年度中之条町簡易水道事業会計予算

○議長（山本隆雄）日程第3、議案第1号から議案第13号まで一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第1号から議案第13号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 平成31年度中之条町一般会計予算について申し上げます。

我が国の経済状況は、内閣府が平成31年2月21日に公表した月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復している。」として、「先行きについては、雇用、所得関係の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行き、海外経済の動向と施策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としています。

国においては、これらの状況を踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針2018で示された新経済・財政再生計画の枠組みのもと、本格的な歳出改革に取り組み、平成25年度予算から平成30年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い出し、無駄を設定して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとして、経済再生と財政健全化の両立を実現することを基本的な考えとしております。地方財政対策においても、一般財源総額の確保、財源不足とその補填、まち・ひと・しごと創生事業の確保など、必要な経費を計上するとともに、社会保障の充実分等を含め、社会保障関係経費の増加を適切に反映した予算計上を講じているところでありますが、高齢化の進展による社会保障関係経費、公共施設の老朽化対策経費の増加など、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい現状であります。

ご承知のとおり中之条町の人口は、平成27年度国勢調査では1万6,850人となり、前回の調査から1,366人が減少しました。また、平成31年2月1日現在の住民基本台帳人口では1万6,131人となり、

減少傾向は続いております。このような中、いかに中之条町を存続させ、将来にわたり持続的に発展させ、町民が愛着を持ち、また町民であることに誇りを持てるまちづくりを最重要課題として捉え、今後の国の経済財政運営の動向を注視し、地方創生の基本方針に沿った積極的な事業展開を図っていく所存でございます。

平成31年度は、新総合計画・まちづくりビジョンの4年目、また総合戦略・人口ビジョンは5年目の計画最終年を迎えることとなります。予算編成にあたりましては、総合計画の基本的な柱である教育環境の充実、産業の振興、交流人口の増加、健康の増進、福祉の充実、財政の健全化、また総合戦略に掲げる基本目標である雇用の創出、地方への流れ、子育て環境づくり、地域づくりを実現するため、各施策を着実に推進する積極的な予算編成といたしました。

その結果、平成31年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに100億7,700万円でご提案をさせていただきました。平成30年度当初予算に比べると1億2,100万円、率にすると1.19%の減となっております。31年度におきましても、引き続きまち・ひと・しごと創生事業に係る地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金事業の11事業に取り組むとともに、重点施策を中心に積極的な予算編成をさせていただきました。

次に、予算編成における基本的な考え方を説明させていただきます。歳入に関しては、確実な財源把握に努め、町債については後年度の財政負担を考慮し、原則として後年度に地方交付税により措置される過疎債、緊急防災・減災事業債等を優先的に活用いたしました。

町税におきましては、町民税において個人、法人ともに若干の増額、固定資産税や都市計画税において、地価の時点修正による減額は予想されるものの、家屋の新增築分の増、軽自動車税においても台数の微増に伴う増額が予想されることから、前年を若干上回る額で見込ませていただきました。

地方譲与税、各種交付金等につきましては、前年の歳入実績をもとに地方財政計画に基づく増減率により見込ませていただきましたが、国の税制改革により、森林環境譲与税、自動車取得税に代わる環境性能割交付金を新たに見込むとともに地方交付税につきましては、合併算定外による特例措置が最終年度となり、若干の減額で見込ませていただき、地方交付税等を含む一般財源につきましては、若干増額とさせていただきます。

国、県支出金では、補助事業の特定財源として、その財源確保に努めるとともに、事業効果等を主体的に判断し、効率的な受け入れに努めました。

また、ふるさと思いやり基金につきましては、今年度の実績を踏まえて減額、ふるさと思いやり基金からの繰り入れにつきましては、前年度と比較して大きく減額となりますが、平成30年度のふるさと納税分について繰入額を見込ませていただきました。

歳出につきましては、財源確保の厳しい状況の中でありましたが、先ほどお話しした中之条町総合計画・まちづくりビジョン、中之条町人口ビジョン・総合戦略における基本目標の実現に目指し、

町民サービスの向上と町の活性化にかかる事業等に財源を配分させていただきました。

予算案の詳細につきましては、各担当課長から補足の説明をさせますので、私からは平成31年度に実施する重点施策について概要のみ説明をさせていただきます。

まず、第1点目が教育環境の充実でございます。まずは、4月から幼小中学校の幼児、児童生徒に対する給食費無料化をさせていただいております。また、特色ある学校教育の支援として、平成32年度の学習指導要領改定を見据え、小学校の外国語活動、英語の教科化を段階的に進めるため、ALT、英語教育支援員の充実した配置、さらに中之条町英語力向上支援計画（ステップ）による小中学校の英語教育の推進を図ります。

小中学校生を対象にALTを中心に英語だけで過ごすサマーキャンプ、教室の外で英語に触れる機会を通し、英語を学ぶ意欲を高める事業の実施や中学生を対象に3級以上の英語検定受験料の補助を引き続き実施いたします。また、学校不適応児童生徒の集団への適用を促し、学校生活への復帰を援助するため設置した適応指導教室に指導員を増員し、児童生徒への指導の充実を図ります。

幼児教育においても幼稚園、保育所の教育環境の充実と幼児の安全確保に努め、必要な人員確保と保育体制の強化を図ります。

施設関係の整備では、施設整備工事のほか、中之条幼稚園の屋根、外壁改修工事などを実施し、教育施設の改善に努めます。また、生涯学習関係では、生涯を通じて一人一人が生きがいを持って健康で幸福な生活が送れるよう、団体やサークル活動を支援し、誰もがいつでもどこでも学べる学習機会の充実に努めます。

主な事業としては、英語力向上事業、教育研究所運営事業、外国語青年（ALT）招致事業、中之条幼稚園屋根・外壁塗装改修工事、中之条球場改修工事などを予定しております。

2点目の産業の振興ですが、農業関係では整備計画4年次（最終年）となる中之条ガーデンズの園内整備を行うとともに、魅力あるイベント等を開催し、情報発信により年間を通じて集客及び収入の増加を図ります。

農業振興対策では、日本型直接支払制度による多面的機能支払交付金、農地中間管理機構による農地集積等を積極的に推進するとともに、新規就農者に対する積極的な支援を行います。

また、林業振興対策では、民有林の活用を図るため、林道整備による森林経営基盤を整えるとともに森林環境譲与税を活用し、木質燃料の供給体制の整備と木質バイオマス利用の推進に努めます。

観光関係では、2020年に群馬県でデスティネーションキャンペーンが開催されることが決定し、31年度はプレDCとなるため、群馬県（ぐんまちゃん家）、群馬県観光物産国際協会、JRなど関係機関と協力連携し、本町の魅力発信に努め、さらなる観光誘客を目指し、観光宣伝の充実を図るとともに観光資源を再確認し、観光施設の整備を計画的に実施いたします。

また、観光協会の強化充実を図り、密接な連携のもと、真田忍者ウォークの開催、旅行業エージェント及びメディア関係者への働きかけ等により、観光入り込み客の増加、にぎわいの創出を図り

ます。

商工関係では、チャレンジショップ出店支援事業の継続及び既存の店舗等リニューアル補助金の創設により、空き店舗対策と商店街の活性化を図るとともに地域における消費喚起としてプレミアムつき商品券の発行を支援いたします。

また、ふるさと納税関係では、町の経済活性化のため、引き続き寄附された方へのお礼品の送付を行います。

主な事業としては、農産物ブランド化事業、中之条マルシェ開催事業、中之条ガーデنز運営管理事業、農業農村整備事業、小規模農村整備事業、林道開設改良事業、観光宣伝事業、ふるさと納税事業、プレミアムつき商品券発行事業補助金などでございます。

第3点目の交流人口の増加では、先ほど申し上げたプレDCの年でもあり、より多くの方々に中之条町を訪れていただくための施策に努めます。

また、新たな交流の切り口として、東京都港区、青山氏、岐阜県郡上市との交流をプロジェクトとして推進し、ほかにも議会と連携した中での交流対策事業や準町民制度による加入希望者に対する町有施設割引利用や産品等の特典を送ることにより、さらなる交流人口の増加を図ります。

31年度は、ビエンナーレの開催年でもあり、前回でも42万人の来場者がありましたが、今回も町外、県外から多くの来場者が予想されます。そのほか伊参スタジオ映画祭、スパトレイル、まちなか5時間リレーマラソン、美野原花マラソンの開催イベントを行い、交流人口の増加を図るとともに、ラムサール条約に登録された貴重な地域資源である芳ヶ平湿地群、国天然記念物のチャツボミゴケなどについて関係機関等と協議を進め、保存活用を図るとともにPRに取り組みいたします。

そのほか都市部の意欲ある若者を受け入れ、まちづくり全般の業務を行う地域おこし協力隊活動事業についても、総務部門、農林業部門、新たに教育部門にも受け入れ、地域の活性化を図ります。

主な事業としては、都市等交流推進プロジェクト事業、ビエンナーレ開催事業、チャツボミゴケ公園管理事業、地域おこし協力隊活動事業、伊参スタジオ映画祭事業、スパトレイル開催事業、中之条まちなか5時間リレーマラソン、美野原花マラソンなどでございます。

次に、第4点目の健康の増進では、出産、育児から健康寿命の延伸まで、町民が生涯を通じて健康に生活を送れることを目的として、予防接種法に基づく定期予防接種の適切な実施と新たに成人男性への風疹抗体価検査、予防接種を加え、接種率の向上に努めるとともに、子供とお母さんの健康対策では、新たに導入した子育てモバイルサービスにより、きめ細やかな健康診断と健康相談を実施いたします。

また、成人を対象とした健康教育、相談事業の実施、特定健診に合わせて一般健康診査をはじめ、各種検査、健診等を実施するなど、細やかな健康増進対策を図ります。がん対策では、がん検診受診率向上対策委員会と連携し、がん健診への動議づけと受診勧奨により受診率向上を図ります。

主な事業としては、精神保健衛生事業、予防事業、乳幼児健康診査事業、がん検診事業などでご

ございます。

第5点目の福祉の充実では、少子化対策子育て支援、高齢者・障害者支援など福祉サービスを積極的に展開して、健やかで生き生きとしたまちづくりに取り組みます。少子化対策子育て支援では、男女の出会いの場づくりを積極的に展開するほか、出産奨励手当金から出産祝い金に名称を変え、第1子から支給する祝い金の増額や仕事を持つ保護者の子育てを支援するため、放課後児童対策事業等の充実を図ります。

また、10月から幼児教育・保育が無償化となりますが、その間、第3子以降の幼稚園、保育所の保育料等を無料化する子育て支援策並びに県の補助対象外となった3歳未満児の第1子、第2子にかかる保育料の軽減についても引き続き実施し支援を図ります。障害者等への支援では、地域活動支援センターの運営や日常生活用具給付事業、障害者自立支援給付事業を推進します。老人福祉では、明るく活力ある長寿社会を築くため、生きがいつくりを推進します。老人クラブ助成・慶朗会（敬老会）をはじめ、生活環境の整備として緊急通報・買い物支援バスの運行とともに公共交通の総合的な見直しにより移動困難者対策についても、移動困難者タクシー助成事業として新たな施策の展開を図ります。

主な事業としては、移動困難者タクシー助成事業、子育て応援事業、出会いの場づくり事業、不妊治療等助成事業、妊娠出産サポート事業、出産祝い金支給事業などを予定して、さらに総合戦略、人口ビジョンに掲げる雇用の創出として、おいしいお米づくり支援事業、木質バイオマス活用推進事業、地方への流れとして空き家対策事業、準町民制度事業、新規就農者定住支援事業、子育て環境づくりではふるさと移住・定住促進事業、放課後児童対策事業、地域づくりでは空き家利活用事業、デマンドバス・路線バス等公共交通対策事業、インフラ長寿命化事業などを実施します。

また、重点施策以外でも防犯カメラの設置、2年目となる防災行政無線デジタル化に向けた更新工事費、駅前の旧通運会館ビルの解体工事、地方道路交付金事業、消防ポンプ自動車購入事業に係る経費などを予定させていただきました。

最後に、まちづくりビジョンの重点目標、第6点の財政の健全化でございます。中之条町の財政状況は、財政健全化判断比率等の各種財政指標においては、健全性を保っているところでありますが、歳出面では今後扶助費等の社会保障関係経費や繰出金等の経常的経費の増加は避けられず、また公共施設の老朽化対策、新年度予算の中でも施設改修について計上させていただいております、さらなる対応も必要となり、厳しい見通しとならざるを得ない状況でございます。これに対応するため、今後一層の行財政改革を推進する中で、統一的な基準に基づく財政書類等の作成、公共施設等総合管理計画の推進により、健全財政の確保と透明性、公平性の確保を目指していきます。

以上、重点施策を中心に平成31年度に予定している事業の概要を説明させていただきました。豊かな自然、誇れる伝統、文化、歴史、先人が築かれてきたふるさとをこれからの人口減少時代を生き残り、次世代へ引き継いでいくために、職員とともに一丸となって英知を結集し、議員各位及び

町民のみなさんのご協力をいただきながら、心豊かなふるさとの建設に取り組みたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 平成31年度中之条町国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

平成31年度の予算額は、国保の被保険者数減少により保険給付費が減少傾向で推移している状況を踏まえ、前年度比で1億4,200万円減の歳入歳出それぞれ21億円とさせていただきました。

歳入では、4款の県支出金により、保険給付費が全額交付される保険給付費等交付金のほか、6款で保険基盤安定繰入金等を計上させていただきました。

歳出では、実績等を踏まえた保険給付費と、この保険給付費等を賄うために県へ納付する国民健康保険事業納付金を計上いたしました。

また、市町村で実施する保険事業では、特定健康診断やデータヘルス事業への所要額をお願いし、被保険者の健康増進や疾病予防を引き続き積極的に行います。

最後に、本予算につきましては、去る2月18日に国民健康保険運営協議会を開催し、ご審議をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第3号 平成31年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、群馬県後期高齢者医療広域連合により運営がされており、町は保険料の徴収や申請などの窓口業務を行うこととなっております。このようなことから、歳入では保険料の徴収額を見込み、歳出では徴収した保険料を広域連合へ納付するというものでございます。平成31年度の予算額は、歳入歳出それぞれ前年度対比3.4%増の2億4,400万円とさせていただきました。

歳入では、保険料及び保険料軽減分の保険基盤安定繰入金等を見込み、歳出では広域連合納付金として保険料及び保険基盤安定負担金を納付するというものでございます。

続きまして、議案第4号 平成31年度中之条町介護保険特別会計予算について申し上げます。

平成31年度は、中之条町第7期介護保険事業計画の3カ年の中間年度となります。認知症や地域体制づくり、医療との連携などの地域包括ケア関連の事業を軌道にのせていくとともに、介護予防事業や権限移譲によるサービス事業所の指定、監督業務の増大に対応してまいります。保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ0.35%減の19億8,700万円、介護サービス事業勘定では11.1%増の1,000万円といたしました。

歳入では、保険料について平成30年度から平成32年度までの3年間の事業計画期間は、標準保険料を月額5,200円として計上いたしております。支払基金交付金、国、県支出金、繰入金は、それぞれの負担割合で計上いたしました。

歳出では、2款保険給付費においては、第7期計画での推計に比べ、在宅利用人数は増えておりますが、1人当たりの費用が低かったことから、前年度対比0.46%減額いたしました。3款地域支援事業では、地域包括ケア関連の事業推進に伴い、0.6%増額いたしました。

最後に、本予算につきましては、さる2月18日に介護保険運営協議会を開催し、ご審議いただいておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第5号 平成31年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算について申し上げます。

四万へき地診療所は、四万温泉並びに周辺地域の皆様及び来訪者の皆様への医療サービスの提供と在宅医療への積極的な取り組みなどにより、地域のみなさんが安心して暮らせるよう努めております。

平成31年度の予算でございますが、歳入歳出それぞれ7,100万円とさせていただきました。対前年では、9,300万円の減額でございます。主な理由といたしましては、平成30年度に診療所の建て替えが終了することによるものでございます。

歳入では、前年の診療所建設費にあたる県支出金、医療設備整備費補助金や一般会計繰入金、繰越金が減額となっております。

歳出では、先ほど申し上げたとおり2款医業費のへき地診療所建設事業費が減額となっております。

続きまして、議案第6号 平成31年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算について申し上げます。

平成31年度の予算額は、前年度より200万円増の歳入歳出それぞれ6億2,600万円とさせていただきました。

歳入では、入所者及び通所サービス利用者の確保に努め、安定した介護報酬を得るためにさらなる情報収集と関連する施設との連携及び施設区分の上位区分への移行に向けて取り組んでまいります。また、施設を利用する方への安心安全なサービスを提供するための施設修繕や備品の更新及び施設運営のために不足する財源として繰入金を見込ませていただきました。

歳出では、引き続き経常経費の抑制に努めるとともに、利用者を第一に考え、施設設備の修繕や介護用備品等の更新を行い、より質の高いサービスの提供とリハビリテーションの充実に努め、利用者の在宅での生活の維持や在宅への復帰を支援していきたいと考えております。

なお、本予算につきましては、去る2月22日に中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘運営協議会を開催し、ご審議をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第7号 平成31年度中之条町簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

六合地区の簡易水道につきましては、安全で良質な水を安定的に供給できるよう施設の管理を行うもので、歳入歳出予算の総額を8,600万円とするものでございます。主な財源といたしましては、使用料2,400万円、一般会計からの繰入金5,840万円でございます。

次に、歳出の主な内容ですが、総務費では人件費及び簡易水道の維持管理に要する費用などを計上し、3,602万3,000円をお願いするものでございます。事業費につきましては、簡易水道建設事業

費で、老朽化した配水池の更新工事に伴う工事費等で3,778万5,000円を計上させていただきました。公債費につきましては874万7,000円とし、簡易水道事業に充てました町債の償還にかかわるものでございます。

続きまして、議案第8号 平成31年度中之条町下水道事業特別会計予算について申し上げます。

下水道事業としましては、清潔で快適な生活環境の確保と河川などへの水質保全を目的として、管路や施設などの維持管理に努めております。平成31年度は、中之条処理区で3年目となる管渠内の清掃や新たに更正工事などを計上し、下水道を適切に処理するための事業として、総額を5億3,700万円とするものでございます。この主な財源としましては、使用料1億5,793万2,000円、他会計繰入金2億8,000万円、町債8,100万円などを充てるものでございます。

次に、歳出の内容でございますが、下水道事業費は総額を1億8,186万7,000円とし、このうち公共下水道費では中之条処理区の管理費用及び改築更新事業などを計上し、1億2,042万7,000円をお願いするものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業費では、四万・沢渡処理区、横尾地区の管理費用及び四万処理区改築更新事業などを計上し、6,144万円をお願いするものであります。公債費につきましては3億4,961万1,000円とし、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に充当した町債の償還に充てるものでございます。

続きまして、議案第9号 平成31年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

農業集落排水事業及び個別合併処理浄化槽管理事業等につきましても、下水道と同様清潔で快適な生活環境の保全と確保と河川などの水質保全等を図っているところでございます。平成31年度も引き続き下沢渡地区ほか3地区の農業集落排水施設と町が設置した合併処理浄化槽を適切に管理するもので、歳入歳出予算の総額を3億3,500万円とするものでございます。この主な財源といたしましては、使用料3,903万4,000円、他会計繰入金2億2,685万円、町債6,000万円などを充てるものでございます。

次に、歳出の主な内容ですが、農業集落排水費では4地区の管理費として6,677万2,000円を計上し、平成31年度から折田・山田地区の管渠清掃を予定しております。個別排水費では、町が設置した合併処理浄化槽管理費として1,044万7,000円をお願いするものでございます。公債費につきましては、2億5,369万円とし、農業集落排水施設整備事業及び個別排水処理施設整備事業に充当した町債の償還に充てるものでございます。

続きまして、議案第10号 平成31年度中之条町発電事業特別会計予算について申し上げます。

太陽光発電施設3カ所、小水力発電施設1カ所の施設管理と売電による経費などを行うもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,700万円とするものでございます。

歳入では、その大半を占める売電収入のほか、沢渡第1及び第2太陽光発電所のパワーコンディ

ショナーメンテナンス費用にかかる発電基金からの繰入金、雑入といたしまして、沢渡第1太陽光発電所スラグ措置工事に関する補償金等を、また繰越金などを計上させていただきました。

歳出では、太陽光発電事業費で発電施設の管理委託料やリース料、発電補償料、沢渡第1太陽光発電所スラグ措置工事費、収益の一部を一般会計へ繰り出す予算など、小水力発電事業費で発電施設の維持管理費、ガーデンズほか農業3施設の電気代として一般及び農集排会計への繰出金などを計上させていただきました。また、長期にわたる事業運営に配慮した発電基金への積立金の予算を計上させていただきました。

続きまして、議案第11号 平成31年度中之条町自動車教習所事業会計予算について申し上げます。

教習所事業は、少子化による同業他社との競合が激しさを増し、厳しい状況にあります。

予算、第2条の業務の予定量は、年間入所人員を370人と設定し、この目標に向け努力することといたしました。

次に、第3条の収益的収入及び支出につきましては、事業収益1億964万7,000円、事業費1億957万9,000円といたしました。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入はなく、支出はオートマ教習車両と予備費を計上いたしました。

なお、支出に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

また、第6条の他会計からの補助金として、デマンドバス運営補助金を1,030万7,000円計上いたしました。

以上、概要を申し上げますが、本予算につきましては去る2月15日、自動車教習所運営委員会に諮り、ご承認をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第12号 平成31年度中之条町上水道事業会計予算について申し上げます。

水道は、生活に必要不可欠なライフラインであり、安全で安心できる水道水を安定的に供給できるよう、適切な施設の整備と維持管理に努めております。近年の水道事業は、給水人口の減少や節水器具の普及などにより、水の需要が年々減少傾向となっております。

まず、業務予定量を申し上げますと、年間給水量は前年比98.8%の133万2,000立方メートルを見込んでおります。

次に、建設改良費につきましては、横尾地内の老朽管布設替え工事ほか4工事を予定しております。

水道事業収益は2億6,385万2,000円、水道事業費用は2億3,050万6,000円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出であります。工事負担金などの収入は見込めませんが、設備投資は必要不可欠であることから、支出の総額を1億4,913万円とし、建設改良費は9,400万円、企業債償還金は5,013万円を予定しております。

収入支出において不足する額 1 億4,913万円は、当年度分の消費税資本的収支調整額854万5,000円、損益勘定留保資金の 1 億426万8,000円及び建設改良積立金3,631万7,000円で補填をするものでございます。

続きまして、議案第13号 平成31年度中之条町簡易水道事業会計予算について申し上げます。

簡易水道事業は、施設が8カ所あり、小規模ゆえに維持管理の難しさがありますが、生活に必要なライフラインとして、安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう適切な施設の整備と管理に努めてまいります。

まず、業務予定量を申し上げますと、年間給水量は前年比99.2%の61万8,000立方メートルを見込んでおります。

次に、建設改良費につきましては、岩本簡易水道の老朽管布設替え工事ほか4工事を予定しております。

水道事業収益は1億3,091万円、水道事業費用は1億2,512万4,000円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入では一般会計からの起債償還金に対する出資金及び建設改良工事に対する建設補助金などを見込み、総額3,909万7,000円を予定しております。

また支出では、総額9,514万5,000円とし、建設改良費は5,000万円、企業債償還金は4,014万5,000円を予定しております。

収入支出において不足する額5,604万8,000円は、当年度分の消費税資本的収支調整額99万2,000円、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金合計5,505万6,000円で補填するものでございます。

以上申し上げます。議案第1号から議案第13号までの提案説明とさせていただきます。ご審議をいただき、ご議決を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりましたので、これより補足の説明を求めます。

最初に、一般会計予算の総体的事項と歳入について説明を求めます。総務課長

（議案第1号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）説明の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は11時15分といたします。

（休憩 自午前11時02分 至午前11時15分）

○議長（山本隆雄）お願いします。

歳出に移りますが、1款議会費からページを追って、担当課長から補足の説明をお願いします。

1款議会費について、議会事務局長

（第1款について、議会事務局長補足説明）

○議長（山本隆雄）総務課長

（第2款について、総務課長補足説明）

（第2款について、企画政策課長補足説明）

（第2款について、会計課長補足説明）

- (第2款について、総務課長補足説明)
- (第2款について、企画政策課長補足説明)
- (第2款について、住民福祉課長補足説明)
- (第2款について、企画政策課長補足説明)
- (第2款について、六合振興課長補足説明)
- (第2款について、企画政策課長補足説明)
- (第2款について、六合振興課長補足説明)
- (第2款について、生涯学習課長補足説明)
- (第2款について、総務課長補足説明)
- (第2款について、企画政策課長補足説明)
- (第2款について、観光商工課長補足説明)
- (第2款について、企画政策課長補足説明)
- (第2款について、総務課長補足説明)
- (第2款について、税務課長補足説明)
- (第2款について、住民福祉課長補足説明)
- (第2款について、総務課長補足説明)
- (第2款について、企画政策課長補足説明)
- (第2款について、監査事務局長補足説明)
- (第3款について、住民福祉課長補足説明)
- (第3款について、こども未来課長補足説明)
- (第3款について、住民福祉課長補足説明)
- (第3款について、こども未来課長補足説明)
- (第3款について、住民福祉課長補足説明)

○議長（山本隆雄）補足の説明の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時とします。

（休憩 自午後零時05分 至午後1時00分）

○議長（山本隆雄）再開します。

4款衛生費から補足説明をお願いします。

- (第4款について、保健環境課長補足説明)
- (第5款について、観光商工課長補足説明)
- (第6款について、農林課長補足説明)
- (第6款について、六合振興課長補足説明)
- (第7款について、観光商工課長補足説明)

(第7款について、六合振興課長補足説明)  
(第7款について、観光商工課長補足説明)  
(第7款について、六合振興課長補足説明)  
(第7款について、観光商工課長補足説明)  
(第7款について、企画政策課長補足説明)  
(第8款について、建設課長補足説明)  
(第9款について、総務課長補足説明)  
(第10款について、こども未来課長補足説明)  
(第10款について、生涯学習課長補足説明)  
(第10款について、住民福祉課長補足説明)  
(第10款について、生涯学習課長補足説明)  
(第10款について、こども未来課長補足説明)  
(第11款から第13款について、総務課長補足説明)

○議長 (山本隆雄) 補足説明の途中ですが、ここで暫時休憩します。再開は午後2時15分といたします。

(休憩 自午後2時03分 至午後2時15分)

○議長 (山本隆雄) 第2号から第4号の補足説明をお願いします。住民福祉課長  
(議案第2号から議案第4号について、住民福祉課長補足説明)

○議長 (山本隆雄) 議案第5号、保健環境課長  
(議案第5号について、保健環境課長補足説明)

○議長 (山本隆雄) 議案第6号、住民福祉課長  
(議案第6号について、住民福祉課長補足説明)

○議長 (山本隆雄) 続いて、議案第7号、六合振興課長  
(議案第7号について、六合振興課長補足説明)

○議長 (山本隆雄) 議案第8号、第9号、上下水道課長  
(議案第8号及び第9号について、上下水道課長補足説明)

○議長 (山本隆雄) 議案第10号、企画政策課長  
(議案第10号について、企画財政課長補足説明)

○議長 (山本隆雄) 議案第11号、自動車教習所長  
(議案第11号について、自動車教習所長補足説明)

○議長 (山本隆雄) 議案第12号、第13号、上下水道課長  
(議案第12号及び第13号について、上下水道課長補足説明)

○議長 (山本隆雄) 補足説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第1号から第13号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

- ◎ 議案第14号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第15号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第16号 中之条町消防団条例の一部改正について
- ◎ 議案第17号 中之条町出産奨励手当金支給条例の一部改正について
- ◎ 議案第18号 六合特産品づくり施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第19号 チャツボミゴケ公園設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第20号 中之条町コミュニティ施設「赤岩の里」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第21号 中之条町特産品直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第22号 長英の隠れ湯の設置及び管理に関する条例廃止について
- ◎ 議案第23号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について
- ◎ 議案第24号 中之条町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第25号 六合げんき館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第4、議案第14号から第25号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）大変お疲れのところでございますけれども、日程に従いまして、議案第14号から議案第25号まで提案説明を申し上げます。

初めに、議案第14号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

今回改正をお願いする内容は、図書館法第14条第2項の規定に基づき、町の図書館の管理運営等に関し、協議や意見を述べる機関として図書館協議会を設置し、その委員についての報酬額等について規定するものであります。

続きまして、議案第15号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について申し上げます。

改正の内容は、働き方改革による長時間勤務是正のため、国家公務員における超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定める措置が講じられ、平成31年4月から適用されます。地方公務員においても均衡の原則により、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるため、所要の措置を講じるものであります。

施行日につきましては、平成31年4月1日を予定しております。

続きまして、議案第16号 中之条町消防団条例の一部改正について申し上げます。

本案は、多様化する消防活動に対応し、組織を強化するため、副団長を1名増員し、団員定数を現行の348名から349名とするとともに、副分団長、副ラッパ長の報酬について、現行部長と同額の年額8万円を9万4,000円に増額するものであります。

施行日につきましては、平成31年4月1日を予定しております。

なお、このことにつきましては、去る1月26日に開催された消防委員会において承認をいただいているところでございます。

続きまして、議案第17号 中之条町出産奨励手当金支給条例の一部改正について申し上げます。

現行の中之条町出産奨励手当金条例では、出産時に6カ月住民である方に対し、第2子に20万円、第3子に30万円、第4子以降に50万円を支給しております。今回の改正では、これに加えて第1子の誕生に5万円を支給し、子育て支援の充実を図るものであります。

さらに、第1子から支給することから、条例の名称について出産奨励手当金ではなじみがないため、出産祝金に改め、支給目的を子供の誕生を祝福し、児童の健全な育成を図るとさせていただいたものでございます。

また、支給基準や用語の定義の明確化について、あわせて改正するものでございます。

続きまして、議案第18号 六合特産品づくり施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について申し上げます。

六合特産品づくり施設の管理につきましては、条例により指定管理者に行わせるとしてございます。現在、六合の幸工房が指定管理者として管理し、花豆の缶詰、納豆及び行者ニンニクの漬物の製造を行っております。

高齢化が進む地域の状況等を考慮すると、今後指定管理を受けるものがない場合も想定されます。その場合に備え、町長が管理することができるよう条例を改正する議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第19号 チャツボミゴケ公園設置及び管理に関する条例の一部改正について申し上げます。

チャツボミゴケ公園につきましては、平成30年度より車の乗り入れを制限し、管理事務所付近に整備をいたしました駐車場をご利用いただき、入場者につきましては登山道の利用またはシャトルバスによる輸送を実施してまいりました。1年間試行ということで、シャトルバス乗車場所に箱を設置し、利用者から協力金として1回100円をお願いいたしましたが、実績として約80%の方にご利用をいただきました。協力金の管理や負担の平等性等を考慮した結果、町外の方には100円を入場料に上乗せし、600円とさせていただきたいというもので、条例の一部改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第20号 中之条町コミュニティ施設「赤岩の里」の設置及び管理に関する条例の一部改正について申し上げます。

赤岩温泉を利用した公衆浴場施設「長英の隠れ湯」につきまして、後ほどの議案第22号で説明させていただきますが、平成30年度末で廃止させていただき、新たな共同浴場施設を現在整備しておりますが、その入浴施設を本条例に追加させていただきたいものであります。

また、長英の隠れ湯の廃止後の利用につきましては、平成31年度開催予定の中之条町ビエンナーレやRVパークとしての交流施設として活用していきたいものであり、本条例に追加させていただくものでございます。

第14条の規定につきましては、指定管理のみではなく、町による管理もできるように規定したいものであり、条例の一部改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第21号 中之条町特産品直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正について申し上げます。

道の駅六合の敷地内に設置しております特産品直売所の施設使用料について24万円と規定されておりますが、1月から3月までの冬期間におけるお客様の入り込みが悪く、経営を圧迫していることから、条例第7条第2項の規定により平成29年度より6万円減額し、18万円を納入していただいております。

今後も冬期間のお客様の増加が見込めないことから、施設使用料を18万円と規定させていただきたいというもので、条例の一部改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第22号 長英の隠れ湯の設置及び管理に関する条例廃止について申し上げます。

六合赤岩温泉を利用した長英の隠れ湯につきましては、平成11年より管理運営を実施し、建設から20年が経過いたしますが、平成25年に町有施設の施設評価検討委員会より縮小、休止の判定を受け、平成31年3月31日をもって廃止としたいことから、条例の廃止をお願いするものでございます。

続きまして、議案第23号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について申し上げます。

本条例につきましては、県の指導により平成15年度からの1年間に限ったの借りかえの暫定措置の延長に伴い、毎年一部改正をお願いしてきたところですが、今回も引き続き1年間延長する旨の指導が県よりありましたので、条例の改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第24号 中之条町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

今回改正をお願いする内容は、水道事業者による布設工事で現場監督者が有すべき資格の一つに技術士の項目があり、その試験において水道環境という科目が統廃合によって削除されることから、水道法施行規則の省令に基づき、条例の一部改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第25号 六合げんき館の設置及び管理に関する条例の一部改正について申し上げ

げます。

六合げんき館につきましては、指定管理者による管理運営を行ってきましたが、3月31日で指定期間が満了し、その後指定管理を行わないことから、町直営で運営管理できるよう規定の見直しを図るものでございます。

以上申し上げ、議案第14号から第25号までの提案説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりましたので、補足の説明を求めます。

議案第14号、生涯学習課長

（議案第14号について、生涯学習課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第15号から第16号 総務課長

（議案第15号から第16号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第17号 住民福祉課長

（議案第17号について、住民福祉課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第18号 農林課長

（議案第18号について、農林課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第19号から第22号 六合振興課長

（議案第19号から第22号について、六合振興課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第23号 観光商工課長

（議案第23号について、観光商工課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第24号 上下水道課長

（議案第24号について、上下水道課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第25号 生涯学習課長

（議案第25号について、生涯学習課長補足説明）

○議長（山本隆雄）説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第14号から第25号につきましても審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第26号 権利放棄につき議決を求めることについて

○議長（山本隆雄）日程第5、議案第26号 権利放棄につき議決を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第26号 権利放棄につき議決を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、平成31年度に吾妻広域消防本部、東部消防署を移転する費用13億2,814万円について、起

債 9 億 8,440 万円、町村負担金 3 億 4,374 万円を財源とするにあたり、中之条町は吾妻広域町村圏振興整備組合の規定により、6,274 万 7,000 円を負担することになります。

この負担分について、現在吾妻広域町村圏振興整備組合で管理しているふるさと市町村基金の出資額 2 億 2,057 万 3,000 円のうち、6,274 万 7,000 円を取り崩し、充当するために、吾妻広域町村圏振興整備組合同規約第 16 条の規定による基金の一部処分について、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、権利放棄の議決をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）続いて、補足の説明がありましたらお願いします。総務課長  
（議案第 26 号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）補足の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。  
お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。  
議案第 26 号 権利放棄につき議決を求めることについてを採決します。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。  
よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

---

○

◎ 議案第 27 号 町道の認定について

○議長（山本隆雄）日程第 6、議案第 27 号 町道の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第 27 号 町道の認定について提案理由の説明を申し上げます。

横尾地内、町道小塚 6 号線でございますが、地元からの要望もあり、生活道路でございますので、町道認定をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）続いて、捕捉の説明がありましたらお願いします。建設課長  
（議案第 27 号について、建設課長補足説明）

○議長（山本隆雄）補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
ご質疑ございませんか。

(発言する人なし)

○議長(山本隆雄) 別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第27号 町道の認定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 報告第1号 専決処分の報告について

○議長(山本隆雄) 日程第7、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(伊能正夫) それでは、日程に従いまして、報告第1号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

これにつきましては、物損事故の和解について専決処分をさせていただきました。事故の内容は、平成30年11月27日午後3時20分ごろ、長野原町地内(コメリ駐車場)において、買い物支援バスを駐車するためハンドルを切ったところ、駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両の左前バンパーを破損させたもので、町側の過失で和解が成立し、賠償金として27万346円を相手方に支払うものでございます。

地方自治法第180条の規定により、去る1月8日に専決処分させていただいたものであります。

○議長(山本隆雄) 続いて、補足の説明がありましたらお願いします。総務課長

(報告第1号について、総務課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長(山本隆雄) 別段ないようですので、以上で報告を終わります。

○

○議長(山本隆雄) 以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

ここで休会日についてお諮りします。

3月6日から17日まで、議案調査、委員会審査のため休会したいと思いますと思いますが、これにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議ないものと認め、3月6日から17日まで休会することに決定しました。

3月18日は、定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

(散会 午後3時16分)

平成31年中之条町議会 第1回定例会 3月 定例会議 会議録 第2日

招集年月日 (会議)	平成 31 年 03 月 18 日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時	開議	平成31年03月18日 午前 9 時 30 分						
	散会	平成31年03月18日 午後 5 時 07 分						
応招ならびに 不応招議員 応招 18名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 18名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	関 美香	応招	出席	10番	小栗 芳雄	応招	出席
	2番	大場 壯次	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	3番	篠原 一美	〃	〃	12番	福田あい子	〃	〃
	4番	富沢 重典	〃	〃	13番	齋藤 祐知	〃	〃
	5番	町田 護	〃	〃	14番	大橋 修次	〃	〃
	6番	関 常明	〃	〃	15番	山本日出男	〃	〃
	7番	唐沢 清治	〃	〃	16番	原沢今朝司	〃	〃
	8番	篠原 文雄	〃	〃	17番	劔持 秀喜	〃	〃
	9番	安原 賢一	〃	〃	18番	山本 隆雄	〃	〃
会議録署名議員	10番 小栗 芳雄		11番 福田 弘明		12番 福田あい子			
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		木暮 浩志		書記		朝賀 浩	
	議事書記		田村 深雪		書記		関 侑介	
	議事書記		飯塚 剛夫					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	安原 明
	副町長	野村 泰之	建設課長	本多 守
	教育長	宮崎 一	会計管理者	小板橋千晶
	総務課長	鈴木 幸一	上下水道課長	関 洋太郎
	企画政策課長	黒岩 文夫	こども未来課長	宮崎 靖
	税務課長	関口 信一	生涯学習課長	富沢 洋
	住民福祉課長	桑原 正	六合振興課長	篠原 良春
	保健環境課長	唐澤 伸子	教習所長	柏瀬 高広
	観光商工課長	永井 経行		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(3月18日午前9時30分開議)

## 第 1 総括質問

○

## ◎ 開 議

○議長（山本隆雄）おはようございます。

第1回定例会3月定例会議の本会議も本日で2日目となりました。休会中にはそれぞれの委員会で議案の審査、所管の事務調査等、精力的に活動いただきありがとうございました。議会基本条例の施行に伴い、第6条に規定する本会議における質疑、質問は論点を明確にするため一問一答方式で行うこととされていますので、あらかじめご承知をお願いします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため場内の撮影を行います。インターネットでの配信を予定しています。傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴者の声が同時に録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名です。

これより本日の会議を開きます。

○

- ◎ 議案第 1号 平成31年度中之条町一般会計予算
- ◎ 議案第 2号 平成31年度中之条町国民健康保険特別会計予算
- ◎ 議案第 3号 平成31年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算
- ◎ 議案第 4号 平成31年度中之条町介護保険特別会計予算
- ◎ 議案第 5号 平成31年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算
- ◎ 議案第 6号 平成31年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算
- ◎ 議案第 7号 平成31年度中之条町簡易水道事業特別会計予算
- ◎ 議案第 8号 平成31年度中之条町下水道事業特別会計予算
- ◎ 議案第 9号 平成31年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算
- ◎ 議案第10号 平成31年度中之条町発電事業特別会計予算
- ◎ 議案第11号 平成31年度中之条町自動車教習所事業会計予算
- ◎ 議案第12号 平成31年度中之条町上水道事業会計予算
- ◎ 議案第13号 平成31年度中之条町簡易水道事業会計予算
- ◎ 議案第14号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第15号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- ◎ 議案第16号 中之条町消防団条例の一部改正について
- ◎ 議案第17号 中之条町出産奨励手当金支給条例の一部改正について
- ◎ 議案第18号 六合特産品づくり施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第19号 チャツボミゴケ公園設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第20号 中之条町コミュニティ施設「赤岩の里」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第21号 中之条町特産品直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第22号 長英の隠れ湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第23号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について
- ◎ 議案第24号 中之条町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第25号 六合げんき館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第1、議案第1号から第25号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、3月5日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

質疑は総括質疑とします。中之条町基本条例第6条第2項において、議員の質問に対し議長の許可を得て論点、または争点を明確にするため反問することができることとされました。よりよい町づくりを目指し、議員は効率のよい質疑と、執行部は明快な回答をいただきますようあらかじめお願いいたします。

質疑のある方は、挙手していただき、議長が指名しますので、各議員最初の質問については登壇して行い、次の質疑、再質問については質問席で行います。また執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いします。

質疑が各課にわたると考えられますが、指名後、答弁まで含めた時間で質疑者は1人60分以内でお願いします。

最初のベルが残り10分、2回目が残りの5分、3回目が残りの1分です

それでは、ご質疑をお願いします。

1番、関さん、ご登壇願います。

○1番（関 美香）みなさん、おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、平成31年度一般会計予算に対する総括質疑を、1、給食費の無償化について、2、出会いの場づくり事業について、3、産後ケア事業についてお伺いいたします。

まず初めに、給食費の無償化についてですが、以前同僚議員の給食費無償化に対する一般質問の答弁の中で、町長は給食費については基本的に保護者に払っていただきたいとお考えを述べていたと記憶しております。平成31年4月より幼稚園、小学校、中学校の給食費の無償化を決断された町長の思いをお聞きしたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。ただいま関議員からのご質問についてお答えをさせていただきますと思います。

給食費を無料にするという決断をどうしたかということでございますけれども、関議員からも発言がありましたように給食費につきましては基本的には子供さんの口に入るものでありますので、保護者負担が正しいのかなというふうに思っていたわけでございますけれども、いろいろの保護者の声をお伺いする中で、無償にさせていただきたいという声が強かった、そして無償ではなくて、半分、あるいは3分の1でいいのではないか、あるいは無償にしないでいいというさまざまな意見があったということは確かでございます。その中で議員さんの声も無償化という声が相当ありましたし、吾妻郡内の様子を見ても無償化ということになっているということでございまして、総合的に判断をさせていただいて、無償化ということに決断をさせていただいたということでございます。

○議長（山本隆雄）1番、関さん

○1番（関 美香）町長の答弁から子育て支援にさらに力を入れていくとの決意が伝わってまいりました。

さて、10月から幼児教育無償化が始まりますが、保育所の保育料については保育料と給食費とに区分されていると認識しております。国が保育料を無償化しても給食費は保護者負担になると考えられますが、保育所の給食費について無償化する考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今ご発言のとおりでございまして、国のほうでは10月から保育料の無償化ということでございますけれども、一般的に今保育所の保育料というのは保育料の部分と給食費の部分、これが合わさって保育料ということで保護者から徴収をさせていただいているわけですが、10月1日からは保育料については国のほうで負担をしてくれるということでございますけれども、給食費については国のその補助からは外れるということになるわけでございます。いろいろのバランス、幼稚園とのバランス、小中学校とのバランス等もございまして、ゼロ歳から5歳までの幼児についても給食費を無償にしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）1番、関さん

○1番（関 美香）保育所の給食費についても無償化していくとの答弁をいただきました。

では次に、必要経費についてお伺いいたします。4月から始まる幼稚園、小学校、中学校の給食費無償化に対する経費はどれぐらいかかるのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員ご質問の給食費の無償化にかかります必要経費につきましてはこども未来課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（宮崎 靖） それでは議員お尋ねの給食費の無償化に対する必要経費についてお答えさせていただきますと思います。

平成31年度にこれまでと同様に町立の幼稚園、小学校、中学校の保護者負担分として徴収する予定額につきましては、6,057万7,200円となります。また新たに中之条町在住で特別支援学校に通学するお子さんや、食物アレルギーにより給食を一食全て召し上がることができないお子さんの保護者には給食費相当額を支給することを考えてございます。この補助金にかかわる経費につきましては、85万6,800円と算定してございます。これらの合計になりますけれども、6,143万4,000円が無償化に対する必要経費と考えてございます。なお、以前から消費増税と食材費の値上がりにより食材費が不足することを防ぐために給食費は値上げをせず町が補助を行ってまいりました。こちらにかかわる経費につきましては、407万6,000円を予定してございます。

以上の経費の合計金額であります6,551万円が平成31年度の給食費にかかる必要経費と算定しております。また、ただいま6,551万円と申し上げた金額はあくまで31年度中の幼稚園、小学校、中学校の無償化分でございます。これに10月からの保育所の給食費無償化相当分、こちらが400万2,600円と算定しておりますが、これを足されますと、合計で6,951万2,600円となり、およそ7,000万円弱ということで推計しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄） 1番、関さん

○1番（関 美香） 4月から始まる幼稚園、小学校、中学校の給食費無償化分が約6,550万円、そして10月から始まる保育所の給食費無償化分約400万円の経費がかかることを確認させていただきました。

では、給食費の無償化に対する財源確保を今後どのように考えていくのかお伺いたします。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） 給食費の無償化の財源でございますけれども、現在ふるさと納税が順調でありますので、ふるさと納税を当面使わせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 1番、関さん

○1番（関 美香） ふるさと納税を財源としていくとの答弁でありましたが、確認をさせていただく意味で平成28年度から平成30年度までのふるさと納税収納額を、各年度ごとに教えていただきたいと思っております。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） 概略で申し上げますけれども、平成28年度が8億8,000万円、29年度が7億4,000万円、30年度が現在のところ2億6,000万円となっております。

○議長（山本隆雄） 1番、関さん

○1番（関 美香） ふるさと納税収納額は年々減少してきている状況の中、今後の財源としていくこ

とに対し不安を覚えます。ほかの財源の掘り起こしなど工夫していかなければと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）このふるさと納税が永遠に続くということは考えておりませんし、今総務省のほうでもいろいろの整理をしているということでございますので、減少する傾向にはあるかなというふうには思っております。しかし、この無償化につきましては、大変大切な政策でございますので、一般財源等で繰り合わせをさせていただき、その財源に充てさせていただくということでございます。

○議長（山本隆雄）1番、関さん

○1番（関 美香）先ほど申し上げたように、年々減少してきているふるさと納税を財源としていくことに対し、不安を覚えるのは私だけではないと思います。中之条町づくりビジョンの重点目標である財政の健全化に努めていただきながら給食費の無償化を進めていただきたいと思います。

次に、給食に関連しての質問をさせていただきます。食物アレルギーを持つお子さんは何人いるのか、また給食においてどのような対応をとっているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（宮崎 靖）それでは、お尋ねの食物アレルギーのお子さんの人数につきましてお答えさせていただきます。また、その対応についても申し上げたいと思います。

人数につきまして自分からご報告させていただきます。平成31年3月現在になりますけれども、幼稚園で6人、小学校で18人、中学校で4人、吾妻特別支援学校2人ということでありまして、吾妻支援学校につきましては、嬭恋村の方、また草津町の方ということで、1人ずつで合計30人でございます。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）今人数のほうはこども未来課長のほうからお話をさせていただきました。私のほうからはその対応につきまして申し上げさせていただきます。

本町では学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを作成しております。これに沿って対応を行っているところでございます。具体的には原因となります食品を取り除く除去食を行っております。しかしながら、給食センターの能力や環境によりまして、原因となる食品に変わる食材を提供する代替食は行ってございません。各種給食センターでは植物アレルギーのお子さんを持つ保護者に対しまして、献立の詳細について情報提供をしております。それによりまして、保護者が情報を確認して、給食が食べられない場合には弁当をご持参いただいているということでございます。したがって、比較的症状が軽くお子さん本人が原因となる食品を取り除ける場合、あるいは調理の最終工程で取り除くことができる場合のみ除去食による対応を行っております。しかしながら、混入や誤食といった、そういう事故を防ぎ安全を確保するために食物アレルギーの症状が重い

場合には、先ほど申し上げましたように弁当をご持参いただいているということでございます。

○議長（山本隆雄）1番、関さん

○1番（関 美香）給食は、子供さんの健康を維持する上で大切な役割を果たすとともに、アレルギーのある子供さんにとっては混入や誤食によって命を落とすケースも考えられます。中之条町では学校給食における植物アレルギー対応マニュアルを作成し、対応、また植物アレルギーの子供さんを持つ保護者に対して、献立の詳細について情報提供していることを確認させていただきました。教育現場における給食時の混入や誤食を防ぎ給食の安全の確保に今後も努めていただきたいと思います。

次に、給食費の無償化において食物アレルギーを持つ子供さんについてどのような支援を行うのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）食物アレルギーのお子さんの支援内容につきましてお答えをいたします。食物アレルギーのため、学校給食を1食全て召し上がることができない場合は給食費無償化の恩恵を受けることができません。そのため、保護者の申請によりまして、給食費相当額の補助金を保護者に対しまして、交付することを考えております。

○議長（山本隆雄）1番、関さん

○1番（関 美香）アレルギーを持つ子供さんはもちろん、保護者のご苦労は思う以上に大変であると思います。給食を1食全て召し上がることができない場合は給食費相当額の補助金を保護者に交付することを考えているとの答弁をいただきました。アレルギーを持つ子供さんとアレルギーのない子供さん、子育て支援の一環である給食費無償化において公平性が保たれるよう検討し、アレルギーを持つ子供さん世帯へよりよい支援を実施していただきたいと思います。

次に、出会いの場づくり事業についてお伺いいたします。新たにセミナー講師謝金13万2,000円が計上されていますが、この予算は出会いの場づくり事業の中でどのように使われるのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、住民福祉課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）セミナー講師謝金13万2,000円についてお答えいたします。

出会いの場づくり事業につきましては、少子化の要因の一つである未婚化、晩婚化に対する取り組みとして事業を行っております。平成26年度からこれまで婚活パーティー等のイベントを中心に企画してまいりましたが、ここ一、二年では参加者の減少、特に町民の参加申込者が非常に少なくなっていることから、開催を中止せざるを得ない状況となっております。このことから、平成31年度は婚活イベントにかわり地域社会における結婚の機運醸成のために地域事業所とともに連携を

図りながらセミナーを開催したいと考えております。

○議長（山本隆雄）1番、関さん

○1番（関 美香）未婚化、晩婚化に対する取り組みである出会いの場づくり事業は、少子化対策における大切な事業であると思います。先ほどの答弁の中に平成31年度は地域社会における結婚機運醸成のためのセミナー開催を考えておりますとありましたが、結婚の機運を地域社会全体で盛り上げていく取り組みが必要であると思います。婚活イベントへの参加者がここ一、二年で減少してきている状況を見ても地域社会全体で出会いの場づくり事業を盛り上げていく取り組みに期待したいと思います。

次に、平成26年度から行ってきた婚活イベントの開催回数、男女別の参加人数、カップル成立数、また結婚に至ったカップルはあるのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）平成26年度からこれまでにイベント開催企画数が14回で、このうち実際に開催できたのが9回でした。

参加者数は男性が延べ93人で、うち町民が42名、女性が延べ85人で、うち町民が20名、合計では延べ178名で町民が62名でございました。

カップルの成立数につきましては、当初数回のイベントではカップリングを実施していなかったため不明でございますが、カップリングを実施するようになってからはイベント内での成立数は延べ16組のうち町内参加者も含むものは7組でございました。さらに、結婚に至ったものにつきましては、追跡調査を行っていないため全体数はわかりませんが、町民で結婚まで至ったカップルが1組いたということは確認しております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）1番、関さん

○1番（関 美香）答弁いただいた数字を参加者数で見ると、男性が延べ93名、うち町民が42名、女性が延べ85名、うち町民が20名であり、女性の町民参加者数が少ない傾向であることがわかります。そういったことから、今後婚活イベントを企画、開催する際女性に配慮し、女性が参加したくなるような企画を考えていくことも大切ではないかと思えます。また、町民の中で結婚に至ったカップルが誕生したことは大変喜ばしいことであり、平成26年度から婚活イベントを続けてきた結果でありますので、今後も婚活イベントの開催を望むところであります。

次は、今後はどのような婚活イベントを予定しているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）先ほど申し上げましたように町民の参加者数が非常に少なくなっていることを踏まえまして、今後は草津町を除いた郡内の5町村で構成されております群馬結婚連携協議会吾妻部会での婚活イベントを軸に考えたいと思っております。なお、平成31年度のイベントの内容

につきましては、今後5町村の担当者協議によりまして、決めてまいりますので、現在段階では未定でございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）1番、関さん

○1番（関 美香）答弁の中の群馬結婚連携協議会吾妻部会についての説明をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）群馬結婚支援連携協議会は、県内の全市町村や関係機関、団体等を構成員としまして、社会全体で若者の結婚活動を支援するための仕組みづくりや各種取り組みを検討、推進しているという協議会でございます。本年度には協議会の下に部会を設けまして、結婚支援に関するさまざまなテーマについて個々の詳細な推進というのですか、検討を進めているところでございます。吾妻広域連携部会では地域が連携した取り組みを実施することを通じまして、結婚支援に至る自治体間での協議のあり方や新しい取り組みモデルを構築することを目的として5町村で作っております。それで、草津町につきましては、部会に入らないということで、今のところ入っておりません。ほかの町村とか県とかから一緒に入っていただきたいというお話はしているんですけども、草津町のほうは今のところ入る予定はないということでございます。

○議長（山本隆雄）1番、関さん

○1番（関 美香）先ほども申し上げたように地域社会全体で結婚の機運を高めることが大切であり、5町村で連携し、協議を重ねながら少子化対策における出会いの場づくり事業を充実させていただきたいと思っております。

次に、産後ケア事業についてお伺いいたします。妊娠出産サポート事業の中に産後ケア業務委託料84万円が計上されていただきますが、どのような事業内容なのか、また導入に至った経緯をお聞きしたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、保健環境課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）ご質問の産後ケアについてお答えさせていただきます。

産後ケア事業は、出産し、退院直後の母と子に対して病院、診療所、助産院などにおいて助産師が中心となって母の身体的な回復と精神的な安定により家庭に戻ってからも健やかな育児ができるよう支援をすることを目的としています。具体的な内容としては、対象者は出産後から4カ月までの母子で、町がケアを必要と判断した者とします。西吾妻福祉病院と委託契約し、デイサービスで1人最大7日間まで利用できます。委託料は、昼食代込みで2万5,000円、うち自己負担金を1,000円とします。上のお子さんも一緒に利用したい場合も院内の保育所で預けられ、安心して休養や育児できる環境にしてあります。また、導入に至った経緯でございますが、中之条町の状況でも出産、

退院後において産後のお手伝いをしてくれる家族がいないなどのケースもあり、育児不安を抱える産婦もいます。以前より機会があるごとに産科があり、助産師のいる西吾妻福祉病院に産後ケアについての要望をしてまいりましたが、今回整備が整い、西吾妻4カ町村で委託することになりました。来年度は西吾妻福祉病院のデイサービスですが、今後は状況を見ながら宿泊型やほかの病院においての委託契約なども検討していければと考えております。

○議長（山本隆雄）1番、関さん

○1番（関 美香）産後の助成を支援する新たな取り組み、産後ケア事業を知っていただき、一人でも多くの産後の女性に活用していただきたいと思います。

そこで、産後ケア事業を周知していただくためどのような取り組みをされるのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）周知の方法につきましては、妊娠届け出時に事業のご案内、また出生届時、または産後家庭訪問等もさせていただいておりますので、そういった事業の中で全ての対象者にお伝えをしていきたい、また広報等も利用しながら周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）1番、関さん

○1番（関 美香）先ほど申し上げましたように支援を必要とする産後の女性に産後ケア事業を活用していただけるよう取り組んでいただきたいと思います。子育てに対するきめ細やかな支援は少子化対策につながると思います。平成27年につくられた中之条町子ども・子育て支援事業計画の中にある産後体調不良のため家事や育児が困難な核家族の家庭に対して家事や育児を代行する支援なども今後考えていただきたいと思います。

今回3項目にわたって質問をさせていただき、中之条町が子育て支援、少子化対策に力を入れていることを改めて確認させていただきました。さらに、4月より出産奨励手当金が出産祝金として今まで第2子からの支給が第1子誕生に対して5万円の祝金を支給していただけることになり、子育てをスタートする世帯にとって大変ありがたい取り組みであると思います。

話は変わりますが、1月13日に行われた成人式の式典終了後、20歳のタウンミーティングと題して、町長と142人の新成人との意見交換会が行われ、その結果が広報3月号に掲載されていました。その中で興味深かったのが、今後中之条町に住みたいと思っていますかの問いに対してイエスが41人、ノーが79人、さらに働く場所があれば中之条町に住んでいたいのですかの問いに対してイエスが52人、ノーが38人でした。この結果を見たときに今後成長した子供たちが中之条町に住み続けられるよう、また進学で中之条町を離れた子供たちが帰ってこられるような取り組みを行っていく必要性を感じました。例えば働く場所の確保、また中之条町へ就職するのであれば、返済不要の就学金の創設など子育て支援、少子化対策に力を入れている中之条町だからこそ成長した子供たちが中之

条町に夢と希望を抱けるような取り組みを今後展開していただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）タウンミーティングの結果についてお話をいただきました。去年も同じような取り組みをしたわけでございますけれども、今年はもう少し突っ込んだ話をさせていただいたわけでございますけれども、一旦町から外に出るとなかなか帰ってこないというのが実態でございます。40%の人が今町外にいますけれども、4年後、大学卒業した後も同じような状況で40%が外に出るということでございます。しかし、仕事があれば帰ってくるという、そういう結果が今回出たわけでございます。魅力ある職場を見つけることも必要かなというふうに思っているところでございます。それ以上に中之条町に愛着を持っていただく、そして帰ってきて中之条のために何とか仕事を見つけて、町のために尽くすというような子供さんが一人でもふえればいいなというふうに思っております、魅力ある町づくりをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）1番、関さん

○1番（関 美香）若い世代が中之条町の未来を引き継いでくれるよう私たち大人は考え、行動すべき責任があると思います。伊能町政の2期目が本格的にスタートする平成31年度、町政のかじ取りは大変厳しい面もあると思いますが、中之条町の未来のための町づくり推進をお願い申し上げ、私の総括質疑を終了させていただきます。

○議長（山本隆雄）関美香さんの質問が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。2番、大場さん、ご登壇願います。

○2番（大場壯次）みなさん、おはようございます。議長のお許しを得たので、平成31年第1回中之条町議会定例会3月定例会議の総括質疑を行います。

最初におわびをしておきたいことがあります。総括質疑申出書提出期限の3月11日に提出し、その日のうちに議長より電話にてアドバイスや忠告があり、また3月15日には議会事務局よりメールにて総括質疑の進め方について中之条町議会個別選択宛て大場壯次議員とあり、内容は議員必携151ページ、152ページを見てスムーズな質問をお願いしますとのことでした。私は4年間で一般質問と総括質疑をあわせて8回行いましたが、議長や議会事務局からはアドバイスや忠告等は一度もなく、今回は今までどおりの感覚で総括質疑の申出書を作成し、提出しました。今までどおりの感覚で作成したのになぜかと議員必携を確認したところ、次のような内容がありました。質問内容が単なる事務的な見解をただすに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、議案審議の段階でただせるもの、あるいは特定の地域の道路改修など要望するためのものなど一般質問として適当でないものが見受けられるとあり、注釈として一般質問でよく使われがちな言葉に次のようなものがあるが極めて不適切な表現であるから注意して臨むべきであるとあり、1つ、おわかりでありましたら教えていただきたい。1つ、説明をお願いします。1つ、いま一度ご答弁のほどよろしく願いました。

い、町長さん、教育長さん、1つ、よくわかりました。ありがとうございます。前向きのご答弁をいただき、心からお礼申し上げます。1つ、何々の点について特に努力されるようお願いしますといったことが書かれていました。私の提出した総括質疑申出書の質問の概要に不適切な表現があったことをおわび申し上げます。

それでは、本来の質問に入ります。1、請負工事（施工計画・工程管理・品質管理・安全管理、文書管理）について。平成29年度チャツボミゴケ公園元山川横断道路改良工事から質問します。30年6月の定例会の一般質問の際、29年度予算で執行された元山川横断道路改良工事で、大きな変更が見られたように感じました。変更に伴う各種書類に問題はなかったでしょうか、お尋ねしますと事前通告をしましたが、私の所管する産業建設常任委員会の問題となりますので、本会議での質問を取り下げ、平成30年6月13日の産業建設常任委員会で質問しましたが、施工後不適合が発生したと見受けられることがあり、検証のために質問します。

1番、設計から発注検査、工事費の支払いの過程の説明を求めます。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）大場議員のご質問にお答えをする前に論点を明確化するために反問権を使わせていただきたいと思います。

この質問の内容については、平成29年度事業でございまして、今議員から話がありましたように平成30年6月の産業建設常任委員会でも同様な質問がございました。そして、30年の9月の決算においても大場議員にも賛成をいただいて決算認定がされたというふうに思っております。役場の予算、決算につきましては、単年度事業、単年度決算、予算でございます。29年度につきましては予算組みがし、29年度の決算が済んだということでございまして、こういった問題が繰り返し質問されるということについて論点を明確する上からも反問をさせていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）15節に工事請負費があり、工事を行う場合施工計画を作成し、施工管理、工程管理、品質管理、安全管理等を行うもので、重要なものであると私は認識してありますもので、町長に対して答えを申し上げました。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、ご質問のチャツボミゴケ公園の元山川の横断道路改良工事の経緯につきましてお話をさせていただきたいと思います。

測量設計業務委託料につきましては、平成29年9月5日に指名競争入札により株式会社測研に183万6,000円で契約を締結しております。契約期間は平成29年9月5日から平成29年12月26日であります。完成は12月26日であり、平成30年1月31日に全額支払いを完了しております。道路改良工事につきましては、平成30年1月12日に指名競争入札により株式会社武藤組に2,160万円で契約を締結しております。工期につきましては平成30年1月12日から平成30年3月26日でありまして、平成30年

3月26日に完成検査を実施しております。工事費の支払いに関しましては、前払い金として860万円を平成30年1月31日に支払い、残りの精算払いといたしまして、平成30年5月10日に1,300万円をお支払いしているところでございます。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）施工計画書、工程表等着工前に確認されたか伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）事務的な問題でありますので、六合振興課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）お答えいたします。

工程表及び施工計画書につきましては、請負業者より提出されておまして、それぞれ受理、確認をしているところでございます。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）3番目ですが、ボックスカルバートの検査をされましたか。伺います。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）ボックスカルバートにつきましては、その配合量及び使用材料一覧表、製品図、各試験成績表によりまして、請負業者より提出されて受理、承認をしております。工場検査につきましては、平成30年2月27日に長野県の株式会社高見澤コンクリート事業部小布施工場において職員2名により立ち会い検査を実施しております。この製品検査において養生期間が2週間の製品を試験した結果が設計強度を満たしていることや製品精度の確認ができたため、2週間の養生期間を経過した製品の使用を認めたところであります。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）養生期間はこれで大丈夫なのか、再度伺います。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）先ほど申し上げましたとおり2週間の養生検査済んだものを工場検査において確認しておまして、そちらの設計強度なりは満たしているということでその2週間の養生を得たものを使用いただいているところです。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）4番目として、中間検査はあったのでしょうか、伺います。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）本工事におきまして、出来高での支払いを予定しておりませんでしたので、中間での検査は実施しておりません。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）5番目として、品質管理の観点から埋め戻し転圧はどのようにされたか伺います。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）ボックスカルバートの設置にかかわる工程での埋め戻しにつきましては、  
土壌が軟弱だったため転圧かできないというところから土壌改良材を攪拌し、強度を増す作業を実  
施し、そちらにつきましては担当職員が確認しております。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）私は、転圧は何か一気にされたような感じがするのです。層別に転圧したかどう  
か、そのへんをちょっと確認したいのですが。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）済みません。もう一度質問いただけますか。

○2番（大場壯次）ボックスカルバート布設した後土砂で埋め戻したと思います。今改良材を埋め  
戻したということなのですが、各層別に埋めたか、10センチなり15センチなり、私が見た感じでは  
一気に埋め戻したような見られたものですから、転圧状況をどのようにされたかということです。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）転圧は土壌が軟弱であったということで、できなかったために土壌改良  
材による攪拌で強度を増したということですので、転圧のほうは実施しておりません。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）そうすると、攪拌しただけで一気に乗せたということですね。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）失礼しました。攪拌した後の転圧については実施しているということ  
あると思います。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）私はその層別、どのくらいの厚さで転圧したのかなということなのです。30セ  
ンチごとの厚さにやって転圧して、また30センチ入れて転圧したのか、そういうことです。そのへん  
はどうでしょうか。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）申しわけございません。そちらについてちょっと確認をしておりませ  
んので、後ほど回答させていただくということでよろしいでしょうか。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）数量確認をされたか伺います。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）数量確認につきましては、工程における各数量を随時担当者が現場に出  
向きまして、その都度確認を行っております。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）完成検査はどのようにされたか伺います。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）完成検査につきましては、検査職員であります副町長によりまして請負業者から提出されました写真及び現地での実測等を行い、完成検査を実施していたところであります。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）採点結果はどのようになったのでしょうか。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）採点結果につきましては非公開ということになっております。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）非公開ということなのですね。公開は、見せてくれといえればあれなのですか、それともどういふあれなのですか。

○議長（山本隆雄）副町長

○副町長（野村泰之）工事成績表につきましては、基本的には非公表なものでございます。内部的な文書ということでございます。たまたま大場議員が書類を見せてくれということでそこで見ていただいた書類の束の中にそれが入ってしまったということで、本来はその工事成績表については非公開なもので内部的な資料ということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）わかりました。

8番目として、ふぐあい製品が発生した場合はどのようにされるのか伺います。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）各製品につきましては、提出されました試験成績表や使用材料の承認により確認をしているところで不正製品については不適合であるというものはございませんでしたので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）私は、このボックスカルバートが布設した後、クラックが入っているのです。そういう観点から今お伺いしました。

次に、9番目として、検査を受けてから工事費は請負業者に支払われるのか伺います。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）工事費につきましては、工事請負契約書の第32条に規定しておりまして、完成検査を行い合格した場合は完成引き渡しを受けた後に請負代金の請求書をいただいて40日以内に請負業者から指定された口座に支払うよう規定されているところでございます。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番(大場壯次)10番目です。平成30年4月20日も作業中であったのはなぜかということなのです。というのは、検査が3月26日に書類上は終わっているのですが、作業はまだ続いていましたので、どういふことか伺います。

○議長(山本隆雄)六合振興課長

○六合振興課長(篠原良春)平成29年度チャツボミゴケ公園元山川横断道路改良工事につきましては、平成30年3月26日に完成検査を行い、同日に完成引き渡しを受けております。この工事に合わせて、町の単独事業による附帯工事を別に発注しております。軟弱地盤の対策をしております、こちらの工事では平成30年3月29日に完成検査を行い、同日引き渡しを受けたところですが、地盤の軟弱な状態であったということが思われる事象があったため請負業者により手直しをしていただいたということでありまして、その作業を実施していたところであります。

○議長(山本隆雄)2番、大場さん

○2番(大場壯次)とても4月20日の時点では手直しということではなくて、本工事に私は見えましたが。

○議長(山本隆雄)六合振興課長

○六合振興課長(篠原良春)こちらにつきましては、請負業者のほうで手直しをいただいていたということでご了解いただきたいと思います。

○議長(山本隆雄)2番、大場さん

○2番(大場壯次)とても私は理解できないです。

○議長(山本隆雄)2番、大場さん

○2番(大場壯次)次に入ります。11番目、今後構造物に異変が発生した場合、責任と対策はどのようになるのか伺います。

○議長(山本隆雄)六合振興課長

○六合振興課長(篠原良春)工事請負契約書の第41条によりまして、発注者は工事目的物に瑕疵があるときは受注者に対して引き渡しを受けた日から2年以内に行える旨の規定があります。また、その瑕疵が受注者の故意、または重大な過失により生じた場合は10年以内としておりまして、その責任は受注者のほうで工事をしていただけるという規定になっております。

○議長(山本隆雄)2番、大場さん

○2番(大場壯次)今さっきでも話したのですが、ボックスカルバートにクラックが入っています。発注者の側はわかっているのかどうかあれですけども。伺います。

○議長(山本隆雄)六合振興課長

○六合振興課長(篠原良春)そちらは確認しておりません。確認できておりません。

○議長(山本隆雄)2番、大場さん

○2番(大場壯次)12番目として、文書管理についての質問です。先ほどちょっと今ダブったのです

が、今工事が30年4月20日において、作業中でありながら完成検査の検査調書の日付は3月26日ということになっているので、私は文書管理に何か問題があるのではないかと質問します。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）文書については、文書管理規程によりまして管理しておりますので、特に問題はないというふうに認識しております。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）またダブリますが、30年4月20日の作業しているのかかわらず今言ったように完成検査の書類が、3月26日に完成しているということになっているのです。その現実と違うのはなぜかということなのですが。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）29年度のチャツボミゴケ公園元山川横断道路改良工事につきましては、3月26日に完成ということですが、3月29日というところで別の工事ということになりますけれども。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）別の工事とは私は見ることはできません。

○議長（山本隆雄）感じないというだけですね。

○2番（大場壯次）だけではなくて、感じます。

○議長（山本隆雄）感じるだけで、本人はね。2番、大場議員はそういうふうを感じるということなのですね。

○2番（大場壯次）でも、どうですかという。

○議長（山本隆雄）次、2番、大場さん。次の質問。

回答求めているわけではないのでしょうか。感じないというだけで回答求めているのですか。

○2番（大場壯次）求めています。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）附帯工事として別の契約で発注しておりますので、同じところでの作業ではあるのですが、工事内容とすると別ということになります。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）その別の工事の工期はいつですか。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）工事でいいます契約とか、そういったことでしょうか。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）今別の工事の設計の工期はいつですかとお尋ねしています。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）附帯工事につきましては、3月9日に契約いたしまして、工期につきましては3月9日から3月29日ということであります。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）ですから、今附帯工事も3月29日で工事は終わっているはずですよ。それなのに30年4月20日は工事やっているわけです。そのへんはおかしいのではないですかということです。

○議長（山本隆雄）副町長

○副町長（野村泰之）私のほうからちょっとお答えさせていただきます。

今大場議員が言われているのは町の町単工事の関係でございますけれども、もう当然大場議員もご承知のとおり元山地区というのは非常に寒冷地で、寒いところでございます。そういう中で基本的には年度内で工期、年度内工期ということで完成ということでございますけれども、かなり今そういう寒冷地であるという中で業者のほうも一生懸命そういう中で努力をして完成目指して仕事をしていただきました。基本的には29日の日に検査を行ったということでそこで完成ということで処理をさせていただきましたけれども、先ほど六合支所長のほうからも申し上げましたとおり若干手直しをしなければならない部分もあるということでございましたので、そのへんにつきましてはここで一区切り完成はしたけれども、しっかり手直しのほうをお願いしますということで20日も工事をしていたという内容でございます。それ以上でもそれ以下でもございませんので、ぜひそういうところでご理解をいただければと思います。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）私、完成検査のときはみんな書類から現場がちゃんとできているかどうかということで検査をされて点を入れると思います。実際まだできていないのにもう完成検査はできているということはどこかおかしいかと思います。

○議長（山本隆雄）おかしいという意見。

2番、大場さん

○2番（大場壯次）意見は意見ですが、実際に今くどういようですが、もう完成検査は26日に終わっているのに書類はちゃんと点数も入っている。なぜできていないのにこういう出来高がちゃんとあります、品質はちゃんとなっていますということがわかるのですか。それを言いたいのです。

○議長（山本隆雄）答弁を求めます。

副町長

○副町長（野村泰之）再度申し上げますけれども、大場議員が見た工事成績表というのは26日までの工期のものでございます。私が言っているのは29日、別発注の工事のほうについてそういう状況だということでございますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）今元山川の本工事と付随したような工事、これもみな3月26日と3月29日の工期

ですか、それにもかかわらず私は現場を見ている、30年4月20日に現地に行っているのです。その際まだ今言ったとおりに作業が行われていたということなのです。それで、検査結果を見た、見ないではなくて、現地を見て、4月20日、なのに完成検査はもう工期内にできているということです。ものができて、くどいようですが、いろいろ確認ができたということです。ものができていないのに確認できたという書類が上がっているということはどういうことなのかということです。

○議長（山本隆雄）副町長

○副町長（野村泰之）もう一度申し上げますけれども、とりあえず書類上3月29日の検査ということで先ほども説明申し上げましたけれども、ただ手直しする部分があるので、このところはちゃんとやっていただきたいということでお願いをした。その手直しでやっている最中に大場議員は4月20日の日に現場を見たということだと思います。例えば工事成績表の話はあれですけども、そういうものは29日の検査の時点をつけるものではございません。例えば手直しをしていただいて、また現場を見て、そこでオーケーならばそこで工事成績表をつけるという段取りでございますので、完成の日ですぐ成績表をつけるとか、そういうものではございませんので、まず1点そのへんはご理解をいただければと思います。

それともう一つは、日付のことで非常にこだわっていらっしゃると思うのですが、確かに日付、その日までに完全に工事は完成していないと契約上は契約違反になってしまうということになると思います。ですけども、先ほど申し上げましたとおり発注の時期等のおくれ等もございませぬけれども、工事現場で工事を行っている方たち非常に厳しい条件の中での工事ということで、そのへんも勘案した中でとりあえず手直しの部分についてはしっかりやっていただくと、そうしないと後での安全性も保てないということでしっかり手直しをお願いしていただいた中で最終的には工事の完成、ちゃんと工事の設計どおりできているということで判断をさせていただいておりますので、そのへんでご理解をいただければと思います。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）副町長との認識が違うのですが、完成検査をしてうまくないところがあれば手直しをするのだと思います。どうでしょうか。

○議長（山本隆雄）副町長

○副町長（野村泰之）完成検査をして、うまくないところがあったので手直しをお願いしたということでございます。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）ちょっとかみ合わないので、次の質問に入らせていただきます。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）2番目としてスパイラルガーデン工事におけるクラックについて。1番、設計検査、工事費の支払いの過程の説明を伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）事務的な問題でありますので、農林課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）大場議員お尋ねの中之条ガーデンズ内に整備したスパイラルガーデンの完成から1年で歩道部分にひび割れが入ったことについてお答えを申し上げます。

今回のことにつきましては、町も大変遺憾に感じており、どこに問題があるのかしっかり対応を行っているところでございます。

まず、お尋ねの一連の過程についてご説明いたします。スパイラルガーデンは工事を行う当時は正式な名称が無く、うず巻き花壇と仮の名前をつけて整備を行いました。町が設計を行い、造園業者4者により平成29年1月30日に見積もり入札を行いました。その結果昭和造園土木株式会社に発注を行いました。工事の完成を受け、同年3月30日に副町長が検査員となり検査を行い、設計どおりの完成が確認されました。そして、4月に同社からの請求により5月10日に支払いが完了いたしましたしております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）2番目として設計上の問題はなかったかお伺いします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）設計上の問題はないと認識しております。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）製品には問題がなかったかお伺いします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）今回使用した土系舗装のタフコートRSという製品を使ったわけなのですが、日本エンバイロ株式会社が製造したもので、寒冷地での使用に強いものとされています。それは、モルタルに浸透硬化促進剤と早硬剤、早く固まる薬ですね、及び専用安定剤を入れて製造されたものでございます。調査の結果、請負業者は今回の工事場所が非常に寒い場所だと考え、成分配合を極寒仕様にしたためにひびかは入ったとわかりました。そして、この瑕疵を認め、2月の末よりスパイラルガーデン内の歩道部分の舗装工事をやり直ししております。3月の下旬には皆様にご利用いただけるように段取りを進めているところでございます。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）4番目として、施工上の問題はなかったかお伺いします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）施工上も特に問題はないと思っております。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）ちょっと重複するかもしれませんが、手直し工事はどのように行い、手直し工事費はどのようになるのかお伺いします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）今工事の途中ではございますが、スパイラルガーデン内の歩道部分です。外周部分の車が通れる部分についてはやり直しは行いませんで、歩道部分の割れがひどいということで、そこを今カッターで切り取りを行いました。そして、その部分を明日と明後日、19、20日、そこでコンクリートというのですか、土系舗装の再度打ち直しをさせていただきます。費用につきましては、全て請負業者持ちでございます。

○議長（山本隆雄）2番、大場さん

○2番（大場壯次）わかりました。もう一つ付け加えておきたいのですが、元山川の横断道路の関係ですが、現地を見ていただきたいと思います。ボックスカルバートにクラックが入っていますので、あそこは酸性が強いものですから、そのクラックの中に酸性水が入ると鉄筋が腐って強度が落ちて大変なことになる可能性があると思いますので、確認をよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（山本隆雄）2番、大場さんの質問が終わりました。

ここで総括質疑の途中ですが、暫時休憩とさせていただきます。再開は10時55分といたします。

（休憩 自午前10時43分 至午前10時55分）

○議長（山本隆雄）総括質疑を再開します。

ほかにご質疑ありませんか。4番、富沢さん、ご登壇願います。

○4番（富沢重典）議長のお許しをいただきましたので、申出書に沿って総括質疑を行います。

伊能町政2期目、スタートの予算編成、選挙後休む間もなく職員の方々と真剣に取り組み積み上げた予算編成だと伺える多くの新規事業を盛り込んだ当初予算であるように感じ、職員の方々にも感謝申し上げます。しかし、何点か疑問を感じたところがありましたので、質問をさせていただきます。質問内容は、指定金融機関派出業務委託料、なかのん像設計・建設業務委託料、公共施設等解体・活用事業、ゆうあい荘事業特別会計繰出金、乳児おむつ等購入補助金、風疹予防接種補助金、消防費の中の議案第16号について、六合中学校の今後について、修学旅行について、高校生の医療費について、以上10項目についてお伺いいたします。

初めに、指定金融機関派出業務委託料109万円についてお伺いいたします。説明の中で指定金融機関である群馬銀行のほうから派遣職員を有料化のお願いがあったとお伺いいたしました。人件費にしては非常に格安に感じますので、今後の値上げ等も予想できます。再度の説明をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、富沢議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

中之条町役場にありますが群馬銀行中之条支店派出所でございますが、中之条町指定金融機関事務取扱規定第7条の規定によりまして、当町の指定金融機関であります株式会社群馬銀行が役場内に派出所を設置し、常時必要の事務取扱者を置いてその事務を扱っているところでございます。群馬銀行からは平成16年から平成26年までの間、業務の合理化及び事務費の一部負担について検討の申し出がありまして、派出所業務や振り込み手数料、窓口収納手数料等の有料化について再三要望が出されました。平成27年からは派出所窓口業務に廃止の検討に内容が変わりましたが、当町としては一貫して現状どおりお願いすることをご理解をいただいております。ところが、昨年4月に具体的に平成31年3月末で派出所業務を終了することについて検討いただきたいと回答を期限つきでの通知があり、派出所を継続する場合は年間100万円と消費税分を負担してもらうという説明がございました。これは当町だけではなく県内の派出所設置町村に同様に通知されたもので、群馬県町村会で各町村の現状把握や群馬銀行に対して派出所設置の継続、またはその業務の無償化について要請を行いました。しかしながら、同行の姿勢に変わりはありませんでした。この結果を受けまして、当町は値引き交渉や取り扱い業務の拡大について交渉してまいりましたが、回答としては、料金は県内統一、業務はこれまでどおりというものでございました。この段階で指定金融機関の変更を視野に町内の収納代理金融機関でいずれかの自治体の指定金融機関になっているところかあるか確認したところ該当はなく、これから指定金融機関を受けるか否かの各金融機関本部で意思決定するのを待っているのでは回答期限に間に合わないと判断をいたしました。また、派出所を廃止し、臨時の職員を雇用した場合の経費としても比較をし、派出所を継続する旨回答したところでございます。議員ご指摘のとおり今後さらに値上げを要求されることもあるかもしれませんけれども、その際には再度臨時職員の配置による派出所廃止も含め検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）群馬銀行の負担も理解できますが、継続で一民間企業を有料化してお願いするところには少し疑問を感じます。指定金融機関、また派出業務を公募しても恐らく現状では群馬銀行以外に手を挙げてくれるところはないかもしれません。しかし、有料になる以上公募すべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては会計課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）会計課長

○会計課長（小板橋千晶）それでは、富沢議員のただいまのご質問にお答えさせていただきます。

指定金融機関は、議会の議決を経て一つの金融機関を指定するもので、収納代理金融機関の公金の収納、また支払いの事務を総括しなければなりません。各収納代理金融機関に改めて指定金融機

関を受けられるか確認したところ議員お見込みのとおり、いずれの金融機関も現段階では人員の配置が困難であること、支払い事務に必要なシステムの導入ができないこと、他の自治体からの要望がないこと、また国税の取り扱いができないことなどの理由により指定金融機関の指定は受けられないとのことでした。よって、今回は公募をせずに継続という形で予算計上させていただきましたが、今後他の金融機関が人員の確保やシステムの導入など体制を整え指定金融機関を受ける意思をお示しいただけるようになった場合には公募をした上で比較検討をし、指定金融機関を選んでいく必要があるかと考えております。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）有料化そのものに反対しているわけではないのですが、金額と群馬銀行の言いなりになっているところに少し疑問を感じましたので質問させていただきました。

次の質問に移ります。なかのん像設計、建設業務委託料400万円、内容の説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）なかのん、なかっちゃんにつきましては、町のイメージキャラクターとして、また観光大使に任命し、町の観光PRの一役を担い、町民にも愛される存在となってまいりました。群馬県庁にありますぐんまちゃん像、また長野原役場にありますゃがのはら像と同様に石像を作成し、設置したいと考えております。なお、設置場所につきましては役場の敷地内でございますけれども、具体的な場所は今後検討していきたいと思っております。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）私は、400万円かける必要性は余り感じないのですが、目的、必要性を再度説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今申し上げたとおりでございますけれども、町のイメージキャラクター、なかのん、なかっちゃんでございます。かつては全国のコンクールにも応募したということでございまして、町民の方に親しまれてきているわけでございます。現在インスタ映えというような表現がございまして、SNSで拡散をしていただくようなそんなものを造って、なかのんと中之条町を発信していきたいというふうな経費でございます。ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）完成したときを想像すると、町民の皆様がよいのができたけれども、いくらしたのだと聞かれたとき、400万円と聞いて町長と違う想像ができるのは私だけでしょうか。再度お聞きします。本当に必要だと思いますか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）そのつもりで予算計上させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）予算執行前にもう一度検討していただくようお願いして、次の質問に移ります。

公共施設等解体活用費6,103万9,000円についてお伺いいたします。いよいよ長年の懸案事項であった駅前旧通運ビルの解体工事費だと思います。辛抱強く取り組まれた職員の方々に感謝申し上げます。有笠山荘解体やバイテック文化ホール改修で当初アスベストの混入について検討しておらず、補正を組んだことからお伺いいたします。旧通運ビルにもアスベストが吹かれていると指摘したことがあると思いますが、この予算に反映されておりますか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）それでは、議員お尋ねの工事費にアスベスト処理費用は見込んであるかどうかというふうなことでございます。駅前旧通運会館ビルに関しましては、建築材料にアスベストが使用されていることは確認されております。31年度に予定をしている解体工事に当たりましては、積算ではございますが1階から3階までの全ての天井吹付剤にアスベストが使用されているの見込んで積算をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）安心いたしました。アスベストは非常に飛散性が高く、粒子はたばこの煙よりも小さい非常に厄介なものだと言われております。解体の際には駅前ということもありますので、細心の配慮をお願いして、次の質問に移ります。

ゆうあい荘事業特別会計繰出金1億3,430万円、年々繰り出し額が多くなってございます。前にも質問させていただきましたが、その後改善されたことがあればお聞きいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、住民福祉課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）議員おっしゃるとおり町からゆうあい荘への繰出金につきましては、ここ数年増加の傾向が見られます。大きな原因の一つに収入の減少がございまして、介護報酬の改定によるもの、年によっては感染症による入所制限のための利用者減少などが挙げられます。さらに、平成9年5月の開設から20年以上が過ぎ、施設の老朽化が見られ、施設や機器類等の改修工事やベッド等の備品の買い替えが必要になってきています。業務委託につきましては、群馬県医師会にお願いしておりますが、病院の公益法人移行に伴い業務委託での消費税が対象となったことも繰出金増加の一因となっております。対策といたしましては入所及び通所サービス利用者の確保に努め、安定した介護報酬を得ることはもちろんでございますけれども、介護報酬増に向けて現在ゆうあい荘の老健施設の施設区分が基本型という区分になっておりますけれども、一つ上位区分の加算型を

目指しております。平成31年度中の移行に向け取り組んでいるところでございます。繰出金額を少しでも抑えられますよう今後も努力を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）消費税が増加していく今日ますます赤字額がふえていく可能性があります。群馬リハビリテーション病院から現在職員を派遣いただいているわけですが、ゆうあい荘の正職員になってもらうなり、医師会に指定管理をお願いするなり早急に取り組むべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）ゆうあい荘の収支につきましては、大変厳しい状況が続いているわけでございます。今課長からお話があったように介護報酬が下がったというのが大きな要因でありますし、施設、設備が老朽化したと、それにかかる経費が非常に多くなってきたということで、大変厳しい状況になっているところでございます。今2つ提案をいただきましたけれども、1つは指定管理に出したらどうかということでございまして、これにつきましては平成18年のときに県の医師会に対しまして指定管理を受けていただきたいということで申し出を行いました。結果的には今指定管理を受けてもらっていないということでございまして、委託契約の中で実施をしているということでございます。これについても採算性を取るとなかなか指定管理を受けにくいという状況かなというふうに思っておりますけれども、指定管理を受けてもらえないおかげで消費税も発生するというところで、余計に大変な状況になっているところでございます。これについても粘り強く交渉してまいりたいというふうに思っております。

そして、あと一つの提案は、今ゆうあい荘に来ている職員をゆうあい荘の職員にすることによってそれに加算をする事務費が減るということでございますので、そういったゆうあい荘の職員にしたらどうかというご提案でございますけれども、今ご承知のとおり群馬リハビリテーション病院の職員として異動の中でゆうあい荘に派遣をさせていただいております。ゆうあい荘の職員として採用してしまいますと、毎年毎年給料が上がるということで、固定給が上がるわけでございます。病院から派遣されるとそこら辺が人事異動で安い職員も来てくれるということで固定化しないということもございます。このへんもいずれ考えていかなければならない問題、そして人員基準も満たさなければならぬという問題もあるわけでございますので、また検討していきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）簡単に解決できない問題だからこそ1億円を超える予算を送り出しているのもわかりますが、金額も大きく毎年ふえているわけですので、職員の皆様と英知を結集して乗り切ることを期待し、次の質問に移ります。

この問題も何度か質問させてもらいました。おむつ等購入補助金239万1,000円についてお伺いいたします。町では1歳までの子供たちに月3,000円を限度におむつ購入補助をしておりますが、どのような手続をして、月の補助は、最低額は幾らぐらいの人がいるのか、何割ぐらいの人が上限3,000円に達しているのか、購入先は何割ぐらいの人が中之条町で購入しているのか担当課長にお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）委員お尋ねの乳児おむつ等購入費助成事業でございますが、子育て支援対策の一環として、平成27年度から開始した事業でございます。委員お尋ねの手続方法でございますが、購入した物品の領収書やレシートを添付書類として申請書と一緒に役場に申請していただき、審査のうえ助成しております。

支給は年4回で、7月、10月、1月、4月でございます。月の補助の最低額でございますが、今年度は159円となっております。続いて、上限3,000円に達している方でございますが、この年690人申請中358件で率にすると51.8%になります。購入先につきましては、今年度先週までの数字でございますが、1,323件中町内が536件、率にして40.5%、郡内が281件、率にして21.2%、郡外が428件、率にして32.4%、インターネットによるものが49件で、率で3.7%となっております。

以上です。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）大変すばらしい制度で、保護者からも感謝の声が聞かれます。しかし、金額の割に役場の担当者も保護者も事務手続が大変なように感じますし、何より町の補助金が町内で回らないことが問題だと思います。利用者の半分以上が上限の3,000円に達しているようですし、おむつはどこで購入したとしても、町の補助金3,000円は町内で買い物をしていただくのがよいと思います。再度提案です。あくまでおむつの購入補助であっても家計の財布は1つです。また、事務手続もなくしたほうがよいと思いますので、出生届けを提出していただいたときにふるさと納税でお返ししている感謝券のように中之条ならどこでも使える商品券を3,000円掛ける12カ月分、3万6,000円分お渡しするのがよいと思いますが、改めて町長にお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今ご提言をいただいたわけでございますけれども、前にも同じような提言をいただいて現在に至っているところでございます。確かに商品券をお配りすることによって町内からお金が出ていかないというメリットがあるかなというふうに思っております。現在のところは今課長がお話ししたとおりの手続を踏んで交付をさせていただいているというところでございます。確かに40%の方が町内で買って、60%の方が外で買っているということでございますけれども、各お母さんの意見を聞きますと、メーカーとかお店とか、そういったことがこだわって決めている方も非常に多いということございまして、現在ではお母さん方が使いやすい方法で購入をしていた

だいているということでございます。町外にお金が出るという問題もでございますけれども、何しろ使いやすい制度にしていきたいというふうに思って現状のままを続けているということでございます。また、いろいろ検討はさせていただきますけれども、現状のままご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）もう一度申しておきますけれども、家庭の財布は1つなのです。おむつは自腹で好きなところで買っていただいてもおむつの購入補助として出している町の商品券で食品を町内で買ってもらうても構わないとは思っておりますので、そのように述べさせていただきました。そんな意味で町の血税が簡単に町外に出ないようにご検討をいただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。風疹予防接種補助金、担当課長から説明をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）議員お尋ねの風疹の予防接種についてお答えをさせていただきます。風疹の予防接種についてでございますが、風疹流行に伴う措置とは平成31年度から3年間風疹の抗体保有率が多くの世代に比べて低い39歳から56歳の男性に対し抗体価検査を実施いたします。さらにその中で抗体価が陰性だった人に対しての風疹の予防接種を行うこととする事業でございます。対象者には無料クーポン券を配付し、勧奨していきます。

また、現在中之条町で行われている風疹の予防接種の状況について説明をさせていただきます。満1歳と小学校就学前の幼児に2回予防接種を行っております。2回接種をすることで99%以上の抗体がつくと言われており、中之条町の接種率もほぼ100%になっております。また、ほかの年齢層の状況といたしましては39歳までの男性と56歳までの女性は1回ないし2回の予防接種を今までに実施していただいております。また、従来より実施しております妊婦への感染予防を目的とした妊娠を予定している女性とその夫、また妊婦の夫と同居者への予防接種の補助事業についても継続をして実施をしていこうと考えております。

以上です。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）免疫のない乳幼児が風疹にかかる大変だとお聞きしています。そこで、乳幼児に接する保育士さんに町が助成して予防接種を受けさせる制度を始めた自治体があるとニュースで見ました。中之条町でも早急に取り組むべきだと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）先ほど課長から説明をさせていただいたとおりでございますけれども、現在は39歳から59歳までの男性が予防接種を受けていないということでございます。それ以外の方については予防接種を受けているということでございますので、その面からの感染はないというふうに思っております。もし保育士の中でそういう該当者がいるようであれば、それは促進をさせていただきます。

たいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）ぜひ検討いただきますようお願いし、次の質問に移ります。

消防費の中で議案第16号にも書いて、提出されておりますが、お尋ねいたします。まず、総務課長に今までの経緯と、なぜ今回もとに戻すことになったのかを説明をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）議員お尋ねの副団長の件でございますけれども、副団長につきましては、平成22年の六合との合併移行5人というふうな体制の中であったものを団からの要望に基づきまして平成26年の1月ですか、その消防委員の承認を受けた中で26年度から1名減、現在の4人体制というふうなことになってございます。今回の副団長定員の1名増につきましては、本来の消防活動以外にも捜索、救助等の活動が多様化する中で正業を持つ傍ら副団長として重責に対応しきれない部分もございます。また、有事が重なった際の迅速、また的確な対応なども懸念されるところから消防団から要望として要望書が提出をされたわけでございます。これを消防委員会に協議、承認をいただいた上で提案をさせていただいたものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）本団の要望で消防委員の承諾もいただいているので、部外者の私が余り踏み込むことはいたしません、今一分団ですから、人数も多く団長、副団長各1名選べるかもしれません。今後団長が違う分団から出た場合にはどうなるのですか。また、本団はどこの階級までの方が把握して今回提出したかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）ご承知のとおり副団長につきましては、各分団から出てそのトップが団長ということでもございましたけれども、今回副団長を1人追加するというところでございます。今までの例でありますと団長が出たところに副団長が1人加わるということだろうというふうに思いますけれども、今回につきましては必ずしも団長がいる分団から副団長を出すということではなく、意欲のある人材を副団長として任命していきたいという考え方の方でございまして。また、この把握の方法でございまして、正副分団長、正副ラッパ長まで、いわゆる本団全員が把握をしているという状況でございまして。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）余り同じ分団から副団長2人出てもどうなのかなというところありますけれども、町長にお願いです。消防団の要望でせつかくよい方向に改善しようとしているのに本団の中が空回りしたのでは意味がありません。条例改正後は慎重に行うようお願いしたいのですが、いかがですか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）消防団の活動につきましては、団にお願いをしているところが多く、消防団が活動しやすい環境を整えていくことが町の重要な課題だというふうに考えております。今後も団長をはじめとする消防団と連携を密にする中で消防団体制の維持、強化に努めていきたいと思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）私がこの問題を挙げさせてもらったことは、理解していただいているというふうに思いますので、次の質問に移ります。

六合中学校の検討委員会で本年度有識者を入れて会議を行ったと思いますが、進捗状況をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの六合中学校の検討委員会の進捗状況につきまして答えをさせていただきます。今年度六合中学校のあり方につきまして検討すること、これを特化した中之条町立六合中学校検討委員会を設置いたしました。この委員会では平成30年8月3日の第1回検討委員会以降平成31年2月28日の第6回まで検討を重ねていただきました。そして、次回第7回になりますが、3月26日に開催予定でございます。これを最終回として報告書が作成される予定でございます。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）現在の六合地区のゼロ歳から小学校6年生までの各年の人数と今後の学校検討のスケジュールをお聞かせ願います。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）各年の人数につきましては、この後未来課長のほうからお答えをさせていただきます。私のほうからは今後の進め方という点でお答えをさせていただきたいと思っております。検討委員会から町長及び教育長宛てに提出されます、先ほど申し上げた報告書でございますが、この報告書を受けまして、平成31年度中には教育委員会会議並びに町長が召集します総合教育会議におきまして、総合的に判断をいたしまして、方向性をお示ししたいというふうに考えております。各年の人数はこの後課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（宮崎 靖）それでは、5月1日現在になりますけれども、六合地区の就学前幼児及び小学校の就学者数についてお伝えさせていただきたいと思っております。ゼロ歳児が2名、1歳児が2名でございます。2歳児が3名、3歳児2名、4歳児3名、5歳児5名でございます。全部で17名になるかと思っております。また小学校第1学年9名、第2学年7名、第3学年6名、第4学年は1名、第5学年3名、第6学年9名の35名、合計52人となります。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）地元の方々、特に保護者の意見を慎重にお聞きしながらなるべく早くの解決をお

願いして、次の質問に移ります。

小中学校の修学旅行についておおよそ個人負担額をお聞かせ願います。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）金額につきましては、こども未来課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（宮崎 靖）それでは、議員お尋ねの修学旅行の費用についてでございます。今年度の実績でお答えいたします。まず、小学校につきましては、1人当たり中之条小学校2万8,846円、六合小学校では3万709円でございます。いずれも鎌倉方面への1泊2日の旅行となっております。中学校につきましては、中之条中学校6万6,293円、六合中学校は7万1,688円でございます。中学校はいずれも奈良、京都方面への2泊3日の旅行となっております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）以前は農協の子供貯金があり、その費用に充てていたとお聞きいたしました。各家庭で毎月積み立てをすればよいのですが、個人となるとなかなかする方も多くないと思います。何年か先には子供貯金の積み立てをしていない世代が修学旅行に行くようになります。町長にお聞きしますが、修学旅行費に負担するお考えはございますか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）修学旅行に対する保護者負担の軽減という意味でご質問かというふうに思っておりますけれども、原則としては保護者負担でお願いしたいというふうに思っているところでございます。どうしても経費が嵩んで修学旅行に行けないという家庭がございましたら、法的には要保護、準要保護という制度がございまして、その中で修学旅行の補助もしているということでございますので、こういったものを活用いただければというふうに思っております。そして、先ほど来出ております給食費の無料の問題、保育料の問題、今そういった課題が山積をしておりますので、今のところそういった考えはございません。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）来年度から給食費を無料にするわけですから、当然そういう回答になると思っております。しかし、これだけ少子化が進むと何年か後には当たり前になるかもしれません。保護者の方々から払えなくて行かせられないからどうしようと言われたことがありました。教育長にお願いです。保護者の方々には修学旅行費用がわからず不安に思っている方もいらっしゃると思います。学校だより等で今年度は幾らぐらいかかりましたと報告があれば、少しは不安が解消できたり積み立てをしたりできると思います。何らかよい方法を検討いただきますでしょうか。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員おっしゃいますように修学旅行につきましては、小学校6年生、中学校3

年生、それぞれの学校の修業をおさめるというための旅行と、意義あるものというふうに思っております。それが、子供が参加できないというのは非常に残念であるというふうに思いますので、議員おっしゃいましたように保護者の以降等を含めまして、学校と連携する中で例えば各校の学校だより等を活用するなど不安解消のための方策等を今後探ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）子供たちが嫌な思いをしないようよろしくお願ひし、最後に高校生までの医療費の無料化についてお聞きいたします。

高校生の医療費の無料化についてどの程度の費用がかかるかわかりませんが、学校でのけがはスポーツ保険で対応できると思いますので、余り費用を必要しないのかもしれませんが。移住、定住、結婚、妊娠、出産、幼稚園、小中学校、31年度もすばらしい予算編成をしていただきました。あとは高校生だけなのです。町長の前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）平成30年度10月1日現在で群馬県の状況を申し上げますと、福祉医療費として群馬県内の市町村で高校生の通院、または入院費の補助を、助成を行っているのは東毛地区を中心とした7町村であります。入院費を中心に助成が実施されているようでございます。吾妻郡内の町村では現在高校生に福祉医療費を拡大している町村はなく、中之条町でも現在段階では高校生の福祉医療費を拡大する考えはございません。福祉医療費を導入するときには吾妻郡足並みをそろえて実施をしたという経緯もございませぬ。福祉医療費を導入するときには吾妻郡足並みをそろえて実施をしたという経緯もございませぬ。もし実施するようであればそういった足並みも必要かなというふうに思っております。なお、社会的弱者であります重度心身障害者につきましては、群馬県の制度に準じた助成を高校生にも実施しております。また、ひとり親家庭の子供につきましても県の基準を拡大した基準を町単独で設けて実施をしているということでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）当初予算も2年連続100億を超え、あれもこれもというわけにはいきませんが、常に頭の隅に置いていただくようお願いして私の質問を終わりにします。

○議長（山本隆雄）富沢重典さんの質問が終わりました。

ほかにご質疑ございませぬか。

5番、町田護さん、ご登壇願ひます。

○5番（町田 護）議長のお許しをいただきましたので、総括質疑をさせていただきます。平成31年度予算は、町長として5回目の予算編成となり、公約の6本の柱を軸に予算編成されたものと思ひます。きょう私は、子育て支援について質問をさせていただきます。中之条町では子育てするなら中之条としてさまざまな子育て支援を行っております。また、移住定住促進に取り組まれておりま

す。さらに、交流人口を増やそうと熱心に取り組まれておるところでございます。そこで、現在取り組まれている移住定住促進と子育て支援について内容のご説明をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、町田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在取り組んでおります移住定住対策事業及び子育て支援対策事業についてお答えをいたします。地方の人口減少と地域経済縮小の克服のため、5年間の喫緊の戦略として平成27年度に中之条町総合戦略を策定いたしました。中長期的視点では出生の奨励、短期的な視点では交流人口の確保により持続可能な地域を目指しております。住宅支援、就業支援、どこにも負けない子育て支援などを行っておりますが、これら制度の広報も含め移住者希望者と地域をつなぐ移住定住コーディネーターを平成28年度から配置をし、積極的な活動を転換しているところでございます。個々の事業につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）そうしますれば、私のほうからは住宅関連の支援について申し上げます。

家を建てる、買うという方につきましては、新築住宅では町内業者の場合補助率20分の1で上限が100万円まで、子育て等の加算を含めると最大150万円の補助制度となります。町外業者及び中古住宅取得の場合には補助率や上限額を引き下げております。家をリフォームされる方につきましては、町内業者の場合住居の改修費の10分の1で上限30万円まで、空き家の改修費につきましては、2分の1で上限が100万円までの補助制度となります。これにつきましても町外業者の場合には補助率や上限額を引き下げております。住宅の設備を整える方につきましては、住宅太陽光発電システム設置の補助、まきストーブ、ペレットストーブ購入費の一部補助、浄化槽の新設及び転換費用の一部補助を行っております。景観に配慮した建物を建てる、あるいは改修される方につきましては、地域限定とはなりますが、改修費及び建築費の一部補助を行っております。家を借りる方につきましては、新婚家庭に限り所得要件はございますけれども、敷金、礼金等を含む家賃、引っ越し費用の一部補助を行っております。家を探す方につきましては、お探しの賃貸、売買物件情報を町内不動産業者と連携して提供しておるところでございます。子育て関連につきましては、住民福祉課からご説明申し上げます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）住民福祉課で行っている子育て支援事業の内容について申し上げます。

住民福祉課で行っている町単独の事業といたしまして、今回改正をお願いしております出産奨励金手当給付事業、また先ほどお話が出ました乳児おむつ等購入費助成金事業、入学祝い品支給事業、入学準備応援品支給事業などがございます。出産奨励金手当給付事業につきましては、第2子に20万円、第3子に30万円、第4子以上に50万円を支給しているものでございます。平成30年度の支給実績といたしまして、3月12日現在で第2子が30人、第3子が13人、第4子以上が2人で計45人の

方に支給しております。平成29年度の支給実績が合計で32人でありましたので、既に昨年実績を超えております。また、第2子から支給することに改正された平成26年度以降でも最も多くの給付実績人数となる見込みでございます。

次に、乳児おむつ等購入費助成事業でございますが、これは出産日から満1歳までに購入したおむつ等に対して購入月額80%を上限額3,000円として助成しているもので平成27年度から事業を開始しています。支給実績につきましては、給付申請申込数が平成27年度で延べ731件、28年度が863件、29年度が773件となっております。なお、平成30年度は29年度実績を若干超える見込みでございます。

次に、入学祝い品支給事業でございますが、これは小学校入学時3,000円分、中学校入学時に5,000円分の図書カードを贈呈し、学校生活の充実や学習意欲の向上に役立てていこうとするものでございます。支給実績といたしましては、昨年の4月入学時に小学校の新入学生87人、中学校の新入学生120人に贈らせていただいております。

次に、入学準備応援品支給事業でございますが、これは12月1日現在で次年度に小学校、中学校、高等学校等に入学を予定している児童生徒の保護者に中之条町商工会の商品券1万円分を贈り、入学準備品の購入に役立てていただいているものでございます。平成30年度の支給実績といたしましては、小学校入学予定者97人、中学校入学予定者129人、高等学校入学予定者135人の保護者に贈らせていただいております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）5番、町田さん

○5番（町田 護）大変丁寧なご説明ありがとうございました。

平成31年度から新たに取り組みされる平成31年度中之条町一般会計予算、3款民生費、1項社会福祉費、出産祝金についてお尋ねをいたします。従来のお産奨励手当金に加えて、第1子にも5万円を支給することとして名称を出産祝金に変更することとお聞きいたしました。支給条件には6カ月以上の住民登録がされている人とお聞きしましたが、例えばできちゃった結婚をする人がいます。その人が妊娠5カ月で結婚式を挙げて、そして新居を中之条町に構えた場合には支給の対象にならないことになります。このような事例の特例はございますでしょうか。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）今議員がおっしゃられたような内容のことは今のところ起きたということはないと思います。よろしいでしょうか。

○議長（山本隆雄）5番、町田さん

○5番（町田 護）中之条町では移住定住促進に取り組み、子育て支援はどこにも負けないと申し上げておるように住民登録を3カ月以上にするとか、とりこぼれる人がいないような対策を考えていただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）出産祝金ということで、新年度第1子からお祝いを出すということに提案をさせていただいているところでございます。いずれにしても条例で制定しておりますので、何らかの線は必要だというふうに思っているところでございます。6カ月以上ということは、中之条町にずっと住んでいただくという方を前提にお祝金を出すということになっておりますので、そこら辺はご理解をいただければというふうに思っております。中之条町の子育て支援がいいということで、駆け込みで中之条町に住所を持ってくるという例もございます。いろいろの例がございますので、一定の線を引く必要があるというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）5番、町田さん

○5番（町田 護）ありがとうございます。もしかしたらそういう事例も発生することもあり得るかと思っておりますので、今後の課題として頭の隅に置いていただけますようお願い申し上げます。

続きまして、保育料についてお尋ねをいたします。その前提として、保育所と幼稚園の利用料について算定方法をお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの保育所、それから幼稚園の利用料の算定方法ということでございますが、それにつきましてはこども未来課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（宮崎 靖）それでは、議員お尋ねの保育料の算定方法につきまして、概略ということですが、説明をさせていただきます。保育料につきましては、保護者の市町村民税、所得割額を基準に算定をいたします。4月から8月までの保育料につきましては、前年の市町村民税額、9月以降につきましては、現年の市町村民税額をもとに算定いたします。よって所得状況によりまして、変更になる場合があるということでございます。なお、この場合の市町村民税所得割額につきましては、税額控除、例えば配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等は適用しないということで税額控除前の金額で算定しております。

次に、世帯の市町村民税所得割額により階層を決定いたします。保育所は第1階層から第8階層に分け、3歳未満のお子さんの場合ゼロ円から5万5,000円、3歳以上のお子さんの場合にはゼロ円から4万7,000円でございます。幼稚園につきましては、第1階層から第5階層に分けてございます。こちらはゼロ円から3,500円でございます。なお、幼稚園につきましてはこのほかに給食費が別にかかるということになってございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）5番、町田さん

○5番（町田 護）ありがとうございます。続きまして、中之条町では減免制度がありますが、その内容について説明をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（宮崎 靖）それでは、中之条町の減免制度についてご説明いたします。

保育料につきましては、世帯の状況によりまして国、県及び町の減免制度がございます。町の主な減免制度についてご説明いたします。中之条町では町に規則によりまして6カ月以上居住する世帯の第3子以降のお子さんの保育料はゼロ円としてございます。国や県の軽減制度につきましては、同時の入所や年齢の要件がございますが、町の減免制度では世帯の第3子以降であれば保育料はゼロ円とさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）5番、町田さん

○5番（町田 護）済みません。ありがとうございます。町の制度についてもう少し具体的にご説明いただけますでしょうか。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（宮崎 靖）そうすれば、町の制度について規則がございますので、その内容について説明をさせていただきたいと思えます。町の制度につきましては、町独自の制度といたしまして、定住促進及び出産奨励、母子、父子福祉の増進を図ることを目的といたしまして、中之条町保育料徴収に関する特例規則というものを定めてございます。世帯第3子以降の児童及び母子、父子家庭の児童を保育所へ入所させた場合にその保護者の経済的な負担を軽減するという内容でございます。また同様に中之条町幼稚園保育料等徴収に関する特例規則を定めてございます。こちらについては幼稚園の特例規則ということで、世帯第3子以降の児童及び母子、父子家庭の児童を幼稚園に入園させた場合においても保護者の経済的負担軽減を図っているというものでございます。具体的には入所、入園以前、中之条町に6カ月以上居住する世帯のうち保育所では第3子以降の入所児童の保育料をゼロ円としてございます。また、幼稚園では第3子以降の入所児童の保育料と給食費の減免を実施しているという内容でございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）5番、町田さん

○5番（町田 護）ありがとうございます。第2子の保育料は半額になるというふうに認識しておりますが、どのような場合に適用になるのか、またその条件があればご説明をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（宮崎 靖）それでは、第2子半額になるのはどういう場合かということですが、国の制度といたしまして第2子の保育料が半額になることになってございます。同時世帯から2人以上の児童が保育所、または幼稚園に入所、入園する場合でございます。多子世帯ということでありまして、国の軽減策として保育所では同一世帯で2人以上の児童が保育所、または幼稚園に入所する場合に2人目の入所児童の保育料が半額となっております。また、幼稚園では同一世帯

で2人以上の児童が幼稚園年少から小学校3年生の間にいる場合、ここは保育所とちょっと異なるところでございますが、同様に該当になるというものでございます。

○議長（山本隆雄）5番、町田さん

○5番（町田 護）ありがとうございます。ということは、私は大変勘違いをしていたということになります。私は、一律に第2子は半額で、第3子以上は無料になるというふうに思っていたところでございます。今の説明で国の制度として従来からあった保育所、もしくは幼稚園に同時に複数入所している場合に2人目からが減免になるということですのでよろしいのですね。第2子に対しては中之条町としての子育て支援はないということですのでよろしいのでしょうか。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（宮崎 靖）现阶段ではそちらのほう検討はしていないということでございます。以上でございます。

○議長（山本隆雄）5番、町田さん

○5番（町田 護）ありがとうございます。今回の質問をするに当たり最初に教育長とこども未来課長に確認したときも何かそんな私の理解のニュアンスのように自分は感じ取ってしまったのですが、結果としては第2子に対して中之条町としての子育て支援はないということを確認させていただきました。今回なぜ私が質問しようかと思ったのは、例えばバツイチで子連れのカップルが結婚をして、新居を東吾妻町に住もうか吉岡町に住もうか迷っている人がいたのです。中之条町は子育て支援に力を入れていて、さまざまな支援があることや保育所は第2子が半額、第3子以降は無料になるなどと私をうそを伝えてしまったわけですが、中之条町にその方は新居を構えることになりました。その夫婦は、中之条町に新居を構えた後、第2子が生まれ、保育所に入れようとしたところ減免はないというふうなことを私に言われたわけです。いや、そんなはずはないのだけれどもなと思っていたところ、後日第1子が中之条町の保育所に入所していないと減免にはならないというような説明が町のほうからあったということで、これも間違いであることがわかりました。国では2019年10月から幼児教育・保育無償化を閣議決定しました。3歳児から5歳児までを対象に幼稚園は上限2万5,700円、保育所は上限3万7,000円と認識しております。また、零歳から2歳の子供の場合、住民税非課税世帯の子供のみ無償化の対象となると認識しております。繰り返しになりますが、中之条町では移住定住促進に取り組み、子育て支援はどこにも負けないと申しておりますので、夫婦共働きでママが育休から職場復帰する家庭の多くは、子供が3歳になるまではこれまでどおりの保育料を支払うこととなります。先日中之条中学校の卒業式をフェイスブックに載せたところ、意見をいただきました。「極少子化。10年後卒業生は半分になる。対策を講じないと消滅する」との意見がありました。そこで、町長にお願いします。第2子の零歳から2歳の子供が対象として半額という制度を、今後検討をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）先ほど保育料の無料化というのがこの10月に始まるというお話がございましたけれども、国のほうはその動きのようであります。その中で先ほど同僚議員の給食の問題でお話をさせていただきましたけれども、そういう方たちの給食費も無料にさせていただくということにさせていただきました。国の制度ですとゼロ歳から2歳の非課税世帯以外については無料にならないということでございますけれども、こういったものも総合的に考えていく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）5番、町田さん

○5番（町田 護）ありがとうございます。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

最後に、私は県道下沢渡原町線の整備促進について地域交通網対策特別委員会などを通じて中之条土木事務所をお願いをしてまいりました。この路線は予算がつきにくく進捗が大変遅い路線であります。沢田地区と六合地区の住民にとっては大変重要な生活路線でございます。現在進めている上信道の第2アクセス道路としての予算をつけていただけるよう働きかけていただくことはできないでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）原町山田線につきましては、確かに狭隘な部分があるということは承知しております。時間をかけて今整備中でありますので、もう少し時間かかるのかなというふうに思います。そして上信自動車道のアクセス道路でございますけれども、中之条町の一番直近なところは植栗・中之条インターからのアクセス道路、これが一番重要な問題でございます。まずこれを片付ける必要があるかなというふうに思っております。おかげさまで補助金という格好でアクセス道路を今整備中でございまして、80%以上の土地の買収ができたということでございますので、早急にそれができるというふうに思っておりますし、本線が開通する37年ぐらいには合わせて開通できるということでございますので、まずそちらのほうに力を入れていきたいなというふうに思っております。そして、その山田線の関係でございますけれども、土木事務所のほうには原町からのアクセス道路として要望は1回出したことがございます。引き続いてそれについてもアクセス道路という位置づけかどうかわかりませんが、重要な路線でありますので、陳情はしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）5番、町田さん

○5番（町田 護）町長、大変ありがとうございました。

以上で私の総括質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）町田護さんの質問が終わりました。

総括質疑の途中ではございますが、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は午後1時とします。

（休憩 自午後 零時03分 至午後 1時00分）

○議長（山本隆雄）総括質疑を再開します。

ほかにご質疑ございませんか。

6番、関さん、ご登壇願います。

○6番（関 常明）議長の許可をいただきましたので、総括質疑に参加をさせていただきたいというふうに思います。予算については、6月議会の中で基本的な考え方とか総括とかということで質問させていただきました。しかし、総合戦略の最終年ということもありますし、伊能町政の中で2期目の最初の予算ということもございますので、確認ということも含めて若干時間をいただきたいと思いますというふうに思っています。

まず最初に、4年間で取り組んだ施策の達成と満足度をどのように評価するか、また課題を今後町の町政運営にどう反映させるかということで、もう一回言いますが、9月議会とダブリますが、ちょっと所見を聞かせていただきたいというものでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、関議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨年9月議会の一般質問の中で、4年間の実績についてご質問を受け回答させていただいたところでございますけれども、町長第1期目では公約として掲げました6つの柱、教育環境の充実、産業の振興、交流人口の増加、健康の増進、福祉の充実、財政の健全化の実現のために町政を担ってまいりました。この間、総合戦略人口ビジョン、総合計画まちづくりビジョンといった町政の基幹となる計画を立て、それぞれの重点目標、基本目標の実現に向け町政を執行してまいりました。全国自治体で共通の課題として、問題としている少子高齢化に伴う人口減少ですが、この人口減少曲線をいかになだらかにするかの、地域経済、産業をいかに発展させ、持続可能な町政を行うとともに町に魅力をつけ、中之条町に住んでいただくための施策に議員各位の協力をいただく中で取り組んでまいりました。教育環境の充実といたしましては、郡内初の指導主事の配置、英語教育環境の充実、産業の振興では農産物ブランド化、再生可能エネルギーとして資源の利活用、交流人口の増加としては各種イベント等の開催や観光施設の整備、健康の増進ではがん検診の無料化、子育て支援策の充実、福祉の充実では手話言語条例の制定、窓口への手話通訳者の配置など、また財政の健全化としては自主財源の確保に努め、ふるさと納税など一般財源の確保に努め、本議会で報告させていただいた財政の健全化判断比率の指標をご覧くださいてもわかるように健全な財政運営を図るなど、前述したさまざまな施策に取り組んできたと思っております。まだまだ取り組まなければならないことがあると思っております。

課題を今後の町政運営にどう反映するかということでございますけれども、9月議会の際にお答えさせていただきましたけれども、住民が健康で安心し、また誇りを持って生活ができ、しかもいかに町を存続させ、将来にわたり持続的に発展させていくかを最重要課題として捉えております。

少子高齢化によります人口減少、特に都会に比べ地方の自治体での減少は著しく、今後地方公共団体の財政規模については縮小されていくものと思っております。また、社会保障経費の増大などは避けられず、さらに厳しい状況が予想されますが、民有林活用による産業の振興、回遊式庭園構想に基づく中之条ガーデンズを中心とした施設の整備などを重点にさまざまな施策の組み合わせにより中之条町の魅力をアップし、地域経済の振興と交流人口の増加により財源の確保に努め、移動困難者対策、高齢者、障害者等の福祉の充実など町民が安心安全に生活でき、誇りを持てる町づくり、また町外者からも中之条町に住んでみたいと思っただけのような町づくりを、引き続き議員みなさんの協力をいただく中で進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）6番、関さん

○6番（関 常明）どうもありがとうございました。町政運営の課題ということで、お聞きをしようかなと思っていたのですが、重ねて最初にお答えをいただきましたので、そのことについては伊能町政の基本になるということで、そういう理解をしたいというふうに思っています。

町づくりビジョンで項目が上がっております。6点町長の方針、公約として上がっているわけですが、このことについて、各項目ごとの予算の規模、あるいは予算について割合、数字をちょっとお答えいただければというふうに思うのですが、お願いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）議員がおっしゃるとおり中之条町まちづくりビジョンの柱は、6つの重点目標で掲げられております。これは、先ほど申し上げた6本の柱でございます。基本的には先ほど申し上げた公約と同じになります。予算の中でこの6つの柱に関連する項目とすると、3款民生費、4款衛生費、6款農林水産業費、7款商工費、10款教育費、11款公債費などがございます。これを合計いたしますと68億1,800万円ほどになり、予算総額に対する割合は67.7%となります。個々の事業において複数の項目に該当するようなものもありますので、各項目ごとの予算規模、割合を申し上げるのは難しいかと思いますが、大まか教育環境の充実当たる教育費は予算総額対しまして、13.4%、主に産業の振興に当たる農林水産業費は10.6%、交流人口の増加に当たる商工費では5.0%、健康の増進に当たる衛生費では7.5%、福祉の充実当たる民生費は22.1%、財政の健全化に当たる公債費は9.0%という数字でございます。

○議長（山本隆雄）6番、関さん

○6番（関 常明）どうもありがとうございました。これでいずれにしても4年間ではないですね、1年間の伊能町政の基本になるということで承りました。そういうことで我々もチェックをすることはきちんとチェックをするということをお頭に申し上げておきたいというふうに思います。

次に、中之条町の公共交通についてということでお伺いをしたいというふうに思っております。いいタイミングで県の冊子が配られました。まずJRのことについてお聞きをしますが、JRの維持についてどのような取り組みをされているかということをお聞きを、まず最初にしたと

いうふうに思うのですが、交通の体系については外から言うと飛行機だとか船だとかということ、あるいはその次に新幹線であるとか列車であるとかと、あとは地方のバスであるとかタクシーであるとかというような体系が組み立てられて、初めて完成をするのかなというふうに思っています。そういう中で私たちが直接公共交通であろうというふうに認識をするのはまず鉄道かなというふうに思うのですが、この鉄道の大切さというのは今さらに申し上げるまでもないのですが、鉄道に興味のある人、趣味のある人はちょっと時刻表を広げていただくとよくわかるのですが、北海道の路線図が今廃線なり、あるいは第三セクターに移行したというようなことも含めて明治と同じような状況になっていると、そのくらい線区として、線路が減っているというようなことで、これ非常に北海道ですから、中之条については直接影響がないのですが、そういうことで、これはある意味民営化をされたということの影響なのかなという感じもするのですが、そういうことでそれは注目に値する中身かなというふうに思っています。鉄道非常に大切だということに思っています。国鉄から民間会社に移行した後の、いつも言っているのですが、法律的に申請をすると、やめるよというふうに国に言うとかやめられるような制度になっています。国鉄時代はいろいろ制約があって、公共性というのが何を言っても大切だという話が先行しましたので、そういうある意味国の保護もあったということもあります。今はちょっとそういうことで情勢も変わっています。これは、やっぱり鉄道をどういうふうに守っていくのだということについては、まさに配っていただいた資料、地域がきちんと取り組むというようなことも基本的になるのですが、町としてはそれなりの取り組みをきちんとしていく、積み上げていくということも非常に大切かなというふうに思っています。そういうことも踏まえて鉄道維持に対する中之条町の取り組みについてお聞かせをいただければというふうに思うのですが、お願いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、企画政策課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）JRの鉄道維持に対する取り組みについてお答えいたします。昨年3月に群馬県が策定した群馬県交通まちづくり戦略を受けまして、JR吾妻線に関する利用促進アクションプログラムがこの2月に策定されました。本日議員の皆様にもお配りさせていただいたところでございます。吾妻線沿線地域を含めまして、群馬県では自動車に大きく依存した社会となっております。今までのライフスタイルを急に転換することは大変なことです。自動車と鉄道を使いやすくつなげるための環境整備としてパークアンドライド駐車場、駅前広場、駅アクセス道路の機能を持たせることを重点プロジェクトとして位置づけられており、中之条町では市城駅の整備が計画されております。沿線市町村、JR東日本の協力を得ながら県が中心となって取り組む内容となっております。群馬県、JR、沿線市町村と協力しながら、また渋川・吾妻地域在来線活性化協議会を通じて鉄道の利用促進、吾妻線の存続と利便性の向上について取り組んでおるところでございます。

います。

○議長（山本隆雄）6番、関さん

○6番（関 常明）群馬県は車社会ですよ。ご案内のとおりみなさんそうだというふうに思うのですが、列車も1年に一遍乗るか乗らないかというようなことを含めてなかなか利用の促進ができていないのかなという感じもします。駅をどういうふうに利用するかということの、そういう問題も非常にあるのですが、ちょっとアクションプログラムの冊子をちょっと読ませていただいたのですが、県で非常に主体的に取り組んでいると、町もそれに追随をして、町もきちんとそれなりの予算をかけて取り組みしているというのはよくわかります。行政のほうがかきちんと取り組みをしているよというのは従来から話を聞いて知っているのですが、そのことがJR本体、JR会社にどういふふうにつながっていくのかということ非常に大切なこといふふうに思っています。それはJR会社が、例えば高崎支社がどれだけ当事者能力があるかないかということも含めて、町もそういう視点もないと非常にあれかな、整備をしましたよと、だけれども第三セクターになってしまったよというようなことも可能性として起こり得る可能性もありますので、その辺は頭に入れていただきながら取り組みをしていただきたいというふうに思います。子供たちの定期、簡単になるし、第三セクターになった場合、今そういう話があるというふうに言っているわけではないですから、そういう話は一切ありませんけれども、そういうことになるしなかなかこれは列車の運行についても限界があると思う、多分渋川から折り返しだというような形になりかねないということもありますので、くれぐれもそういうことも頭に入れながら、町長には取り組んでいただきたいというふうに思うのですが、町長いかがですか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）先ほど申し上げたアクションプログラムでございますけれども、これは県が作成したものでございます。そして、渋川在来線の活性化委員会も一緒になって高崎支社長のところにこのプランを持って陳情に行った経緯がございます。いずれにしても吾妻線を利用させていただき、そのための仕組みがこのアクションプログラムになっているわけでございます。そういうことによって、吾妻線の延命が図られるということでございます。これについては支社長のほうも了解をしていただいて、協力できるところは協力してくれるという約束をいただいているところでございます。

○議長（山本隆雄）6番、関さん

○6番（関 常明）そういうことですので、よろしくお願いをしたいと。町長も一生懸命頑張るといふお話をいただきましたので、そういうことでいいのかなというふうに思っています。

段落としになりますが、鉄道から町内だとまずバスかなというふうに、次の段階は行くのかなというふうに思いますが、バスの民営というのはいわゆる市設バスですが、その利用促進対策だとか、あるいは代替バスだとか、今具体的に四万だとか、沢渡温泉というのがどうするんだというの

が具体的であろうかというふうに思うのですが、これについての取り組みというのはいかがなされるのかと、将来のことも含めてお話がいただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫） 民営バスの利用促進対策と代替バス等についてお答えいたします。公共交通の利用促進に向けましては、バスに関する情報をわかりやすく幅広く伝えるための情報発信を行っております。今年度は県の事業でありますオープンデータ化事業にも中之条町としても参加いたしました。また、これから発行されます中之条町暮らしの便利帳への掲載も行っておりますが、急速な少子高齢化の進展や自動車に頼った生活へのシフトなどの要因もあり、公共交通の利用が減少し、地域公共交通の維持が困難となってきております。自転車を運転できない方々をはじめ、誰もが公共交通を利用して外出できる町、人々が生き生きと活動できる町をつくることの重要性はこれまで以上に増してきております。公共交通を維持、活性化するためには地域公共交通を地域のニーズに合致したものにしていくことが必要だと考えておりますが、行政や交通業者単独による取り組みだけでは限界がございます。利用者をはじめとした地域主体の方々にもこれまで以上に大きな役割をご期待申し上げて、業者、交通事業者、地域主体の3者が連携したとりくみを推進できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄）6番、関さん

○6番（関 常明） ありがとうございます。少子化問題に具体的ななかなかいいアイデアがないのと一緒に、地域の交通網、鉄道だとかバスだとかの部分について赤字になるからということが会社として話されるということは、今までもそういうことだというふうに思っています。ただ、公共性ということがどれだけそのことに反映をさせられるのかと、会社については公共性ということどれだけ考えていただくかという、そのへんのせめぎ合いになるのかなというふうに思っています。どこも、鉄道もバスも民営ということですので、これ赤字を垂れ流すという話にはなりません。けれども、私も鉄道もバスもある意味一緒だというふうに思うのでお話をさせていただくと、地方の第三セクターになった鉄道というのは、表向きはいろいろ取り組みをしていますから大丈夫ですという話はするのですが、いろいろ産地も、名産も発売もしているし、いろいろ大丈夫ですとかというのですが、後ろで赤字、黒字と、財政の問題の話をするると、黒字のところは一つもありません。どこからお金が出ているかという、当然のことながらやっぱり行政、町だとか、国だとか、ある意味国だとかというのも一緒ですが、そこからやっぱり出ているということになります。よく考えてみると国鉄ですよ。国の鉄道です。だから、その辺も踏まえて公共性というのを行政としてもきちんと考え直しをしていただいと、やっぱりその辺は意識していただくと。ただ、言ってしまうとあれなのですが、いい回答はないというふうに認識をしています。先ほども言ったように少子化に対して決定的な対策がないのと一緒にですよ。だから、鉄道ファンのためにという話にも当然ならない話だし、私がちょっと危惧をするのは乗って残そうよと、利用して残そうよという考え方もや

っぱり限界があるのだというふうに私個人は思っています。そのことの突破はできないにしても、やはりいろいろトータルで公共交通については行政も考えていきたいというふうに思っていますので、それはちょっと答弁と言ってもちょっとなかなかいい答弁もないというふうに私のほうも認識をしていますので、ただちゃんと私たちの生活の中に、視界に入っているよと、鉄道もバスも視界に入っているよと、機会があれば乗るよということに最後はなるのかなという気がしますので、その辺は今の方向性とある意味合っていますので、そういうことで行政としても取り組みをしていただきたいというふうに重ねてお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、先ほど冒頭に話をした予算の問題と絡むのですが、交通弱者の対策についてということで、地域の公共交通も含めてどのように確立をしていくのかという話になっていくのだというふうに思うのです。これは今までも取り組みをしている中身ですから、復習という意味も含めて町民のみなさんにご披露いただきながら説明をしていただきたいというふうに思います。地域の交通の確立ということでお願いをいたします。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）交通弱者対策におきます地域公共交通の確立についてお答え申し上げます。

これまでの取り組みといたしましては、自動車教習所で行っております運行のデマンドバス、買い物支援バス、高齢者、障害者タクシー料金の補助、六合地区では社会福祉協議会で運行のやまどり号、昨年10月から運行の医療機関等外出タクシーなかのん号がございます。福祉タクシー料金補助につきましては、新年度からこれまでの初乗り料金補助から3万円分のタクシー券を3,000円でご購入いただく新事業への拡充予算をお願いしておりますのでございます。なれ親しんだ町で将来にわたって安心して住み続けられるよう、きめ細やかな交通サービスの充実等を図っていくことを基本として取り組んでおるところでございます。

○議長（山本隆雄）6番、関さん

○6番（関 常明）ありがとうございました。細部にわたってきめ細かな取り組みはお願いをしていきたいというふうに思っています。重ねて最後をお願いをしておきたいというふうに思うのですが、旅行の行程を組むときに鉄道がない地域ってなかなか最初に目がいけないというようなことを含めて、地方ローカル線ですが、ローカル線の中で、まして吾妻線、盲腸線で先につながっていないのですが、そういう中で特急が走っているって多分全国でそんなにないと思います。1例、2例あるかないかというようなことかなというふうに思っていますので、それは我々も含めて全力で支援をしていく、協力していくということによろしいかなというふうに思うので、そういうことを申し添えておきたいかなというふうに思います。

次にちょっと移らせていただきます。夏に起きました防災ヘリのはるなの問題について、若干触れたいというふうに思っています。町民のみなさんだけではなくて、県民の全員、国民と言っても

いいと思うのですが、心配をして悲しみを共有している事故だったというふうに思っています。私個人としては町の対応として庁内に特別チームを組んで、事故の処理、あるいは今後の対応全般にあたっていいくらいの中身かなという、それだけ大きい事故かなというふうに思っています。とは言ってもある意味で町も被害者の部分もあるということは当然あるというふうに思っているのですが、一番大切なのは、町として全方位のことを考えていくのですが、当事者意識があるかどうか、当事者意識を持って進めていくということが基本かなというふうに思っています。これは、そういう意味で町としても対応していかないと将来にわたって禍根を残すし、被害に遭われた方、亡くなられた方々についてもきちんと対応ができないというふうに思っています。一番まずいのは、風化をさせてしまうことかなというふうに思っています。何となく時間がたてばそればそれだというのはこれは当然、事故というのはどこでもそうなるのですが、そのことを町としては風化をさせないのだという、場面、場面で検証していくのだと、反省するところは反省をして、対応していくということは基本だというふうに思っています。これは県の問題だけではないというふうに認識していますので、ちょっと質問の中身に入る前に、当然町長、中之条町も当事者の一人として認識があるというのは当たり前の話をちょっとさせていただくのですが、当然認識はありますよね。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）当事者という意味がちょっと分かりかねるのですけれども、いずれにしても重大な事故が中之条町で発生した、中之条地内で発生したということは間違いなく、そして中之条町の町民の方がお亡くなりになってしまったということは間違いのないこととさせていただきます。事故の当事者とする、群馬県、あるいは航空会社かなというふうに思っておりますので、そこら辺は町としてもしっかりと受けとめていく、それは今考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）6番、関さん

○6番（関 常明）担当窓口は総務課になるのかな。総務課でいいのですか、総務課長、いかがですか。当事者としての意識というか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）町としますと、防災関係につきましても窓口は総務課というふうなことでございますけれども、当事者としてどうかというふうなことでございますけれども、そちらは町長が今申し上げたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）6番、関さん

○6番（関 常明）当事者という意味がどういう意味なのかというのは当然そういうふうにあるというふうに思うのですが、この事故にあたっての町としての立場というのは当然あるというふうに思うのです。それから、今まで県でどういう対応してきたかというようなことも当然あるというふうに思うのですが、その辺のことについて、当事者という話としては、当然あるのですが、町としての立場、スタンスということをお話を冒頭していただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）先ほどご質問いただいた昨年8月に発生をいたしました群馬県防災ヘリコプターの墜落事故により犠牲になられたみなさんに謹んで哀悼の意を表しますとともに衷心よりご冥福をお祈りしたいと思っております。また、ご遺族、関係者のみなさんに心からお悔やみを申し上げます。

町の当事者という立場でありますけれども、議員がおっしゃるとおりあってはならない事故が中之条町の中で発生をしてしまったということでございます。特に吾妻広域消防本部に所属する職員6名、しかも広域消防の中でも吾妻地域の消防業務の中核を担う若手の職員を一度に失ったことは痛恨の極みであります。群馬県境稜線トレイルの開始、8月11日に当たり不測の事故が発生ときの救急経路等、その責を担う者として現地の確認を行うための業務中に発生してしまった事故であり、まことに遺憾であると思っております。事故現場となってしまった町の当事者として、今後このような悲惨な事故が起きないように交通安全対策、管理体制の強化を切に願うところであります。県の適切な対応を求めていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）6番、関さん

○6番（関 常明）そういうことになるのかなというふうに思うのですが、どういうニュアンスを伝えていいのかなとちょっとよく分からないのですが、今までちょっと話をさせていただく中でやっぱり町は県に対して被害者だよというふうにニュアンスとして伝わってくるのですが、もう少し積極的に行うことはやる、遺族のみなさんも含めて、協力できることは協力をしていくという空気が伝わってこないのかなという感じもちょっとするのですが、それは文章というか、答弁をしていただく中身としてはこうなるのかなという感じもします。

広域消防本部の対応、これ指揮命令系統も含めて、町としてどんなふうに思っていたのかと。これはいろんなことについて広域消防本部で検証されているだろうし、当然本部としての事故の対策というか、再発防止も含めて対策もあるというふうに思うのですが、広域本部の対応についてはちょっと町としてはどんなふうに思っているのかというのをちょっとお聞きしたいというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）広域消防本部の対応ということでもありますけれども、事故発生後広域消防本部内に災害対策本部を設置し、対応するとともにその後群馬県に設置されました群馬県防災ヘリコプター遭難事故対策本部とともに事故に対応する捜索救助活動を行ってまいりました。広域消防本部としては県からの情報をもとに、また対策本部の一員として適切な対応がされたということを考えておるところでございます。

○議長（山本隆雄）6番、関さん

○6番（関 常明）町とすると公式にはそういう話になるのかなというふうに思うのですが、まして

広域消防本部に対して町が言及できることというのは限られているし、たぶんそれは独立組織ですから、話がなかなかできないのかなという感じもしますが、どこかのタイミングで、県でやるのか、町でやるのか、広域消防でやるのかちょっとわかりませんが、例えば指揮命令系統だということになると、ヘリコプターを飛ばしたことがよかったか悪かったかと、徒歩でちゃんと検証ができなかったというような細かいことも含めて誰がどこでやるのだというようなことも町がもう少し主体性を持ってやってもいいのかなという、そういうことに対して我々ちょっと素人なものですから、どこで何をやっていいのかというのはちょっとわかりませんが、そういう踏み込んだ話をどこかでやっぱりきちんとして議論をやるのが事故の再発防止にきちんとつながっていくのかなというふうに思います。そういうこともありますので、町として極力積極的に、そこまで踏み込んでいいのかどうなのかということもありますが、もう少しできることはやっていただくと、そういうことに関してやっていただくというのも必要なというふうに思っています。それはちょっと話として申し上げておきたいというふうに思うのですが、それは答弁は結構です。

次に行きますが、町としてやっぱり亡くなった本人、みなさんはもちろんですが、家族の対応というか、町としての何かできることはないかということも踏まえて、そういう説明がされたかどうかというようなこともちょっとお聞きをしておきたいというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）犠牲となりました家族への対応、また説明は十分されたかというご質問でございます。県においては県防災ヘリ墜落事故対策連絡会議の中で遺族や消防職員に対する支援体制を整えて、補償や心のケアを行うとし、また保健福祉事務所の保健師等による犠牲となった家族への訪問によりさまざまな要望、相談に対して細やかな対応をすると伺っております。説明等についてはされていると理解されているところでございます。また、遺族となったお子様の心のケアを行うため、県から中之条小学校、中之条中学校へ緊急スクールカウンセラーが派遣され、対応をしているところでございます。この緊急スクールカウンセラーは平成31年度も継続されるということも聞いております。町としても必要に応じ保健師等に相談ができる体制は整えているところでございます。この事故につきましては、大変痛ましい事故で、あってはならない事故であったわけでございますけれども、私も中之条町長という立場、そして吾妻広域の理事長という立場で大変複雑な思いでいるわけでございますけれども、町の対応については余りないということでもありますけれども、消防本部、あるいは県、遺族の方との連絡調整はさせていただいているところでございます。遺族会という組織ができましたけれども、その顧問という立場で県と遺族の方の中間のパイプ役として仕事をさせていただき、既に県のほうに遺族の会長さんと行っていろいろ話をさせていただき、また県の方が来たときに立ち会っていろいろな話をさせていただいているところでございまして、町長という立場ではございませんけれども、そういったものもやらせていただいているところでございます。そして、風化させないというのも一つ提言がございましたけれども、これは決

して風化させてはいけない事故であったということでございまして、県のほうでも慰霊碑をつくるという話もございすけれども、吾妻広域消防本部としてもこの慰霊碑を近くに建立をしたいということで遺族のみなさんとも今調整をしているということでございす。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）6番、関さん

○6番（関 常明）ということで、対応していただいているというお話がございました。これからも積極的にできることはやるというのはお願いをしていきたいというふうに思います。

今後町として、将来何か具体的に考えていることがあるとすれば、遺族のみなさんのことも含めて具体的に考えていることあるとすれば若干触れていただきたいかなというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）この事故は本当にあってはならない事故か中之条町の山中に起きたということでございす。こういったことを、先ほど来話がありますように風化することなく原因の究明、これについては協力していきたいというふうに思っております。そして、新しい機種も購入するような話もありますけれども、安全でない防災ヘリは成り立たないわけでございます。安全で人の命を救うというのが使命でございますので、安全管理、そういったものについては町としても大きな声を上げていきたいというふうに考えているところでございす。

○議長（山本隆雄）6番、関さん

○6番（関 常明）先ほどからもう話がされていますので、理解はしているつもりなのですが、でもいずれにしても原因の究明と再発防止策というのは至極当然の話でございまして、今まで県の対応について情報があればこの際みなさんにご披露いただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）県からの情報提供ということでございすけれども、広域消防のほうにはいろいろ、縷々情報が入っていると思いますけれども、町としては新聞等により公表されている以外のはございせん。現在の原因の究明につきましては、現在警察が機体を群馬ヘリポートに搬送して、保管して原因究明をしているところでございす。また、県は防災航空体制検証、再建室の中で、これまでの防災ヘリの安全管理体制を検証し、今後の防災航空体制の検討を行い、新年度には群馬ヘリポートに防災航空センターを設置し、管理体制を強化するという情報が入っているところでございす。

○議長（山本隆雄）6番、関さん

○6番（関 常明）そういうことで全力を尽くしていただくということかなというふうに思います。中之条にもまつわる新規の開発、開通ルート、これの安全対策についてということで、これは中之条のエリアだけではないのですが、全エリア当然安全でなければいけないというふうに思っている

のですが、そのへんの安全対策を検証しなければいけないということでヘリが飛んだわけですから、これ一般論で結構です。中之条に限らず、安全対策についての情報があればお話をいただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）安全性の確保ということでございますけれども、群馬県生活スポーツ部のスポーツ振興課に確認をいたしましたところ、平成31年度においては避難小屋の整備や安全確認調査のほか、トレイル全体の安全点検を行うということでありました。また、群馬県ホームページにおいて草刈り実施の情報等を含め、最新情報を提供していくということでありました。町としても群馬県と連携し、安全第一を念頭に努めてまいりたいと思っております。中之条町の稲包から白砂までの間開通をしたということでありますけれども、なかなか難コースだということでございますけれども、そこにスケープラインがないということもあります。こういった問題点も地域の団体として県のほうにつなげていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）6番、関さん

○6番（関 常明）どうもありがとうございました。本当に先ほどから話をしているようにあつてはならない事故だというふうに思っております。場面、場面、担当、担当は違うというのはよく理解をできるのですが、町としても少しおせっかいだよと言われるぐらい、このことについてのっこんでいただいて、ぜひ被害に遭われた方、遺族のみなさん、家族のみなさんのほうに寄り添うという話をしていただければというふうに思います。十分していただけたかなというふうに思いますが、最後に町長全力で頑張るというお話をいただければ以上で質問を終わりにしたいと思うのですが、お願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）先ほど申し上げたように吾妻広域のほうの理事長の立場とすると、本当にこちらも犠牲者であります。そして、県としっかりとパイプを持って原因究明、あるいは再発防止、こういったものには第一義にそれは伝えていきたいというふうに思っているところでございます。いずれにしても人の命を救う、そのヘリコプターが落ちては話にならないということでございますので、県のほうでも安全体制とか運行管理とか検討しているようでありますけれども、地元の立場としても一生懸命その声を上げていきたいというふうに思っているところでございます。そして、お亡くなりになった遺族の方のほうにも寄り添いながら県とのパイプ役、交渉の一人として一生懸命やっしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）6番、関さん

○6番（関 常明）ありがとうございました。よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（山本隆雄）関常明さんの質問が終わりました。

ほかにご質疑ございませんか。

9番、安原賢一さん、ご登壇願います。

○9番（安原賢一）議長よりお許しをいただきましたので、総括質疑をさせていただきます。

まず、6款の農林水産業費、1項農業費の136ページからの中之条ガーデンズ運営管理事業についてお聞きします。今回2億を越す予算が計上されていますが、今年度で一応の計画、最終的な施設の仕上げということのようですが、この後運営管理をどのようにしていくのか聞かせください。お願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、安原議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。中之条ガーデンズも整備計画の最終年度を迎えることとなりました。以前から申し上げておりますように整備することが目的ではなく、多くの方々に来場していただき、町の経済の活性化につなげていくために今回の整備を行っているところでございます。この整備事業によりまして、中之条町に目玉となる観光スポットができることで、町外から訪れる人が増えることに町内に滞留する時間も増えるものと考えております。今後の管理と運営でございしますが、一流の庭園として整備を行っておりますので、その価値を高められるように管理にも力を入れていきたいと思っております。職員が専門的な知識の習得にも努めております。また、町民の力で美しい庭園を進めるために町民花壇の活動や推進やガーデニングボランティアの活動をさらに広げていく考えでございします。美しい庭園だけでなく農園エリアの活用により周辺の農業の活性化につながるような農産物の6次化なども行い、あわせて売店やレストランの利用者の増加を図っていきたくて考えております。多くの方が何度でも訪れたい場所となるように今後の管理運営に努めてまいりたいと思っております。

○議長（山本隆雄）9番、安原さん

○9番（安原賢一）予算書を見ると、2億のお金が施設として使われる第4期、施設と管理費、使われるわけですが、第4期の大花壇というのですか、それとエントランス、6,798万、残りはほとんど人件費ももちろんかかると思うのですが、設計監理委託料とか、そういったものがほとんどだと思うのですが、なかなかこういった工事というのは、そういうものなのでしょうか。そのへんをちょっと聞かせていただけたらと思うのですが、設計監理委託料だとか、開催委託料とか、工事委託料だとかというのがすごく多いので、お願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては実務でありますので、農林課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）通常の工事でありまして、設計と、また現場を管理するための委託料、それと工事費となるかと思っております。中之条ガーデンズの整備に当たりましては、ご存じのように塚本こ

なみ先生とか、吉谷博光先生とかの、園をデザインしたりとか、その工事の進捗ぐあいをまた管理を、工事自体とは違いまして、自分のデザイン監修みたいな形でかかわっていただいておりますので、通常の工事と比べますとその点が多いかなと思います。

○議長（山本隆雄）9番、安原さん

○9番（安原賢一）先ほど町長からも中之条町の目玉となる公園、花の公園ということ話があったのですが、ガーデンズをこの先中之条町の観光の中心としていくとか、目玉としていくという場合に何をガーデンズの売りに、目玉にしていこうと考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）ご承知のとおり中之条ガーデンズは5つの庭園と農園エリアからできているものであります。これが中之条ガーデンズの目玉ですと言えるような一点物で集客を図るものではなくて、全体のレベルの高さと、その美しさで感動を与える施設であります。足利フラワーパークの大藤のように圧倒的なスケール感を持ったものはございませんが、それぞれのガーデンの持つポテンシャルはとても高いものだと思っております。スパイラルガーデンも直径40メートルの大花壇で、構造的にも楽しめ、ローズガーデンは6つのテーマを持つミニガーデンの集合体で、育種家である河合先生がデザインしているもので、珍しい柄が楽しめます。フランス庭園の町民花壇も参加している人の園芸レベルがどんどん高くなって、美しい空間となっております。目玉と呼ぶのではなく、総合力で人気を集めていきたいと思っております。ちなみに、平成31年度に整備する第4期エリアではせっかく塚本先生がプロデュースする施設でありますので、藤棚が欲しいという多くの方から要望がありましたので、他の経費を切り詰めて藤棚を整備する方向で準備を進めているわけでございまして、これも一つの話題になると思っております。

○議長（山本隆雄）9番、安原さん

○9番（安原賢一）今藤棚がという話が出たのですが、私は最初から何で塚本先生が全ての監修、代表でやってくれているわけですが、ガーデンズに藤棚をつくらないのかなというのはずっと疑問に思っていました。ただ、なかなか大金がかかり過ぎると、あれがどこにでもあるものではないので、難しいのだろうなというふうに思っていたので、ただ今回はこれを本当にやる、何とかしたいのであったら、本腰を入れてそこまでやるか、そうでなければ考え方を少しみなさんで検討しなおすかしたほうがいいのかと言うつもりでいました、正直のところ。長野に割と近いところに河合先生が監修した一本木公園というバラの公園があるのですけれども、うちでは妻が好きで毎年行って、もう何年か行っているのですが、ここはバラだけの公園なのですが、ものすごく時期には人が多いのです。車とめるところもないぐらい、駐車場も少ないのですけれども、規模的にはやっぱりちょっとガーデンズのバラ園とは問題にならない規模のバラ園なのですが、そういったものも見てくるのもいいかな、そんな遠くではなくありますから。河合先生の名前がドーンと書いてありますから、たぶんもちろん話を聞けばわかると思うのですが、そういったものとか足利の藤もそ

うなのですが、中途半端なことをやるのだったら正直無駄使いになってしまうのではないかというのが私の考えなのですが、そうかってなかなか、ではうんと大金をかけろとは正直言えないし、また町長もなかなか難しい決断だとは思いますが、ただ一つずつでもいいから、もしこの先本当に目玉というものを考えているのであったら、一つずつもう少し、5つのもよくわかるのですが、一つ一つを自慢できるものをつくっていかないとどうも集客には結びつかないのではないかなという、これは私の考えなのですけれども、どうでしょう。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）まず、藤の話が出ましたので、藤の話からさせていただきたいと思います。塚本先生がいるのであるから、藤だというイメージは大方の方お持ちだというふうに思います。こちらもそういつて提案をさせていただいたわけですが、圧倒的に足利フラワーパークの大藤は一本であれだけの枝を張っているわけでありまして、それをすぐすぐできるということではないかなというふうに思っております。しかし、藤の手入れは非常に大変だということと、お金がかかるというようなこともありまして、今までの整備の中には入っていなかったわけですが、みなさんの期待も大きいということで、大規模なものではございませんけれども、塚本先生がつくった藤棚ということで、今回つくらせていただきたいというふうに考えているところでございます。そして、バラの河合先生でございます。河合先生はいろんなところでバラの専門家として、また育種家として新しい品種をつくり出す、そういった先生として活躍をされております。この先生がこの中之条のこの小さいところにかかわっていただけたということも不思議ぐらいな方でございます。そういった方の力をかりて、本当に面積は少ないと思います。一本木公園はちょっと存じておりませんが、また見させていただきたいと思っておりますけれども、量で勝負するという方法もあると思っておりますけれども、ポテンシャルの高いところ、そういったところの集合体で勝負をするという方法もあるのかなというふうに思っております。どうしても目玉というのがないと集客しにくい部分があるのかなというふうに思っておりますけれども、中之条ガーデンズの場合は総合力でやらせていただきたいというふうに思っているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本隆雄）9番、安原さん

○9番（安原賢一）前から言われていることなのですが、ガーデンズを有料にする時期はいつごろをお考えでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては整備が終了した後にということでお話をさせていただいております。32年の春には終了するというところでございますけれども、最終的にそれがいつ仕上がるかということもありますし、人の問題とか、スタッフの関係とか設備の関係とかいろいろありますので、検討はさせていただきたいと思っておりますが、あまり向こうへ行かないうちに有料化させていただきたいなというふうに思っております。ただ、見せるからにはちゃんとした形で見せたいという気

持ちもあります。

○議長（山本隆雄）9番、安原さん

○9番（安原賢一）薬王園のときも非常にそうだったような気がするのですが、有料化する時期というのが非常に難しいと思うのです、正直のところ。お金を取ったら二度と来なくなったという例はよくあるので、ある程度これならいいだろうという時期というのは公園の完成度に合わせてということになると思うのですが、そのへんを間違えるととんでもないことになるし、頑張ってくれた先生方も職員も本当に頑張ってやっているのを見て、これが全て無駄になるのは気の毒だなと、私はあまり最初から応援団ではなかったのですが、でもやるからにはどっかかにしてもらわないと、しっかりやるか、ちょっと町民の憩いの公園ぐらいにして欲をかかないか、そのどちらかというのを私は最初から言っていると思うのですが、町長どうしてもこれはやりたいし、完成させたいのだという意気込みでいるようですから。だったらとりあえずバラならバラ、藤なら藤、一つ一つを順番に、全国とは言わずせめて四万に来たお客さんの8割ぐらいはあそこへ寄って帰らなければ損だなと言われるようなものができるのであれば、相当までの投資はしてもそれはそれと前から私が言っているように最終的にある程度の施設になって、それで指定管理とかに出せて、その指定管理をした、受けた会社が幾らか補助を出す分でも何とかやっていけそうだなというところまで持っていけないとこの事業はうまくいったとは言えないと思うのです。その辺はどういうふうにお考えでしょう。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）有料化の時期についてはいろいろ議論があるかなというふうに思っております。いいものができたら早く見せて料金をいただくという方法もあると思いますし、今安原議員が言われたようにこれなら大丈夫だということまで若干待って見ていただくという方法もあるかなというふうに思います。両方視野に入れて検討していきたいというふうに思っております。

それと、この吾妻東部には観光の拠点がないということでございまして、吾妻の中には四万温泉、あるいは沢渡温泉、そして草津温泉等入浴客が年間に草津が300万人、中之条が30万人としても相当のお客さんが来ているわけございまして、今そのお客さんの8割程度が寄る必要があるだろうということでございますけれども、町といたしましても花と湯の町なかのじょうというキャッチフレーズで今行政をしておりますので、四万温泉、沢渡温泉と連携をとって、また草津温泉とも連携を取りながら誘客をする、その仕組みをつくっていききたいというふうに思っております。今年度、来年度でこの整備はできますけれども、来年、31年度いかに集客をする仕組みをつくるかというのが31年度の大きな課題かなというふうに思っておりますので、そこら辺も一生懸命やらせていただきます。どうぞよろしく願います。

○議長（山本隆雄）9番、安原さん

○9番（安原賢一）このガーデンズの質問は、最後にこれでもう投資は終わりなのですかという質問

をする予定でしたが、終わりではなさそうなので、今回はやめておきます。これから計画がどうなっていくかはちょっとわからないというところが本当のところだと思いますので、投資に全て反対するわけではないのですが、よく考えていただいて、みんなをよく相談していただいて、本当にかけたお金が無駄にならないように、ここまでかけてきた5億というお金は相当な金額ですから、確かにそれなりの効果が出ていると言えば出ているのだと思いますが、なかなか人を集めるための人を、いっぱい寄せられるよという施設をつくるということは5億円ぐらいの金額ではなかなか難しいのだろうなというのは、私は最初から言っていたのですが、ここまでかけた以上はしっかりとした考えと、しっかりとした目標を持っていただいて、このかけたお金と時間が無駄にならないようにしっかりと中之条町の、これが一つの柱になるように、今幾つかのビエンナーレだとか中之条町を誇れるものがあるわけです。そういった中の一つのガーデンズが中之条町として誇れるものにならないと今までかけたお金と労力、職員のみなさんが大ごとをしてきたのが無駄になってしまいますから、そのへんを町長も腹を据えてかかってもらいたいと思います。ガーデンについての質問はこれで終わりにします。それで、ちょっと防災ヘリのことは総括質疑としてあうかどうかとは思ったのですが、関さんが頑張ってくれたので、私は家族からのちょっと思いだけ伝えさせていただいて、特別答弁ということではないのですが、家族のみなさん、特に生んで育てていただいた親御さんたちの話が、やっぱりとても嫁や子供に見せられる状態ではなかった、涙ながらにそういう話を聞いて、母親はいまだに生きているのだから死んでいるのだからわからない状態だ、話もあまりしなくなってしまった、笑顔もない、そういう話を聞いて、町としてなんかできることがあったら町長応援してやってくださいということをお願いしたかっただけなので、もし何らかの町長にその町として応援することがこういうことならできるなということがあったらお願いしますということで私の質問終わりにします。よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）安原賢一さんの質問が終わりました。

総括質疑の途中ですが、ここで暫時休憩をさせていただきます。再開は2時15分といたします。

（休憩 自午後2時06分 至午後2時15分）

○議長（山本隆雄）総括質疑を再開します。

ほかにご質疑ございますか。

12番、福田あい子さん、ご登壇願います。

○12番（福田あい子）3月議会にあたり申し出に沿って総括質疑を行います。私は、中之条ガーデンズ、有害鳥獣対策、発電事業の維持監修工事、吾妻線の駅周辺整備、消防費関係、これら5点について質疑を行います。

最初に、中之条ガーデンズについてお伺いいたします。いよいよ4年計画の最後の仕上げということになります。当初から行政の事業とは思えない計画性のないもので、工事が始まって1年もたってから詳細設計を議会に提出するというようなずさんなものでした。行政の仕事は町民の税金で

成り立っているもので、その事業が町民の利益につながるかどうかの判断をし、きちんとした計画のもと詳細設計をつくり、初めて議会の提案し、同意を得た上で実施されるものだと私は理解しています。今まではたぶんそうしてきたのだというふうに思います。しかし、ガーデンズは事業先にありきで、議会も町民も置き去りにされたまま工事が始まったということになります。町民からは、心配の声が広がり、去年の町長選では一番の争点になったという認識をしています。

そこでお伺いしますが、いろいろな問題をはらんだガーデンズの事業ですが、3年経とうとして、今、計画と実施実態との比較についてお伺いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）福田あい子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

中之条ガーデンズの整備計画も平成31年度でいよいよ最終年を迎えることになりました。福田議員のお尋ねの整備費用について当初と実績がどのようになっているかでございますが、当初は5億1,149万円ほどの事業費を予定しておりましたが、これに対しまして3カ年の実績と最終年度の予定が5億5,659万8,000円となっております。工事費につきましては、ほぼ計画どおりでございます。その差である約4,500万円は、委託料の増額が一番大きな要因となっております。委託料のうち植栽費用と現場管理委託料が当初の予定よりも増額となっております。その原因は、大きな木の移動や景観をよくするための樹木の植え込みが予定より多く必要になったことがまず1点でございます。また、当初は現場管理を委託しないで職員が行う予定でしたが、この規模の工事となると職員の管理できる能力を超えており、専門的な知識を持ったところに委託する以外に方法がなかったためでございます。どうかご理解をいただきたいと思えます。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）今町長のほうから比較の数字を出していただきましたけれども、当初よりも四千数百万円の増額になったということで、植え込みであるとか、そういうもので増額になったということで、ちょっと私は素人なので、職員では能力を超えていたというようなお話でしたけれども、委託料というのが非常に多いなというふうに私も感じているわけですが、そういう委託料などで少し減らすということで運営を見直ししたらどうかというふうに私思っているのですけれども、まず町長は去年の12月議会でも運営の見直しということをおっしゃったと思うのです。そのことについて当初予算への反映という点ではどうでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）運営の見直しの関係でございますけれども、今回予算で提出をさせていただいたものは工事とあの園の運営の経費でございます。これから運営を見直すということでございますけれども、有料化したときに赤字にならないような、そんな方法を、運営を見直すということを申し上げたところでございます。先ほど議員のみなさんにも話をさせていただいたところでございますけれども、この工事が完成することが目的でなくて、これからいかにお客さんに来ていただいて、

中之条町を回遊していただいて、中之条町にお金を落としていただく、ここの仕組みをつくるのが来年度の仕事だというふうに思っております。それが運営の改善というふうになるかと思いません。どうしても人件費については、あれだけの広大な園を運営するには必要でありますので、必要最低限で今鋭意仕事をさせていただいているということでございますけれども、さらに専門的な知識を持った職員も必要になってくるということでございますが、そういったものは必要最低限の人材ということでご了解をいただければというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）専門的な知識を持った職員が必要だというのは確かに私もそのように思います。これで仕上がって、有料化していくとなると、それなりのものを見せなくてはならないと、それにはやはり人員が非常に多く必要になってくるというふうに思うのです。人件費というのはなかなか減らせない、あれだけの規模のガーデンズですから、相当な人件費が必要になってくるというふうに思うのです。それで山の上庭園、これ委託料という点では通常の管理関係で委託料は山の上庭園30万円弱なのです。植栽管理というようなものは一つも発生していないのです。ガーデンズは毎年約200万の予算が出ていると思うのですけれども、山の上庭園の植栽管理というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、農林課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）山の上庭園の植栽の管理についてご説明申し上げます。

山の上庭園は植えてある植物が宿根草といいまして、毎年植えかえる必要のない、そういうものをメインにやっております、毎年植えかえる費用とかを特に計上はしておりません。また、必要に応じて足している部分というのは多少あるのですが、あそこでは苗を販売をしております。それを買取りで苗を買って販売している関係で、その残ったものとかは園の中で活用させていただくと、そのようにしておりますので、額が全然違うのです。中之条ガーデンズのほうは、宿根も徐々に比率を高めてはいるのですが、どうしても見栄えの関係で、1年で終わってしまう花とかを、量も山の上庭園と比べますと花壇のスペースの量も圧倒的に広いわけでございます、そのへんの料金の差が出ております。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）山の上庭園は宿根草が多いということなのですが、毎年植えているものだってあるわけですね。それにはやっぱり植栽管理というのは必要になってくるわけですね。その管理料というのは全く発生をしないということですか。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）外部に委託するような管理をしていないということです。職員が直営で管理

できる。ガーデンズに関しましては、デザインとかを委託いたしたりしている関係で、委託料というものが発生しております。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）外部委託なわけですけども、外部委託をしているものの委託料というものがこの4年間、予算、今年度の予算、来年度の予算も含めれば約1億6,000万ぐらいになりますか、委託料だけで。間違っていたらまたちょっと訂正をしてもらいたいと思いますけれども、そのぐらいはかかっていますよね。それで、専門家、プロと言われる人たちに委託をしているからそうなるのだと思うのですが、山の上庭園と同じようにというわけにはいかないかもしれませんけれども、そういうような植栽管理をすれば予算の削減が随分できるのではないかというふうに思うのです。その分あれだけのガーデンズの規模を考えれば人の手が必要ですよ。人を減らすということとはなかなかできないと思うのです。そうすると、雇用も増やせるし、委託料というのをもっと減らすことはできないのですか。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）委託料、管理の委託料ということで説明をさせていただきます。工事のほうとはちょっと離して考えてさせていただきたいと思います。

維持管理のための委託料としてお支払いしているのに大きく2つあるのです。デザインをしていただくための委託のお金と、あと作業をお願いする委託があります。大きく作業をお願いしているのが中之条花の会というのがございます。花の会のみなさんには本当に除草作業であったり、植えかえ作業であったり、大勢の方にご協力いただいております。こちらのほうが年間700人夫、そのぐらいの大変多くの仕事をお世話になっておるわけでございまして、花好きのみなさんが委託料的には非常に安いのですけれども、それで園づくりにご協力いただいていると、そういうところでございます。そして、山の上庭園のほうはそんなに植えかえ作業とかというのはなく通常管理が主でございますので、職員ができますし、どうしても手が必要だというときにはおてんま会という協力団体がございます。六合地区の花を生産しているみなさんが主な構成員なのですが、その方々がボランティアでご協力をいただいております。ガーデンズにおきましても、今ガーデニングボランティアということで募集をしております、みなさんの手で園をつくっていき、そういうことで協力いただいている方が徐々には増えてきております。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）作業をするボランティアのみなさんがたくさんいるということなのですが、それはそれとして、要するにプロの方に委託をしているものを減らすことはできないのですかというふうに聞いているのです。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）この答えは以前の議会でも何度か説明させていただいているのがスパイラル

ガーデンとか、パレットガーデンとかを吉谷桂子さんにデザインをしていただいて、そのデザイン料とかをお支払いしているというのがもう何度かお答えしているのですが、先生のお名前をいろいろ使わせていただくというのですか、それでPRにつながるということが非常に大きいものですから、一流の先生の植栽デザイン、また先生が実際にいろいろな指導をしていただく、そちらのほうに委託料は支払いする価値があるのかなと思っております。ちなみに、今販売されています園芸ガイドという大勢の方が園芸好きな方が読まれる本なのですけれども、この春号の巻頭6ページ、中之条ガーデンズ特集で載っております。これも吉谷桂子さんの力です。このように一流の先生方をお願いするとお金を使わなくてもそういうPRができるし、花好きの方にお知らせする、そのようにつながっているのです、非常に有効ではないかなと考えております。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）予算が潤沢にあるのなら私も別にガーデンズについてどんどんおやりになったらいいと思うのです。だけれども、いろいろな予算を削りながら生み出していくような、本当に必要かどうか分からないような事業をこれだけ町長にとっては一生懸命進めているわけだと思うのですけれども、それが必要なかどうかという疑問がずっと私の中ではあるわけです。ですから、その都度質問をさせてもらっているわけですけれども、去年の町長選挙などでも投票者の約半数が伊能町政の4年間に反対票を投じたわけです。このことを見れば、ガーデンズがそのときの最大の焦点になっていたと町長もたぶん認識をしていたと思うのです。そういう点では当選したからこの事業進めてもよいという町民の納得を得たというふうに思ったら大きな間違いだというふうに思うのです。今年度も先ほどの委託料ですけれども、4,000万ほど計上してある。4,000万あれば何ができるかなというふうに思うのですけれども、そういう反対票を投じた約半数の町民の思いというものをもう少し謙虚に受けとめるべきだというふうに思うのです。それで、4,000万の委託料、来年度発生するわけですけれども、次の年からは委託料というのは塚本さんはじめプロの人たちに支払う、お願いする委託というのはどういうふうになっていきますか。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）31年度に計上してあるのは工事とかの整備費用、そちらのほうの業務委託が主になりますので、それが済んだ後は通常のための管理のための委託料ということになると思います。まず、その先生方がどのぐらい通常管理のときにかかわっていただくか、その費用がどのぐらいかかるかというのは現在のところ未定でございます。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）ちょっと時間が足りないのです、ガーデンズというのは最初からボタンのかけ違いから始まったという点で行政のやり方としては極めて不適切なものだったというふうに言わざるを得ないというふうに思っています。もっと早い段階で見直すべきであったと思いますし、町長選での民意を謙虚に受けとめるなら今からでも一旦立ちどまる勇気を持つべきだということを申し上げ

げたいと思います。次の質疑に移ります。

次に、野反湖周辺の有害鳥獣対策についてお伺いします。ニホンジカの害が全国に広がっており、花芽などの食害が問題になっています。野反湖も数年前から近くにニホンジカが出るようになり心配されています。数年前にも私一般質問で取り上げたのですけれども、当時はまだ野反湖までは広がっていないという報告がありました。これが野反湖まで上がってくるようなことになれば、キスゲ、シラネアオイなど貴重な植物が絶滅するようになりかねないというふうに思っています。現状はどうなっているのかお伺いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）鹿の現状ということでお答えをさせていただきたいと思います。これまでは町民や農産物に対して動物たちから被害を受けないように守ることを主に有害鳥獣対策が行われてまいりました。しかし、近年は福田議員のお尋ねのとおりニホンジカが増えてきたことにより森林に対する被害も増えてきております。平成18年から鹿の捕獲実績があり、平成26年度に初めて年間の捕獲数が50頭を超えました。平成29年度までは60頭前後でほぼ横ばいの状態でありましたが、本年度は捕獲数がこれまでより倍増し、既に132頭捕獲されております。全町的に目撃情報も多く、野反湖周辺においても姿が確認されるようになりました。野反キスゲが鹿に食い荒らされるような事態が生じると、当町の観光産業にも大きな影響を及ぼしかねないわけでございます。その対策を早急に考えていく必要があると思っております。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）野反湖は国有地ですよね。そして国立公園の一部でもありますよね。そういう区域ですから、国ももっと環境整備には力を入れるべきだというふうに思っているのですけれども、国の関係機関との連携といいますか、野反湖の環境整備について、国はどのような対策をとっているのかお伺いします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）国の対策についてお答え申し上げます。

国といいますか、森林管理署がこの吾妻地域の国有地の管理をしているわけですが、捕獲とかをするのは、実際は町のほうに依頼をするというか、協力依頼が来ております。中之条町の実施隊のみなさんに国有地の中に入って駆除をしていただけないかということで協力の依頼を受けておりますが、まだ費用面とか、実際林野庁のほうから費用が来るのかと、そういうところの調整がまだできておりませんで、林野庁側からしますと、農政のほうで出ているお金で手当をするべきだという返事はいただいているのですが、森林を守るための費用に国のほうからの費用を充てられると思うのですけれども、まだそのへんの調整の途中でございます。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）国は、森林保護とかにあまり力を入れなくなったというふうに思っていて、昔

は営林署の支所のようなものが全国各地に吾妻も何カ所もありましたよね、それをだんだん、だんだん縮小しながら森林の保護についてだんだん手を引いてきているような実情があると思うのです。野反湖というのは貴重な植物の楽園といってもいいと思うのですが、観光地としても多くの人々から愛されている、そういう野反湖の自然を守るために森林の保護とニホンジカの対策に力を入れるようにもっと国に求めていくべきだというふうに思うのですが、町としてどういう、国に対して町としてはどういう対応をしているか、町長にお聞きします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、以前福田議員からご指摘があって、私も関東森林局の群馬県の代表といえますか、そういったところに出させていただきます、そのたびこの問題については話をさせていただきます。尾瀬のように食い荒らされてから対応したのでは遅いということでございまして、その前に何とか対応してくれということでお願いをしてみました。森林管理署のほうでは森の中に定点カメラを設置していただきました。そこには鹿が映っている部分があるのかなというふうに思っておりますけれども、そういった取り組みもしていただいております。そして、森林管理署の方も現実に野反湖の周辺で見ているということでございまして、国のほうも手を抜いているというのではなくて、町と一緒にその対応をしていただいているということでございます。さらに、今農林課長から話がありましたように有害鳥獣の捕獲、それについても森林管理署のほうから町のほうに捕獲依頼もあるということでございますので、こういった連携を密にとって野反湖のキスゲが食べられないような、そんな対策を急いでやっていきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）もう既に上まで上がって来つつあるというようなお話ですけれども、ニホンジカの対策というのは本当に喫緊の課題だというふうに思うのです。ですから、国に対してももっと予算をつけるとか、補助金を出すとか、そういうことについて求めていくというようなことを早急に進めていただきたいというふうに思うのです。素早い対策を求めておきたいというふうに思います。

続いて、消防費に関連してお伺いします。まず、消防団員の報酬というのはどのように支払われているのか改めてお伺いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）総務課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）それでは、議員お尋ねの消防団員の報酬がどのように払われているかというようなことでございます。消防団員につきましては、中之条町消防団条例において報酬額が定められておりますが、支払い方法につきましては、例年秋季点検の前、10月上旬ぐらいになりますけれども、それぞれの指定された口座に振り込みをさせていただきます。指定された口座全て

が個人のものではありませんが、各団員からの振込先の指定をいただく中、そちらのほうに振り込みをさせていただいている状況でございます

以上でございます。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）個人には支払われていないということによろしいのですよね。個人に支払われているのではないと。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）団員のほうから指定された口座というふうなことでございます。個人に払っているところもでございます。基本的には、今現在の状況で申し上げますと、本団の方につきましては個人の通帳のほうに振り込みをさせていただいておりますし、その他の団員につきましては、個人の名義ではないところ、団員からの振込先の指定いただく中で対応させていただいているというふうなことでございます。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）中之条町消防条例第14条2項には「報償及び費用弁償の支給方法については一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による」というふうに定められています。これに基づけば個人に支払われるのが当然だというふうに思うのですけれども、この点団員のみなさんは今の支払い方法についてどういうふうに思っているのかお聞きします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）団員のほうから特にこれこれというふうなお話は今のところ伺っておりませんので、現状はそういうふうな対応を取らせていただいております。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）個人に支払われなくて、支払われないということですが、その支払われたものがどういうふうに使われているかというのはわかりませんが、それぞれ個々に支払うということが公平性を保つという点ではそういうふうにしたらどうかというふうに私思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）各消防団員個人から振込先の指定をいただいておりますので、こちらとしますと個人に支払っているというふうなことで理解をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）それぞれ個人個人に払っているという、そういうことですか。でいいのですか。消防団三百何人いる中で。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）先ほども申し上げましたけれども、全てが個人のものというふうなものではございませんというふうなことでお答えをさせていただいております。団員から振込先を指定、ここに振り込んでくださいというふうなことで指定を受けて、そちらのほうにお支払いをしているということでございますので、町としますと個人に支払いをさせていただくというふうなことで理解をする中で支払いをしているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）ちょっとよくわからないのですけれども、個人に支払われているという認識でいいということですか。それぞれ三百何人、個人個人にそれぞれ支払われているということで、そういう理解でいいのですか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）先ほど申し上げたとおり、本団の方につきましては、個人の通帳のほうに振り込みをさせていただいておりますし、その他の団員につきましてはそれぞれこの口座に振り込んでくださいというふうなことで振り込みをさせていただいておりますので、それが個人の通帳ではなく部の通帳だとか、そういうふうなところに振り込みをさせていただいているのが現状ではございますけれども、一応個人のほうからそちらのほうの通帳に振り込んでくださいというふうなことでございますので、個々人の意思というか、そちらを踏まえた中で支払いをさせていただいているというふうなことでございますので、そこは部の中で個人にどういうふうに渡っているかというのはまた別問題としまして、町としますと一応個人にお支払いをさせていただいているというふうなことで理解をしているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）わかりました。個人に支払っている、具体的に個人に個々に通帳に振り込んでいるということではなくて、個人がここに入れてくださいねと言ったらそこに振り込むと、そういう意味なのですね。ということは、その一人一人について払っているということではないとそういうことでいいのですよね。それはいいです。やっぱりここに三百何人かの消防団員の方に個々に支払ったらどうかというふうに私は思っていると。それぞれ消防団員の方にどうしますかということをお聞きを聞いて、個々に支払ってもらったほうがいいのではないかとというふうに思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

ちょっと時間がないので、次に行きますけれども、防火水槽、前にも取り上げたことあるのですが、相変わらず協力金というのが歳入に計上されています。私は、以前からこれについては住民に負担を求めるべきではないというふうな主張をしてきたわけですが、消火栓設置というのと同じように区を通して住民負担をさせているということです。以前も述べたのでこれ繰り返しますが、地方財政法24条の5項では「地方公共団体は他の地方公共団体、または住民に対し直接であると間接である等問わず寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはなら

ない。」、これは、割当的寄附金の強制的徴収の禁止に関する規定です。同じく地方財政法24条の4項では「市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で、政令で定めるものについて住民に対し直接であると間接である等問わずその負担を転嫁してはならない。」、こういうふうに規定しているのです。当然よくご存じだと思いますけれども。区からの徴収というのは協力金という名の強制的な徴収であり、明らかにこれらの法令に抵触するものだというふうに思いますけれども、町長、お考えどうでしょう。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、一昨年6月の定例会にも、あるいは昨年3月の定例会においても答弁をさせていただいているところでございます。消防水利の設置につきましては、防火水槽では1基当たり300万円の補助金により各地域で設置をさせていただいております。平成26年度より各行政区から申請をいただき、1基当たり平等割10万円、世帯割1世帯5,000円の協力金、または消火栓では平等割1万4,000円、世帯割1世帯700円の協力金をいただく中で、現在は町が設置をしているところでございます。全額公費負担により設置できないかということでございますけれども、今まで防火水槽を設置してきた経緯もございます。消防法では消防水利の設置、管理については市町村が行うことになっておりますけれども、安心安全な町づくりを推進するに当たり、消防防災対策での消防水利の確保として防火水槽の設置、管理については重要なことと認識をしているところでありますけれども、地域の方々の手により地域が守られているという認識を持っていただくためにある程度の地元負担を引き続きお願いしたいと考えております。なお、防火水槽の修繕につきましては、全額公費負担により行っておりますので、現状でご理解をいただければというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）今町長補助金300万というふうにおっしゃいましたよね。言葉尻を捉えてというわけではございませんけれども、町は補助金ではないですよ。町が主体で当然つくるわけですから、補助金なら区からの補助金になるわけですよ。以前は町が補助金を出していたのです。補助金を出してつくっているという格好でいたわけですがけれども、当然町が主体となってやるべきですから、町が補助金を出すというようなものではないわけです。ですから、これはもう何度も申し上げますけれども、町の仕事なのです、全部。だから、全額町が負担すべきものです。消防水利なんていうのは町の仕事の基本だと私は認識しています。消防水利というのは町民の安全な生活を守るための基本中の基本だと思うのです。いわば行政の仕事の心棒とも言えるものだというふうに思います。それを住民に押しつけて防災意識を促すためとよく町長おっしゃいますけれども、そのために負担をお願いしているのだというふうなことを町長はよくおっしゃるのですけれども、これ住民のそういう意識を信頼していないのと同じだというふうに思います。当然ご承知のことと思いますが、先ほども町長おっしゃいましたけれども、消防法第20条でも「消防に必要な水利施設は当

該市町村がこれを設置し維持管理するものとする。」というふうに定められているのです。ですから、これを見ても今後は必要な予算は町の全額負担で町が全て責任を持って行うことを求めておきます。

それで、次に移りたいと思います。ＪＲ吾妻線の駅周辺の整備についてお伺いします。通運ビル解体工事に約6,000万ほど計上されています。解体後の土地利用についてどのようにお考えかお伺いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては建設課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（本多 守）議員お尋ねの駅前通運ビルの解体後の跡地の利用についてでございますけれども、駅前通運ビル解体後の跡地利用でございますが、コンサルタントも参加した中で関係各課と協議をしましてまいりました。意見を集約しますと、建物主体案、公園緑地主体案、それから現状の拡張案の3つが考えられました。意見の中では町観光協会の事務所の移転や派出所の移転、複合ビルの建設、またお土産物の販売等の機能も持たせたほうが良いなどさまざまな意見が出されました。中之条町の玄関口でもあり、整備計画を策定するためには各関係団体等への協議も必要であることから、建物解体までに結論を出すのは難しいということに達しました。今後引き続き検討を重ね、活用方法を早期に結論づけていきたいと考えておりますが、駅前ということを考慮した中で、建物解体後砂利のままにしておくわけにはいきませんので、暫定的に舗装を施しまして、駐車場で活用したいと考えてございます。

以上申し上げ、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）駅を利用する人たちから、駅の中にあったキオスクがなくなってしまいましたよね。お土産を買えるところがなくなって不便になったというような声が上がっているのです。あと、観光に来た方たちもボランティアガイドのみなさんが案内をしてくれるのですが、観光の拠点というものが駅の近辺になくて、花と湯の町なかのじょうというふうに銘打っているのですが、それが広く知れ渡るためには駅周辺の整備というのは非常に重要になってくるというふうに思うのです。通運ビルの跡地、観光の拠点として整備したらどうかというふうに思っているのですが、この点町長いかがですか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）駅前の活性化については非常に大切なことだというふうに思っております。今ある建物が老朽化しているということでございまして、取り壊しについて鋭意担当職員のほうで交渉してやっとうこういうことになったわけでございます。一つだけ申し上げさせておきたいというふうに思いますが、ピエンナーレが今年あります。そして、総合窓口がないということでございます

ので、それを終了した後取り壊しをしたいというふうに思っておりますので、ご了解をいただければというふうに思っております。

まず、駅の中にキオスクがなくなったということでもう2年近くたちます。これはビエンナーレが終了したときからなくなって2年たっているわけですが、本来ですとあれは撤収をする施設でございますけれども、4月から福祉団体の方がそこを活用して訓練を兼ねて売店をしたいという話がございます、これはよかったなというふうに思っているところでございます。そして、観光拠点がないと、観光ボランティアの方も困っているという話でございますけれども、今建設課長がいろいろプランについては話をさせていただきました。コンサルを入れ、各関係の課長等、担当が入っていろいろな検討はしているわけですが、最終的に壊すまでにまだ煮詰まっていないということでございますので、引き続き検討はしていきたいなというふうに思っているところでございます。人が寄れる施設が駅前になくてどうしても活性化にならないという部分がございますので、その観光拠点も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）駅前というのは町長もおっしゃいましたけれども、非常に重要な場所だと思うので、ぜひ検討して、いい役に立つものにしていてもらいたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に、駅の駐車場利用についてですが、有料の月決め駐車場と、それから予約で利用する駐車場、そしてあと送迎料の無料駐車場と3種類あるわけですね。町民のみなさんの使い勝手をよくするという意味で有料の月決めは毎日利用するという意味で有料でも仕方がないのかなというふうに思うのですが、それ以外は無料にしたらどうかというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）総務課長から答えさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）駅前の一時利用駐車場の無料にしたらよいのではというふうにご質問にちょっとお答えをさせていただきますけれども、駅前の一時利用駐車場につきましては、駅北に11区画ございます。また、駅南に9区画ございまして、1日200円でご利用いただいているところでございます。予約をされた方が、車がとまっていて駐車ができずほかの区画へ駐車をお願いするような場合も現状としてはございますが、平成29年度の利用実績では延べで2,172日の利用がございました。また、平成30年度におきましても2月末までに延べで2,189日、1日当たり大体6、7台が利用されているというふうなことでございます。一時利用の駐車場を無料とした場合、長時間の無断駐車、また特定の方が継続的に利用するなどといったことも危惧をされますし、現在一時利用駐車場として利用している方が今まで以上に使用ができなくなるというふうな懸念もございます。また、一時利

用の駐車場の駐車場として、またその隣接したところに月決めで有料駐車場として利用している駐車場もございますので、公平性等を考える中、当面現状の利用をしていきたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）JRをどんどん利用してもらうためにも駐車場の便利さというのは非常にいいことで、やっぱり使い勝手をよくするという意味で気軽にとめられるという意味ではやっぱり無料にして使ってもらうということがいいのではないかというふうに思います。また検討してください。

それと市城駅なのですけれども、先ほどご説明ありましたけれども、県の事業で整備の対象になっているというふうにご説明ありましたけれども、その整備をするときにJRのあの土地はJRの土地と、それから町の土地とあるようなのですけれども、よくJRと話をして、市城の駅のあの段差をなくすとか、そういう要望というのをぜひ出していただきたいなというふうに思うのですけれども、どのような整備になるのかお聞きしたいのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これは、議員のお手元に差し上げてあります鉄道利用促進アクションプログラムの一環としてJR吾妻線の活性化、人が乗っていただけるようなその仕組みをつくるためのアクションプランでございます。この中で後で読んでもらうとわかりますけれども、市城駅のパークアンドライドというものをつくるというものでございます。吾妻線を活性化するためには乗っていただかなくてはならないということでございますけれども、車で駅まで行って駅に駐車をしてそのまま電車に乗って利用促進をするというのがこのパークアンドライドの目的でございます。前に福田議員からもこの活用についてお話があったことは覚えております。もう少し規模を大きくして駐車場が確保できるような、そんなことを計画しているようでありますので、JRとよく交渉させていただき、県の事業でございますので、県とまた協力しながら、こういったものを実施していきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）使い勝手がいいようにぜひ整備をしていただきたいというふうに思います。段差が本当に大変で脱輪をしたりして大変だというふうなことで、その点も考慮に入れて話し合いをしていていただきたいというふうに思います。

次に移ります。最後に発電事業の維持修繕工事についてお伺いします。2013年6月に渋川市のスカイランドパークの駐車場で路盤材に使用した大同特殊鋼渋川工場から排出された鉄鋼スラグから基準値をはるかに超える有害物質が検出されたとの新聞報道があり、その後次々に鉄鋼スラグの使用箇所が明らかになりました。県の調査では県内の公共工事225カ所で使用され、93カ所で基準を上回るスラグが確認されたとしています。これらのスラグはフッ素、六価クロムなどの有害物質を含むもので、県環境森林部廃棄物リサイクル課は2015年に大同特殊鋼から排出された鉄鋼スラグを

廃棄物と認定をしました。中之条町にも4カ所鉄鋼スラグが使用されているという報告が受けていましたけれども、私は当然廃棄物と認定された有害なものは撤去するのだろうというふうに思っていたのですけれども、今度の工事では被覆するだけだということですが、工事の詳細の説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）保健環境課長からお答えをさせていただきます。済みません。企画政策課長から。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）沢渡温泉第1太陽光発電所スラグ措置工事についてお答え申し上げます。

沢渡第1太陽光発電所下の貯木場に大同特殊鋼株式会社渋川工場の製綱過程で副産物として排出された鉄鋼スラグを含む再生砕石製品が使用されており、その再生砕石製品並びに直下の土壌の一部から環境基準を若干超えるフッ素が検出されております。これまで群馬県などが行った県内の地下水モニタリングの結果フッ素の基準値を超える箇所はございません。また、地下水への影響はないことが確認されております。今回の場所は環境影響調査の結果において地下水が確認されなかったため、直ちに措置が必要となる状況ではございません。住民の不安を払拭したいという中之条町の要請によりまして、表流水の地下浸透防止などを目的に表面被覆工事を大同特殊鋼株式会社の任意でご負担いただき工事を行うものでございます。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）大同特殊鋼に要請をして任意で負担をしてもらっているというふうな答弁でしたけれども、廃棄物ですよ。この廃棄物をしかも対価を払って使用させられたわけです。町としては大同特殊鋼の責任というものをどう果たさせるのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）当初県のほうでは廃棄物ということで提訴をしていたようでございますけれども、最終的には廃棄物でないということで取り下げたような経緯がございます。今回のものにつきましては今課長から説明をしたとおりでございます。このまま置いてもそう被害はないということでございますけれども、あえてそれ以上の安全を図るために町が大同特殊鋼にお願いをして被覆工事をさせていただくと、そうすることによって雨水が浸透しないということになってより安全であるというふうに思っております。悪いところを隠すという工事ではございませんので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）この鉄鋼スラグというのは水分を含むと膨張するのです。膨張して道路が壊れるのです。それが渋川で見つかったスカイランドパークの駐車場がそうなっているのです。基準値を超えないということですが、基準値を超えなければどこに持っていてもいいのかと、路盤材として、要するに対価をもらって売ってもいいのかという話です。基準値を超えなくてもフッ

素、六価クロムが入っているということは紛れもない事実ですので、ちょっと認識が甘いのではないかなというふうに私は思います。いたずらに不安をあおる必要はありませんけれども。この工事について、大同特殊鋼とはどういう取り決めになっているのかお伺いします。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）町で公共事業として施工いたしまして、工事雑費、事務費も含めまして、直接工事費全てを大同特殊鋼で負担するという個別協定に基づいて事業を実施するものでございます。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）今はただちに危険なものではないと、よく原発のときに言っていたのですが、今すぐには危険ではないかもしれませんが、将来にわたって安全だという確証はないわけですよね。もしも何かすぐ脇に沢が流れているわけですから、もし何かそういう危険なものが流れ出た場合の対応についてきちんと大同特殊鋼とは何か取り決めというか、約束というか、そういうものはあるのですか。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）近くの水質につきましては、群馬県のほうで引き続き継続して調査をしていくということでございます。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）群馬県とはそういうふうになっているのでしょうか、大同特殊鋼とはどうなのでしょう。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）県の調査で異常があれば基本協定というのは結んでございますので、異変が出た場合には基本協定に基づいて協議をしていくと、必要な措置があればその措置に対してまた個別の協定を行う、そういう段取りでございます。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）もしそういうことがあれば大同特殊鋼がきちんと最後まで責任をとるという、そういうふうな認識でよろしいのでしょうか。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）基本協定においては責任の範囲において、また事業の対応については個別の協定をするということですので、それぞれのケースに応じて町とまた協議をしていくということになると思います。

○議長（山本隆雄）12番、福田さん

○12番（福田あい子）先ほどの町長の答弁も含めて、廃棄物を使用させられたわけです。これが基準値に達していないからといって決して安全なものではないです。それを沢が流れているところの近

くに埋めたということです。やっぱり将来にわたってどういう危険が及ぶかわからないものが置いてあるわけです。ですから、きちんと将来にわたって責任を取らせるということは町長としての責任だというふうに思いますので、その点はよく認識をしていただきたいというふうに思います。先ほど申し上げたように被覆してもスラグというのは水分を含むと膨張して道路を壊してしまうものなのです。有害物質が流れ出る危険があると、発電所の隣には近隣の住民が飲料水として使用している沢が流れていると、今は大丈夫でも将来の安全というのは保障できない、だから危険なものは撤去するというのは当たり前だというふうに思うのです。渋川市では金井南町というところでスラグの撤去工事が行われているのです。ですから、住民の安心安全な暮らしを守るためにも大同特殊鋼の責任で有害な鉄鋼スラグを撤去させる、このことを町長に求めて質疑を終わります。

○議長（山本隆雄）福田あい子さんの質問が終わりました。

総括質疑の途中ですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は3時25分。

（休憩 自午後3時16分 至午後3時25分）

○議長（山本隆雄）総括質疑を再開します。

ほかにご質疑ございますか。

14番、大橋さん、ご登壇願います。

○14番（大橋修次）議長の命により総括質疑を行います。新年度事業を行うための大変重要な予算を審議する場であります。予算総額を見ると、前年度より1億2,100万円、率にして1.19%減の予算、100億7,700万円を提示されましたが、前年度比減になったことに町長の胸の内を垣間見ることができます。

さて、今般は5項目について質問並びに提言をさせていただきます。まず、1点目ですが、4款衛生費、6目霊園管理費、9節旅費で3万円計上されています。額としては大変少額ですので、特に注意をしてみないと見逃してしまうところではありますが、この3万円がどのような目的の旅費なのかお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、大橋議員のご質問にお答えをさせていただきますと思います。少子高齢化、核家族化等社会状況の変化に伴い、墓地に対するニーズも多様化しております。中之条町共同霊園につきましても、さまざまなご意見をいただく中、町としても町民の皆様の実情に合ったご案内ができるよう今後のあり方を検討する必要があります。そのためには先進地霊園の運営方法や実情を調査、検討し、その上で町の霊園管理に生かしていくための視察旅費ということで霊園管理費の中で計上させていただきました。県内、県外を問わず公営霊園を管理している自治体の中で、参考となる運営方法等を実施している自治体に担当職員を派遣し、多様化している霊園の運営についてさらに効率的な運営管理ができるよう町としても検討をしてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）14番、大橋さん

○14番（大橋修次）今の町長の答弁の中に私が以前から訴えてきた内容が含まれているという過程の中で、質問させていただきますけれども、私が議員として2期目の当選のときに町民の方から相談を受けた案件も含まれているのかなと思います。その後8年間委員会や一般質問で訴え続けてきたことがようやく調査費が踏み込まれ、一步前進したかなという思いであります。少子高齢化社会になってしまった今、核家族化によりお墓はあっても墓守がいない、こんな状況下、他の自治体でも市町村民が樹木葬の必要性を訴え、その声に動かされてきている現状ではないでしょうか。ペット霊園もしかり、樹木葬と合わせてお願いしてきたところではありますが、核家族化の進行する中、ペットに生きがいを持つ家庭も少なくありません。家族同然にかわいがってきたペットが死んだときにその埋葬に困る人がたくさんいるのであります。都市部には民間で樹木葬やペット霊園事業を行っているところもありますが、地方においてはなかなか経営が成り立たないのが現状であり、行政で行っていただきたく何度もお願いをしてきたところでもあります。ご理解をいただいたと思って感謝いたしておきます。

さて、それでは、樹木葬並びにペット霊園の設置場所についてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）この問題につきましては、大橋議員から再三にわたって質問をいただいております。私の考えも古い考えだったかなというふうに反省もしている部分があるのですけれども、この1月の28日の上毛新聞の中で無縁墓、自治体悩ますというタイトルで記事が掲載をされました。これを見ても家族構成、あるいは価値観の相違によりまして、今までお墓を守ってきた方が振り向かない場面があるということでございまして、この埋葬の方法もいろんな方法があるということをございまして、この場所でございまして、樹木葬、あるいは海に散骨するもの、いろいろな方法があるというふうに思っております。こういった先進地を見させていただいて、こういったものに向けて検討していきたいということで金額は少ないのですけれども、旅費を計上させていただいたということでございまして、この場所でございまして、樹木葬につきましては、これは墓地になるということでございしますので、詳しくは担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、墓地という概念があるとなれば今の墓地の周辺に検討することが必要なというふうに思っておりますし、ペット霊園につきましては埋葬法に該当するものではないということでございしますので、これは適地があればそこでもいいのかなというふうに思っております。その決まり等について保健環境課長から説明をさせていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）先ほど町長の説明の追加になりますけれども、墓地の新設等につきましては、基本的に公的墓地以外は許可をされないというような状況になっております。また、樹木葬

単独では100%だめという言い方はされませんが、基本的には一般の墓地と合わせて樹木用の墓地を建設するというような形で考えていただくのであれば許可をされるであろうというようにお話もいただいております。また、近隣の住民との協議のほうも必要になってきております。墓地周辺120メートルというような制約の中でその地域に対して住居棟がある場合には、またそちらとの協議等も必要になってくるというような、いろいろな制約はありますけれども、そういったものも含めて今後のあり方については31年度視察等も含めた中で協議をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）14番、大橋さん

○14番（大橋修次）今ご答弁いただきましたけれども、墓地という古い認識と今の墓地の感覚というのは全く違うのです。石塔を建てて供養するだけではなくて、本当にきれいな公園というような形づくりをした中で合同供養を1年に1回するというような感覚だけですので、そのへんの概念を少し脱ぎ捨てる必要があるのかなというふうに思っています。私からすれば今年の3月議会において交流人口に絡めて町有施設を回遊していただくシステムを構築することを提案させていただきましたけれども、中之条ガーデンズにお客を呼び込みためにもガーデンズの近くに設置していただくことが結果としてガーデンズの入場者の増加に寄与するものと考えますので、これから計画していく中でぜひともその方向でご検討をいただきたいというふうに思いますけれども、この点についてはどうでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）樹木葬につきましては、恐らく埋葬法の規定があるということで今課長のほうから説明をしたとおりでございます。ペット霊園につきましては、扱いとするとごみでありますので、これは規制するものはそういった部分しかないかなというふうに思っております。この場所も含めて検討するというにさせていただきますたいと思っております。

○議長（山本隆雄）14番、大橋さん

○14番（大橋修次）いろいろと研究する中で、最終的にペットを飼われている方は十分おわかりになるのかなと思いますけれども、十数年一緒に過ごしてきた犬や猫が亡くなったときに中之条ガーデンズのあの西側の斜面にそのペット霊園があるというふうなことを思い描くと、非常に年2回や3回そこに行ってみたいという思いに駆られて、あわせたガーデンズにも足を踏み入れるようになるのかなというふうに思いますと、前向きにきちっと検討いただいて、新年度予算では調査費しか計上されていませんけれども、1年間でしっかりと調査をしていただいて、32年度の予算にはしっかりと計上されることをお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、3款民生費、1項社会福祉費の移動困難者タクシー券助成事業として750万円計上されています。移動困難者対策としては、デマンドバス事業や買い物支援バスの運行等が、それとあわせて福祉タクシーの助成補助もありました。新たにその福祉タクシーの料金補助をやめてこのタクシー

券助成事業を行うにあたっての経緯をお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）現行の福祉タクシーにつきましては、障害者福祉タクシーは年間48回まで、高齢者福祉タクシーは年間24回までタクシー基本料金730円を補助することで地域生活の支援を行ってまいりましたが、高齢化が進み、免許証の返納者が増加したことや、核家族などの生活環境の変化により、移動困難者が増えてきております。このような状況を鑑み、利用対象者となる方の見直しを行い、基本料金ではなく乗車料金の助成を行いたいというのが基本的な考え方でございます。

○議長（山本隆雄）14番、大橋さん

○14番（大橋修次）実は昨年3月議会において、移動困難者対策の一環でボランティアタクシー事業を立ち上げられないか質問をさせていただきました。町民が町民を助けるボランティア組織をつくれぬか、助け合い精神で優しい町づくりを目指せないか、こういう質問だったわけでありませうけれども、これには弊害が生じてくるのが懸念されました。まず第1に民間のバスやタクシー事業の経営圧迫になる。あくまでもボランティアですので、通常のタクシー料金はいただくことができないのだと。総務省や運輸省の許可がまずおりないだろうと、これらの問題をクリアするには行政が行うのではなく、民間が完全ボランティア精神のもとに運営することは可能であるというようなことを調査してわかったのですけれども、しかしこれでは事業が成り立っていかないのです。経費にまつわる部分を解消できないので、長続きはしないだろうと私自身も苦慮していたときに町側からこの移動困難者タクシー券助成事業が提案されました。大変すばらしい事業だと思いました。1割負担については残券の精算についての定義がありますので、これは仕方ないかなというふうに思っております。しばらくこの事業の経過を見守りたい思いでおりますが、この事業を行っていく上での問題点もたまた出てくるのではないかなと思っておりますが、想定される問題点がありましたらお答えください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）住民福祉課長からお答えさせていただきます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）想定される問題点についてでございますけれども、中之条町内に営業所を置くタクシー事業者でございますが、特別な事情がない限り毎日4台から5台が運行されているようでございます。中之条町ばかりでなく東吾妻町や高山村等においてお住まいの方や観光で訪れた方にも利用されているところでございますので、あまり需要が急に増えてまいりますと、供給が追いつかない状況というのが想定されております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）14番、大橋さん

○14番（大橋修次）今のこの助成事業の行うと一番懸念されるのはタクシーの台数が足りないのでは

ないか、これは確かにそのとおりだと思います。タクシー事業も非常に疲弊してきて、どんどん、どんどん台数が減ってきたという中でこの町としてもこういう事業を立ち上げるということでありませぬ。問題点とすると大体このタクシー券を使う方たちは高齢者がほとんどだと思います。免許返納された方に限られるということと、あとは障害をお持ちの方というようなことですが、以前示された統計によると、250名ぐらいの方が利用するであろうということでもありますけれども、もうちょっと増える可能性があるのです。今まであまりタクシーを利用していなかった方たちが1割負担ですから、非常に安く、裏を返せば3,000円出して2万7,000円もらえると、こういう解釈であるとする、今まではタクシー会社に、あるいは駅前に行ってタクシーに乗っていた方がいらっしゃるかなと思いますけれども、今度はきちっとお金を払うということの中でいうと、お迎えにも来ていただける、迎車料金は730円ということらしいですけれども、どこまで行っても730円ということらしいのです。その後基準の乗車料金を払うと。町内、あるいは日赤ぐらいまでであれば迎車してもらって2,000円ぐらいの料金、あるいは2,000円ちょっと超えるかもしれませんが、そうすると3万円ですと、15回の利用で終わってしまうのです。利用することに利便性を感じてくると、必ず今度はタクシーを使うようになるのです。隣の人に頼んで送っていただいたものを今度はタクシーを呼ぶ、そういうふうになるのかなというふうに思います。そうするとタクシーの台数も足りないこともさることながらこの3万円のチケットでは足りない方が出てくるのではないかと、私はこういうふうに思うのです。この拡充要項を見ますと、障害者については再度購入することができる、6万円分使えると。でも、一般の運転免許返納者、あるいは65歳以上の高齢の方については、3万円のチケット1回で終わってしまうと、例えばの話、それを使い始めて、使い勝手がいいと、使い切ってしまった、例えば半年で使い切ってしまった、あるいは3カ月で使ってしまうと、3カ月の場合はちょっと勘弁していただくケースも出てくるのですけれども、半年で2回ぐらいの移動は当然あるのかなというふうに思いますので、できれば大変すばらしい制度ではありますけれども、一般の老人の方たちがチケット使い切ってしまったけれども、再度利用したいのだというようなことがあった場合にタクシー券の買い増しもできるようなことを視野に入れてこの事業を運営していただけたらなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）今ご指摘のタクシー券の買い増しでございますけれども、現行での最大助成額が障害者で3万5,040円、高齢者で1万7,520円でございます。新制度ですと障害者の方は2冊まで購入できるということになっておりますので、最大助成額が障害者で5万4,000円、高齢者で2万7,000円となり現行に比べて補助額が大分増加するということもございます。それと、買い増しについてですけれども、それぞれの対象者で助成額がアップされて、タクシーの供給量の問題、先ほどちょっとお話しさせていただいたのですが、供給量の問題もございます。ただ、今後につきましては利用状況を見ながら、タクシー会社のほうの関係もございませぬけれども、検討させていただ

きたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）14番、大橋さん

○14番（大橋修次）よろしく検討をしていただきたいというふうに思います。

それとあわせて、タクシー券の有効利用方法を利用者に周知すると多少の利用集中を緩和できるのではないかなというふうに思います。私もう既にそういった方たちにはお話をしているのですが、なるだけこの3万円のタクシー券を有効に使ってもらうには隣近所で誘い合わせて病院なら病院に行く、スーパーならスーパーに行くということをするとならば750円かかるところが300幾らで行けるよということも話をしていますし、またデマンドや買い物支援を組み合わせると時間のあるときにはそういったものをなるだけ使ってもらって、例えば日赤に行ったときに帰りにはもう早く帰りたいということであればタクシーを呼んで帰ってくるとか、うまく利用の仕方をそういった方たちに周知を図っていくとタクシーの台数に対しての非常に緩和できるのではないかなと思いますので、その辺も合わせてよろしく願いをしていきたいと思います。

次に、7款1項商工費、チャレンジショップ出店支援事業補助金ですが、新しく事業を興したい、飲食店やショップを新規開店したいと、そんな人たちにとって家賃の2分の1、または上限5万円の補助を3年間も受けられる大変ありがたい制度であると思います。長年続けている制度ではありませんけれども、今まで補助してきた件数を業種別に示せるようであればお願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）この事業につきましては、空き店舗対策と新規出店者の支援を目的に平成23年にスタートして8年が経過をしております。この8年間で23件の申し込みがありました。内訳は小売業が8件、飲食業が9件、美容業が3件、健康医療業が4件、レンタルサービス業が1件でございます。

○議長（山本隆雄）14番、大橋さん

○14番（大橋修次）ありがとうございます。それでは、3年間の補助期間を過ぎてからの出店者の店舗の定着率を教えてください。できればこれも業種別に回答をいただけるとありがたいのですが、よろしく願いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）観光商工課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えいたします。

家賃の補助期間である3年間が終了している店舗が13件ございます。13件のうち9件が今現在も営業を続けております。定着率は全体で69%でございます。内訳については小売業が75%、飲食業が50%、美容業が100%、健康医療業が67%でございます。

○議長（山本隆雄）ありがとうございます。飲食業の50%というのが2件オープンして1件はやめる

というようなことだとは思いますが、この飲食店というのは非常に営業しやすいですね。保健所に行って、行けばもうほとんど許可はできると、簡単な手洗い場があればもう許可おりるといようなことで、非常に入りやすい、その分安易に考えて計画性のないままに事業を興して失敗しているというようなケースがあるのかなというふうに思いますが、全体で69%の定着率、これは捉え方にもよりますが、私とすればかなり高い定着率ではないかなというふうに思います。しかし、もっと定着率を上げたいとは思いませんか。せっかく商売始めた方たちが長く営業できるように持っていく、この制度が始まってから現行の補助規定がかなり確立した補助規定だと思いがたいけれども、全く見直されることなく現在に至っておるわけでございます。若者の事業意欲をかき立てたり、Uターンして地元で何かできればと考えている人たちにとって、この制度が利用しやすく背中を押してやれるような制度にするために補助規定の見直し等の検討も必要であると考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）商店街の活性化のため引き続き事業を継続して意欲のある企業者を支援していきたいと考えております。また、家賃の補助期間終了後も継続して営業できるように、経済的な支援だけではなく、商工会とも連携し、経営の指導や情報の提供など支援も行っていくことが必要であると考えております。提案の補助規定の見直し等については改めて町商工会とも協議しながら検討していきたいと考えております。

○議長（山本隆雄）14番、大橋さん

○14番（大橋修次）ありがとうございます。物事というのは一つ確立されたものができ上がったからそれでいいということではなくて、時折そこに目を向けて見直しを図っていくと、これが必要だなと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

次に庁舎内のエレベーターの設置についてお伺いをいたします。30年の12月定例会や総務委員会において町長より新年度に庁舎の耐震補強にあわせて3階までのエレベーター設置計画が示されまして、障害者には車椅子で議場には入れるように議場内の傍聴席なども配置換えの計画まで細かく説明をいただいた経緯がございます。議会改革においても傍聴者の増加にも一役を担いそうだが、そして建設、上下水道、農林課への来庁者、会議等の参加者にとって階段を使用しないで2階行けるというように高齢化社会の中で優しい庁舎改造計画でありましたが、この計画が新年度予算書に乗っていませんでした。8日に開催された総務委員会においても議論させていただいたところでありまして、予算計上を見送った状況については理解をいたしました。もう一度本会議場において新年度予算に計上できなかった理由を総務委員以外の議員の皆様にもお示しをいただければなと思っております。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）議員お尋ねのエレベーターの設置の件でございますけれども、庁舎の耐震工事に

あわせて設置をするということで図面まで示して議員のみなさんにも説明をさせていただき、既に設計まで済ませているところでございます。耐震工事、エレベーター設置工事を含め1億9,000万円ほどの経費、うちエレベーター設置工事は7,500万円ほどが見込まれているわけでございますが、予算総額、またはエレベーター設置工事については全額単費となってしまうことなどを考える中、平成32年度以降に見送らせていただいたわけでございます。なお、耐震工事の財源として見込んでおります緊急防災減災事業債100%充当の70%交付税算定の財源措置は平成32年度までとなっておりますので、32年度には耐震工事と合わせて設置したいというふうに考えております。ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（山本隆雄）14番、大橋さん

○14番（大橋修次）ご答弁をいただきましたけれども、この問題は委員会の中で議論して、それで終わるようなことだとは思いましたが、私も一言だけ申し上げておきたい。実は私の知り合いがここ数年中之条町に100万円のふるさと納税をしている方がいます。その方に100万円以上の納税者は1日町長ができるから一度やってみたらどうですかと勧めたところ、やってみようというので、企画政策課からその申し込み要項を郵送していただきました。そしたら、彼の奥さんからお断りの連絡が来たそうです。後で確認をしたら、本人は病気を患い、一人での歩行は困難であり、階段で3階まで上がるには人の手をかりなければ無理な状態なので、みなさんにご迷惑をかけることになるかと辞退を申し出たようでありました。ところが、本人いわく俺に相談しないで勝手にかあちゃんが断ったようだ、ということでしたので、そのときにたまたまこのエレベーター設置の話が持ち上がっていましたから、私は31年度中にはエレベーターができるから、そしたら1日町長ができるよと答えた経緯がございます。ですから、予算に上がらなかったことに対して多少のショックを感じた次第でありますけれども、それはそれでしょうがないことなので、彼に言いました。また、100万円ふるさと納税をして、32年度に1日町長をやりたいということにしました。町長の答弁にもございましたけれども、ですから32年度の予算まで口を挟んで申しわけありませんけれども、ぜひともよろしく願いを申し上げておきたいと思えます。

次に、予定していた駅前通運ビル解体後の跡地利用についてですが、私が質問しようとしたアスベストの問題、予算に対してのアスベストの状況、費用がかかるということ富沢議員が質問されましたし、福田あい子議員は解体後の跡地利用についても質問しましたので、一つだけ以前、もう大分前なのですが、通運ビルを町で取得したときにこれを解体して交番の移設ができないかというような話が持ち上がった経緯がございます。そのときはたぶん吾妻警察署も今のところに置いておくよりも駅前の防犯には非常に寄与できるのかなということで非常に前向きだったような記憶がありますけれども、このへんについて交番の移設についての町の考え方をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）議員お尋ねの交番の移設の関係でございますけれども、旧通運会館ビルの解

体後の跡地利用につきまして、駅前の整備計画を今現在検討しているところでございます。そんな中でまたそういう話も出ておりますが、現在合同庁舎の入り口にある交番を駅前へ移転というふうなことでございますけれども、立地条件など、また防犯の面から考えましても望ましいことだというふうには考えております。また交番の移設につきまして、警察にも確認をさせていただきましたけれども、警察では地域からの要望によりまして警察内で検討して決定をしていくというふうなことで回答いただいております。また、今後交番の移設につきましても計画を検討する中で必要に応じて要望していきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）14番、大橋さん

○14番（大橋修次）ありがとうございました。通運ビルを解体したからといってそれほど広い土地が生まれてくるわけではないので、有効的に活用していくためにいろいろとご検討なされることをお願いを申し上げておきたいと思っております。

若干時間が残っておりますので、次にこの3月で退職される職員4名に一言申し上げたいのですが、議長の寛大な措置をお願いいたします。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。鈴木総務課長、あなたは財政に非常にたけている方で、いずれは総務課長になるのかなというふうに思っていたところ、やはり総務課長であられるということで非常に私の思いと執行部の思いが一致したのかなということでもありますけれども、1つだけ苦い思い出がございます。鈴木さんが総務課長になられたばかりの初々しい総務課長のときにたまたま伊勢町の消防小屋の改修工事の話がありました。それには現状のところ2階建てで今度は建築するというような話もありましたけれども、駐車スペースとか、今の半鐘櫓ですか、あれは借地なのです。それらも一緒にその前に移転できないか、前というのは昔の平石青果があったところなのですけれども、平石さんも隣の朝日生命のほうに買って出たので、あそこがあくので、そんなことでやっぱりいろいろ施主との折衝を私のほうでしていたのですけれども、なかなか総務課長とのタイミングが合わなくて、その話が途中で没になってしまったという経緯があります。そのときはフットワークの悪いやつだなというふうに思いました。しかし、これがもう今総務課長を歴任してきて終わるときには大変低音の魅力の答弁をさせていただいて、当初よりも非常にわかりやすい答弁になったということで成長したなということで、せっかく成長して卒業してしまうのはおしいなと思っておりますけれども、大変長い間お疲れさんでした。

次に、関口税務課長、税務課長と呼ぶには何かおこがましいような気がするのです。1年しかいなかったから。でも、関口さんとの思い出は昨年3月の予算の審議のときに四万の清流の湯のところの診療所の改築、新築になるのかな、壊しているから、それに絡めていろいろとやりとりをさせていただいた思い出がございます。健康に留意されて持ち前の人の目をはばかることなく好きなことを言っている性格で、これからもやっていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いします。

それと、本多建設課長、これはもう物すごく印象に残っていることがございまして、本多課長が

建設課長になられてまもなくでしたか、ちょうど除雪の関係の何か質問があったのです。そのときに排土板がどうのこうのという話をされた議員さんがいまして、そのときに本多課長が排土板って何ですかと言われたのです。私も64年間生きてきておりますけれども、建設課長が排土板を知らないというのは初めて、そんな思いがありまして、全くふざけた野郎だなというふうに思いましたけれども、今こうやって建設課で2年ですか、一生懸命勉強してやってきて、有終の美を飾るということで、本当にお疲れさんでした。ありがとうございました。

最後になりますけれども、こども未来課長の宮崎さんでありますけれども、私はもう30年代宮崎さんと伊勢町のお祭の関係で結構お酒を交わしてきた仲であります。そういう中で思うと、まさか宮崎が課長になれると思っていなかったのです。でも、町長のご配慮で立派な指導者の宮崎教育長のもとで2年間抜かれてやってきたことは、これからの人生に相当役立つのではないかなと思っておりますので、これで終わってもまたもとに戻ることなく生活を続けてもらいたいなというふうに思います。

役所の勤務には定年という終わりがあるわけでありましてけれども、人生には終わりはございません。だからこそ一つの目的を達成した後も新たな目標を立ててしっかりとした人生を過ごしていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長（山本隆雄）大橋修次さんの質問が終わりました。

ほかにご質疑ございませんか。

16番、原沢さん、ご登壇願います。

○16番（原沢今朝司）3月議会にあたって総括質疑を行いたいというふうに思います。私は6点にわたって申し出をいたしました。

まず、消費税増税についてであります。政府は10月から消費税現行8%から2%上乗せ10%への増税を決めています。この消費税そのものですが、今平成最後のなんとかというのがありますけれども、この消費税自身も平成とともに生まれて平成を卒業すると10%になるというような段取りになっています。消費税が初めて導入されたのは1989年ですから、消費税3%で導入をされました。主に福祉や社会保障などの財源とするということで誕生をしました。それ以降30年間、丸30年たつわけですが、この間私たちが払った消費税の総額は372兆円あります。これは赤ちゃんからお年寄りまで国民1人当たり300万円になります。30年間のうちに300万円を消費税として支払ったということになります。では、どう使われたかというこの消費税は福祉や社会保障のためと言いながら、実は法人税の引き下げにその8割が使われているということが消費税の正体であります。消費税発足当時の法人税は42%でした。それを40%に引き下げたところから始めて、そして今度の今年の10%への引き上げで実に23.2%、法人税は約半額にまで引き下げられてきたわけです。ですから、消費税は社会保障のためと言いながら社会保障は次から次へと削られて

いきました。年金も引き下げられています。そして、医療費や介護保険は次から次へと自己負担分が引き上げとなっています。したがって、社会保障のための消費税だということは全く当たらない、こういうふうに思います。今町長の新年度予算の報告でも景気は緩やかに回復してきているというふうに発言がありました。また、安倍首相も年初の挨拶では景気回復の温かい風が全国津々浦々に吹いてきたと、こういうふうなことを言ったわけですが、全く事実は逆だったということが今度の統計のでたらめさ、統計までいじって景気がよくなったということを主張してきたわけですが、全くその根拠がなくなったということが言えると思います。そこで、当然10%への増税が行われれば、町の一般会計でもさまざまな工事費や委託費、そして物品購入など支出が増えるわけであります。その分町民への施策が減って、また町民自身も増税によって町民生活に破壊的な影響を与える、こういうふうに考えますけれども、10%への増税が町財政に与える金額についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、原沢議員の質問にお答えをさせていただきます。議員お尋ねの消費税10%への増額が町政、一般会計に与える影響でございますが、消費税の引き上げが年度途中の10月からということで、金額を示すことは難しいと考えております。当初予算案の概要の3ページに一般会計予算の性質別状況表がございます。このうち消費税の影響を受けないもの、また影響の少ないものが人件費、補助金、公債費、積立金、貸付金、繰出金などがございます。これらを除きますと、43億2,000万円ほどになります。物件費、維持修繕費、普通建設費などが残るわけですが、また消費税も9月までに執行されるものは8%、10月以降のものについては10%の消費税が課せられることとなります。2%分の影響が考えられますけれども、単純にこれら全てに影響があるとすれば、8,640万円ほどになると思っております。工事関係費につきましては補助採択や工期の関係もありますが、物件費、維持補修費等についてもなるべく9月までに事業執行、事業完了ができるよう心がけ、影響額の減少に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）この消費税増税によって一般会計規模では8,000万円以上、恐らくこれ全体を一般会計だけでなく、町が行う事業全体を計算をすれば恐らく2億円ぐらいの支出が消費税のために消えてなくなるのではないかとこのように思います。そこで、政府はこの消費税増税で10月から半年間で5.7兆円、5兆7,000億増収を狙っているわけですが、この増収、増税になる分、増収になる分を超えて6兆円の経済対策、景気が落ち込まないように打とうとしているわけであります。その中にはカード利用によるポイント制とか、さまざまな取り組みが計画をされている。あまり複雑でよくわからない。複数税率ができますので、さまざまな場合によって払う税金がことなる。3%、5%、6%、8%、10%という5通りの税率が発生するというふうに言われています。とても複雑で一言では言いあらわせないような計画になっています。町が直接行うのは低所得者の

ためのプレミアム商品券を発行するという事業が850万円計上をされています。この中之条町でのプレミアム商品券、住民税非課税世帯というふうに言われていますけれども、この住民税非課税世帯はどのくらいになるのかお答えいただけますか。

○議長（山本隆雄） 税務課長

○税務課長（関口信一） 今年度の住民税の非課税世帯につきましては、1,779世帯となっております。お願いいたします。

○議長（山本隆雄） 16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司） これは全体のどのくらいになりますか。3割くらいですか。パーセントで言うと。3割くらいになるかと思えますよね。そこにプレミアム商品券を発行するわけですが、このプレミアム商品券というのは町の商工会を中心にやっているプレミアム商品券事業とは違うと思うのですけれども、使える、実際にそのプレミアム商品券を使える人というか、使える商店というのは同じというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（山本隆雄） 住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正） プレミアム商品券につきましては、まず詳細なところが国のほうでも決まっていないところがございます。それなので、町のほうでもいろいろ対処法は考えておりますけれども、細かい内容につきましてはまだちょっと説明しても違っているということが多いかと思えますので、ちょっと控えさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本隆雄） 16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司） そうすると、860万円の予算はとってあるけれども、これがどういうふうに関係に使われるのかということはまだ決まっていないということですか。

○議長（山本隆雄） 住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正） 先ほど原沢議員がおっしゃっていましたが消費税が物によって変わってくるというような話がありましたけれども、例えば対象にするものがどんなものかと、そういうような細かいところが決まっていますので、対象の金額とかというのはまだわかっておりません。それで、今回上げてありますのは需用費の関係でございまして、事務費ですね、券を作ったり、そういうものでございまして、もうちょっとはっきり決まりましたら今後またお世話になって議会のほうに上げていきたいというふうに思いますので、今のところは事務費だけということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本隆雄） 16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司） これからということですね。そこで、ちょっと消費税の問題に入ったので、議長、あれですか、申し出では4番に幼児保育の無償化というのがあって、そのところがこの財源が消費税が充てられるということなので、順番は違いますけれども、4番先にやっていいですか。では、ちょっと関連がありますので、幼児保育の無償化について。無償化財源はということで通告

してありますけれども、これは消費税が財源に充てられるということですが、消費税のどの部分が充てられて年間どのくらいになるのかという点をお願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）お尋ねの国における無償化の財源につきましては、その財源を消費税率引き上げに伴う国と地方への配分される増収分を活用することは前回の一般質問でお話をさせていただいたとおりでございます。同様に幼児教育無償化にかかる財政措置等については、消費税10%への引き上げに伴い、地方へ交付される地方交付税の増収分が平成31年度、初年度はわずかであることから、国では地方負担分については子ども・子育て支援臨時交付金を創設し、全額国庫負担とすることになっております。交付金につきましては、幼児教育の無償化にかかる法律上の負担割合に基づいて各都道府県、または各市町村が負担する部分に対して都道府県、または各市町村に直接交付されるものでございます。また、交付額及び交付時期につきましては、平成31年10月以降の基礎数値に基づき交付額を決定し32年3月に交付される予定となっております。地方交付税との関係では交付金の収入額及び交付金を充てる地方負担の部分については地方交付税算定上の基準財政収入額、基準財政需要額には算入しないということであります。現在判明しております各都道府県、または市町村に対する財政措置につきましては以上でございます。なお、2020年度以降の地方への財政措置につきましては、国から具体的な情報は来ていない状況でございますので、今後とも国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）いずれにしても今年度の無償化部分は、国が責任を持つということですが、来年度はまだ不明だということだというふうに思います。消費税の10%への増税になりますけれども、この増税した分の地方への割りあてというのはどのくらいになっていますか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）消費税のうちの地方消費税の部分になりますけれども、現在消費税8%のうち地方に配分された分につきましては1.7%、8%のうち、8%を1.7%と6.3%ですか、そういうふうに分けてございます。10%になったときには1.7%が2.2%というふうな割合で増えるというふうなことでございます。よろしくお願いたします。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）新年度予算では地方消費税の交付金ということで2億8,400万が計上されていますけれども、これがその部分というか、今までの8%部分と、10%に上がった部分が含まれていることということですか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）地方消費税交付金につきましては、上がった分全てというふうなことではないというふうなことでございますけれども、一応その分まで含めた中で予算計上はさせていただ

ている状況でございます。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）いずれにしても国の施策としてこの幼児教育の無償化というのは始まっていますけれども、これを次年度以降町村も負担してくれということではなくて、きちんと国に責任を持たせるという立場で町長頑張ってもらいたいというふうに思います。

それで、もう1つはちょっと先ほど来問題になっていきますけれども、ゼロ、2歳、いわゆるゼロ歳、1歳、2歳、このところは国は責任持たないということですよね。住民税非課税世帯については負担をするということですが、ここの無償化というのは町でぜひ併せてやってもらいたいと思いますのですけれども、町長、どうですか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、前にも原沢議員からご質問があったように記憶をしておりますけれども、私もぜひこれはやりたいなというふうには思っておりますけれども、申し上げたとおり次年度以降の交付金がどういふふうに入ってくるのかとかいふのが全然わかっていない状況でございます。この無償化の内訳といたしましては、保育所の保育料に当たる部分、保育に当たる部分と給食に当たる部分が合算したのが保育料でございます、今回国のほうで面倒見てくれるのは保育の部分でございます。ですから、給食の部分は町単独ということになるわけで、先ほど同僚議員の質問に対しましてこの部分には無償化させていただくという話をさせていただきました。先ほど申し上げたように今度の消費税のこの部分が国が始めたことありますので、国が全額31年度と同じように見ていただければこれはできるかなというふうに思いますけれども、まだ不透明の部分が非常にありまして、議論の中では国が2分の1、県、町で4分の1とかという、そういった話も出ているようでございまして、4分の1負担が町になりますと、相当な負担になるということでございますので、このことにつきましてはもう少し国の動向を注視してほかの状況等も勘案をしながら検討していきたいなというふうに思っておりますので、今ここで結論を出すというのはちょっと無理かなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）ぜひゼロ、2歳、ここのところの無償化というのは真剣に検討していただきたい。それに要する財源というのはそう大きくないのではないかと思うのです。今年入ってくる保育料の合計は約1,800万円ですよね、だからこれの半額になるかどうかそのへんの計算は今年の見積もりはどうかというふうにやっていますか。その辺ちょっと。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（宮崎 靖）それでは、原沢議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。今回平成30年度の後期算定をもとにしたゼロ歳から2歳児の保育料について申し上げてお答えとさせていただきます。1カ月分ということでお話をさせていただきます。軽減とか、減

免適用後、実際お金が入る分というふうに考えていただければありがたいのですけれども、65人で104万3,300円になってございます。伊勢町、中之条、六合こども園、それぞれ全部合計した額が1カ月分104万3,300円となっております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）ということは、1,200万円ぐらいでいいのですね。できるのですね、無償化が。ゼロ、1、2が。1年間で言うと。ぜひこれは真剣に検討していただきたいというふうに思います。財源が消費税の増税ということではなくて、私はほかのところからきちんと無償化の財源を出してくるべきだというふうに思うのです。今ちょっと冒頭述べたように収入はある人も収入のない人も平等にかけられるわけです、消費税というのは。だから、低所得者ほど負担割合が多くて重税になるわけ、こういう制度ですよ。今度大きくそれが10%になることによって、本当に景気が上向きにならない中で、ますます町民生活が苦しくなるということは火を見るよりも明らかだというふうに思います。それで、このプレミアム消費券の財源の5.7兆円、増税するために6兆円の経済対策をやる。その経済対策自身が非常に消費税を財源としているわけですよ。ですから、大儲けしている大会社や高額所得者の税金というのはここに入ってこないわけです、消費税の中に。それは生活しているから一定の消費税は払っているでしょうけれども、それは所得割合からすれば本当にわずかなものですよ。そういう点でこの消費税の逆進性というのはどんどん、どんどん広がってくる、こういうふうに思います。福祉が、福祉のため、社会保障のためというふうに言っていますけれども、それは確かに使っている、これだけ使っていますとは言うのです。だけれども、それは消費税を使っているだけで、入れ替わっているだけなのです、所得税や法人税が消費税に入れかわっているだけなのです。結局なんていうことはない自分たちの苦勞して払った消費税なのだけれども、実はそれが法人税の減税のほうへみんな回って行って、社会保障がどんどん切り捨てられるという構図がますます強くなってきているのです。幼児教育が無償になったというふうに言って喜んでいても、実はその財源というのは大金持ち、富裕層や大企業の税金を使っているのではなくて、我々自身が身銭を切って払っている消費税がそこに使われているわけです。そのところやっぱりよく見てもらいたいと思うのです。タコが8本足があって、俺は8本足があるから豊かなのだといって、どんどん、どんどんおいしいもの食べる、実は気がついたらそのタコの足が、うまいうまいといって食べていたら自分の足だったと、気がついたときには1本しかなかったと、こういう話なのです、この消費税の問題というのは。だから、そういう点でやっぱりここで10%を認めるということは本当に壊滅的な影響、町政のみならず、町民生活に与えるというふうに思いますので、町長こういう理不尽な10%の引き上げというのはやっぱり認めるべきではないというふうに思いますけれども、町長どうですか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）大変難しい問題でございますけれども、これが法人税に充てられているという理屈については私はちょっとわかりませんが、いずれにしても国で決めたことでありますし、これは従わざるを得ないというふうに思っているところでございます。いろいろな問題点とか理不尽なところもあるのかなというふうに思いますが、これは消費税、子供のために使うと、福祉のために使うということが主でございますので、それに期待をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）福祉のため、福祉保障のために使われていないとは言っていないのです。財源が入れかわっているということなのです、要は。だから、本来負担すべきところからきちんと取らないと我々自身が苦勞して払っているのがみんなそういうところに入ってきてしまうと、ではほかのところの税金はどこに回っているのだという話になるわけでしょう。その財源が入れかわっているところをやっぴりしっかりつかんで是非やっていただきたい。そういうことを考えると10%はとんでもない。この問題ばかりやっているわけにいかないで、次に行きますけれども、公共交通の問題についてはそれぞれ前にも出されましたので、私は移動困難者でなかのんが10月からスタートして、これ試行期間だというふうに理解していましたが、引き続き試行していくのか、それとも正式にこれでスタートをしていくのか、利用状況について報告をしていただきたいのと、タクシー券が充実をしましたけれども、なぜ1割の自己負担を求めなければいけないのか、このへんの理由についてお願いします。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）なかのん号の利用状況についてお答え申し上げます。昨年10月から試行として運行しておりますなかのん号につきましては、47人の方にご登録をいただいております。2月までの5カ月間の利用者は延べ93人となっております。これまでの試行運転に対しまして利用されている方々からいろいろご意見を頂戴いたしまして、4月からは本運行となりますけれども、4月から運行時間の変更を行うことといたしました。利便性の向上を図りまして、利用の促進が図ればと考えております。また、今回のタクシー助成事業に自己負担をお願いすることにつきましてですが、現在町で取り組む移動支援対策でお願いしている自己負担としては、デマンドバスが町内ですと300円、原町赤十字病院まで行かれますと500円、六合地区のやまどり号では400円、現行の高齢者、障害者タクシーは基本料金の730円を超える額をご負担いただいているという状況でございます。医療機関外出支援タクシーなかのん号と買い物支援バスにつきましては無料となっておりますけれども、これにつきましては料金をいただくことに法律上の制約などがあるためでございます。基本的には幾らかのご負担をいただくことを基本として進めたいと考えております。このたびのタクシー助成事業につきましては、既に取り組まれている自治体の例も参考にしながら1割のご負担をお願いするものでございます。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）なかのん号は日赤まで行けるのですか。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）はい。各路線ともスタート地点から最終点が原町赤十字病院と。帰りにつきましても始発が原町赤十字病院で町内の病院を経由してそれぞれの地域に帰っていくという路線で3路線ございます。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）実は、先日市城のお年寄りの方からデマンドバスを使って日赤へ行っているのだけれども、私は日赤行って帰ってくると1,000円かかるというのです。ところが、このなかのん号だと無料になるわけですね。だからそういう不公平感というのがかなりやっぱり出てきています。やっぱり同じ町民で同じ税金払っているわけですから、不公平感のない取り組みをしていかないとまずいというふうに思うのです。デマンドバス利用で日赤まで1,000円、日赤同じ町内にいながら無料で日赤まで行ってこられる。このへんはどう説明しますか。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）今回のなかのん号の事業設計におきましても、基本的には料金をいただきたいという方向で調整を進めてまいりました。ただ、事業を委託いたしますタクシー事業者において、乗り合い免許の取得がないということもございまして、途中でお客さんを拾いながら行くことに対して料金をいただくということであれば、またその事業者の新たな免許取得が必要になるという状況が発生いたしました。デマンドは有料で、今回は無料でということで、どうに説明するかというお話ですけども、今回は週5日運行していますけれども、3路線で2回のところと1回のところがあって、しかも朝1便で帰りもお昼ごろからの1便ということで往復1回だけでデマンドバスとは使い比べますと、非常に使い勝手が悪いし、六合のやまどり号と比べましても、非常に制約される運行形態となっております。その辺を総合的に勘案して、ご理解いただくしかないかなということで今回は無料でスタートしたということでございます。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）役場の職員とか、行政に携わっている人はそれで納得するかもしれませんが。しかし、これを実際に利用する町民は今の理屈は通らないのではないかというふうに思うのです。もう一つお聞きしたかったのは、先ほど同僚議員から出ましたけれども、タクシーの場合には始発で、例えば2人なら料金半分に割ればいいですね。途中から乗せていくということはできるのですか。乗り合いタクシーは。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）A地点からB地点まで運行するというので委託するわけですけども、乗るときにお願いするのですけれども、その方がその料金を払いますよということで途中からお客

さんを拾うことは可能なのだろうと思います。ですから、今回は利用、隣近所お誘い合わせで3万円の範囲ですけれども、有効活用していただければありがたいなということでございます。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）A地点からB地点、では、Aダッシュ地点も可能ということですね。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）そこを經由して目的地まで行くということは、経路の中では可能だと思います。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）それで、今度町での基本的な考え方は有料化ということだと思っております。有料化を前提にするから有料にできないから無料にしているのだという、こういう考え方ですよ。だからそれはやっぱり逆だと思っております。逆に無料を前提にして、それで組み立てていけばこういう矛盾は起きないわけなのです。そんなに大きな金額かかっているわけではないのです。ですから、その考え方を有料にして平等性を保とうとするから不平等になってしまうわけです。だから、無料にするということを前提に組み立てていけば全然これ無理というか、不公平感なくなってしまうのです。違いますか。それで、私はこのタクシー券、一定の前進だと思っておりますけれども、1割負担というのがついている、私はつけなくていいと思っておりますけれども、それが入ってくる、前橋市は65歳以上の希望者に対して年間120枚無料のタクシー券、500円ですよ、だから6万円無料で出しているのです。いろいろ聞いていると遠いというか、前橋も広いですから、周辺部に行くとなかなか利用ができないというふうに言うのですけれども、中心部ではこれでうんと助かっているという話を聞きました。思い切って、タクシーの台数の問題もあるのですけれども、利用者が多ければタクシー会社は台数増やしますよね。思い切って120枚ぐらい無料で出して、中之条町にはこの要項を見ると制約がいっぱいあって使い勝手が悪いというか、タクシー券を受け取るのには相当大きなハードルをつけなければならぬというふうになっているのです。前橋のを聞いてみますと、75歳以上はうちに車がある人がいても免許持っている人がいても無条件に支給しているのです。65歳以上というのはちょっと縛りがあるのですけれども、だからせめて75歳以上のお年寄りにはうちに若い人がいて車が持っているからだめだというのではなくて、思い切ってその辺はタクシー券を利用して、タクシー業者にも頑張ってもらって台数増やしてもらって、営業になるような、そういうふうに展開したほうがいいと思いますが、いかかでしょうか。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）前橋市のマイタクのお話をされたのだと思っておりますけれども、これにつきましては500円までの助成で1人で乗ると2,000円の時1,000円までの半額、それ以上については全部有料化ですので、今までの中之条の730円初乗り補助よりもちょっと補助率としては低いのかなという考えでおります。ただ、4人で乗れば四五、2,000円まで無料で行けるということもございませ

ので、うちもそのへんも参考にしながら最初はそういった事業設計もしたのですけれども、なかなか中之条では遠方の方々がこれでは救えないなということで今回の事業となったわけでございます。それから、対象者ですけれども、今までやっておりました初乗り助成の方と今回のなかのん号の対象の方、どちらかの要件を満たせばいいということに今回はしておりますので、自宅に免許持った若い方がいても、65歳以上の方はご自身が免許がなければご利用いただける制度になっておりますので、利便性がかなり向上していると思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）私も全然前進していないということでは、前進はしているのです。それをさらに前進をさせてもらいたいという立場で今いろいろ提言も含めてやっているわけなのですが、どうしても、どうしても中心部で生活している人と、それから周辺のところでは生活している人の足を守るというのは、これは大変なことなのです。だから、それはやっぱり負担をしていただくということではなくて、無料にすることによって解消できる問題にしなければ解消できないと逆に言えるというふうに思います。そういう点でこの不公平感をやっぱりなくして、移動困難者対策としての対策をさらに強めていただくということを求めて次に移りたいと思います。

次の問題は、自衛官の募集業務についてです。今国会等でも問題になっています。自衛隊の隊員募集のために住民情報を提供しているという問題ですけれども、これらについて中之条町の対応についてお聞きをしておきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）自衛官募集に関して中之条町の対応というふうなことでございますけれども、自衛官募集に関する事務につきましては、法定受託事務として町が一部の事務を行っているところでございます。名簿の関係でありますけれども、適齢者の名簿というものを事務を所管する総務課より住民基本台帳法11条の規定に基づきまして、事務基本台帳を所管する住民福祉課へ依頼して適齢者の名簿を提供を受けてございます。また、町としましては自衛隊法97条第1号及び自衛隊法施行令第120条の規定によりまして、防衛大臣から必要な報告、または資料の提出が求められているところから資料として適任者名簿を提出をしているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）適齢者というのはどの相が該当するのかどうか、それからこれは年に回数ですけれども、1度とか何年に1度とかということになっているのかどうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）適齢者というふうなお話でございますけれども、防衛大臣のほうからの求められている名簿につきましては、自衛官募集の制限というか、の26歳未満の方というふうなことで来ておりますけれども、町としましては、高校、短大、大学卒業者の年齢に当たる者を抽出した名簿の提供を行っているところでございます。それは4月1日現在ということで、年に1回の名簿の

提供を行っているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）中之条町では高校卒業と、大学卒業時に提供しているということでよろしいでしょうか。この問題は憲法改正の問題とも絡んできて、国会の議論でも防衛省が憲法、安倍首相が憲法を改正して自衛隊を書き加えるということが議論になって、なぜそれを強行にやろうとしているのかというと、今海外でも戦争できる国づくりというのが盛んに進んでいて、そうした場合に自衛隊員の確保、これを憲法改正して徴兵制を狙っていると、こういうようなことが今国会審議の中でも明らかになりました。地方はみんな反発しているところが多くて、その徴兵制につながるような名簿の提供には協力できないという自治体も多くなっていますけれども、そういう点でもう一度このところは再検討して、徴兵制の名簿に使われるような提供はしないというふうに検討してもらいたいと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）自衛隊の事務につきましては、法定受託事務ということで総務課のほうで管轄をしているわけでございます。いろいろ発想が転換をするといろいろなところに行くのかなというふうに思いますけれども、私どものほうは自衛隊の募集のための事務ということで限定をし、提供させていただいているということでございます。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）その裏にはぜひそういうことがあるということを理解をして、事務を進めてもらうことが大事だというふうに思います。ちょっと時間がありませんので、国保税の問題、国保税については何回も取り上げていますけれども、都道府県化になって、今年については相当多くの自治体で増税せざるを得なくなっているということが今話題になっています。私は国保税を本当に高過ぎて払いきれないという声を多くの町民のみなさんから聞きます。是非この国保税を引き下げてもらいたいということです。1つ、その財源としては全国自治会も国費も1兆円投入して、軽減をしてほしいという国に対する要望を上げています。国が1兆円出すことによってこの平等割と均等割を廃止することができる、そうすると年間1世帯当たり2万円の引き下げができるのだというふうに言っています。ぜひ中之条町でも国費の1兆円を投入してという声を国に上げていただきたい。そして、平等割、平等割というのは1世帯にかかる割合、そして均等割というのは1人頭数によってかかる平等割ですよね、国保が高いというのはちょっと通告しておかなかったからたぶん計算していないと思うのですが、いわゆる協会けんぽの倍近くになっているのです、国保税は。中之条町でもたぶんそうだと思うのです。私、今手元には岩手県の宮古の資料があるのですが、400万年収で両親と子供2人の場合に41万8,000円の国保税、協会けんぽはというと22万なのです。それは協会けんぽの場合には雇用者負担が当然発生しますし、そういうことで安くなるのですが、協会けんぽの場合には所得割しかないのです。国保の場合には所得にプラス資産はなく

なりましたけれども、平等、均等というのが入ってくるわけです。その所得と均等は法によって減免ではなくて、取らないわけにはいかないというようになっているわけですが、その均等割の部分ぜひ見直していただいて、これが2万4,000円でしたか、1人当たり、だから国保世帯で赤ちゃんが産まれると、年間2万4,000円税額が高くなるという仕組みになっているわけです。だから、ここのところを改善するひつようがあるということで、私は子育て支援の一環として18歳までの子供さんの均等割、ここのところを廃止をして、引き下げるということを是非やってもらいたいと思いますけれども、町長の基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）まず、1兆円の投入をして、そうすることによって1世帯2万円の保険税が軽減されるという話でございます。去年から県が主体になって財政運営をしているわけでございますけれども、その中で国のほうから3,400億円の投入がされているということでございます。さらに1兆円を上乗せしろということなのだと思っておりますけれども、これ県の町村会、あるいは県の知事会がこういう発言をしているというような話もありますけれども、直接確認をしたところ、そういったことは言っていないということでございます。私の確認が間違いであれば申しわけございませんけれども、そういったことで国のほうでも動いていないという状況でございます。前にも財政負担を減らすということで、県の町村会と歩調と合わせて国のほうへ要望するというお話をさせていただいているわけでございますけれども、その後も同じような歩調をしていきたいなというふうに思っております。そして、均等割をなくすということでございますけれども、これも均等割、平等割という制度の中で課せられている金額でございます。これを減らすことによって世帯の多い方については国保税が減るということでございますけれども、どこかで肩がわりをしなくてはならないということでございます。これ中之条町だけこういったものを制度改正をするというのは至難のわざでございますので、国、県歩調を合わせてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）総括質疑の途中ですが、午後5時になります。

お諮りします。本日の会議は総括質疑が終了するまでとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、再開します。

16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）この3,400億円の投入というのは全国知事会が1兆円入れてほしいという要望に基づいてとりあえず3,400億円入れたのです。これは後で資料がなければお持ちしますけれども、全国知事会が国に対して要望した、それに対して3,400億円入れた。だから、これを値切らないで1兆円入れてもらいたいという話です。町村会が要求しているかというのは私は確認していませんから、よくわからないのですが、全国知事治会が要望していることなのです。その均等割の関係で

すけれども、均等割は減免制度をつくれればできるわけです。減免した分をどこで負担するか、では所得割にかけるよというのでは同じですから、その分はきちんと一般財源から補填するということ  
で低くしていくと、こういう道をぜひ切り開いていただきたいというふうに思います。

残りも少なくなってきたので、最後の共同霊園について、先ほど同僚議員からも話がありまして、私の場合は人間の話ですので、共同霊園がいっぱいということで、私の耳にもぜひ霊園を使いたい  
というような声何人かから寄せられているのだけれども、霊園がいっぱいではだめなのだということ  
で、何年間かこういう状態が続いているのですけれども、最近ももうお骨にはしたのだけれども、  
行くところがなくて自宅にとめ置いているということで、ぜひ町で霊園を拡充してほしいという声  
が寄せられていますけれども、これに対してどういう町長は、そういう人の願いに答えようとして  
いるのかという点お願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）調べてありますので、保健福祉課長から答弁させていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）現在共同霊園につきまして、666区画、そのうちあいている区画はござい  
ません。全ての区画をご使用いただいているような状況でございます。譲渡希望者につきましては、  
現在10名ほど区画があくのを待っていていただいております。返還希望があった場合に  
順番でご案内をさせていただいておりますが、全ての方に1年で10名、全員の方にご案内ができ  
るような状況ではございません。少子高齢化社会の状況等の変化によりまして、霊園に対するニー  
ズも多様化しており、今後町としても実情に合った運営管理をしていくことが必要となってきてい  
ますが、さらにスムーズなご案内ができるよう、先ほども説明をさせていただきましたが、霊園の  
視察等を実施した中で、霊園のあり方を検討し、新たな形態霊園の形も模索しつつ、またアンケー  
トなどの実施も検討しながら今後の霊園の管理、運営を図っていきたいというふうに考えておりま  
すので、よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）霊園に行ってみるとわかるのですけれども、霊園、それぞれみなさんが買って  
管理をしているのだと思いますけれども、いわゆる墓地として利用していないだろうと思われる区  
画がいっぱいあるのです。1割以上そうかなというふうに思うのですけれども、結構、数えたわけ  
ではないのだからわからないのですけれども、結構あるのです。そういう人たちが何十年にもわた  
って管理料を納めているけれども、墓地としての仕様がな、石塔が建っていなくても墓地として  
使っているのだよという人もいるでしょうけれども、そういうところをよく個別的にも事情を聞き  
ながら返還してもらえらば返還をしていただいても結構ですよというような案内をしたり、ま  
たはそういう人たちのアンケートとったりしていただいて、10人待っているという状況がもうほと  
んど何年間ももう変わっていないのです。だから、そういう人たちはせつば詰まって申し込んでい

のだと思うのです、どうにもならなくて。そういう点ではそれに答えていただきたいと思いますが、けれども、そのスピード感を持ってといいますか、そういうふうにしてもらいたいと思いますが、町長どうですか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今ある666区画のうち120区画に墓地、墓石が立っていないという状況でございます。こういった方たちがどういうふうにもその墓地を保有しているのかということを実態調査する必要があるかなというふうに思っております。ただし、管理料についての滞納はないということでございますので、何らかの形で持っていたいということだろうというふうに思っております。墓地の活用の方法、先ほど大橋議員からも話がありましたように、多様化のニーズの中でいろいろな考え方があってございます。こういった空いているところを引き上げるべく調査をするということも一つの参考事例かなというふうに思っておりますので、そこら辺もよく検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）10名の方はそれぞれ切実な思いを持って申し込んであるというふうに思いますので、そういう町民の切実な訴えに答えるような、ぜひ町政をお願いをしたいというふうに思います。国保税、それからデマンドバス、消費税ということで議論を進めてきたわけですがけれども、ずっと私も何十年間議員として質問してきているのですけれども、やっぱり制度の枠の中でとどまっていたのは前進がないというふうに思うのです。私が印象に残っているのはやっぱり入内島町長のときに制度、制度と言っていないで県下で初めて中学卒業までの医療費の無料化、福祉医療の拡大をしましたよね。住宅リフォームも県内ではちょうどほかの自治体もいたのだけれども、そういう今までの制度の枠に捕らわれない町政というのが、私は印象に残っているのです。そういうふうに町政を制度を活用して行って、制度の枠内での町政というのはこれは変な話だけれども、町長いなくたって、課長さんがいればみんな進むわけです。そうではなくて、地方自治体町政の場合には直接選ばれた町長、また我々も直接住民から選ばれた議会、両方が直接選ばれてうまく機能していけばいい町ができるわけです。そういう点では伊能町長2期目になったので、制度、制度ということは言わないで、町民の暮らしをよくしたり福祉を向上させるためには、制度はやっぱり取っ払っていくとか、いい制度に変えていくということが町長はできるわけですから、そういう点で町民の声をまた議会の声もよく聞いて、制度に捕らわれない、そういうぜひ町政を進めてもらいたいというふうに思うのです。郡内よく足並みとか、横並びは全然必要ないのです。住民のためにやることは、どこかが頭を切ってやれば、中学までの医療費の無料化もそうですし、給食費なんかも中之条町はちょっと乗りおくれた感じですがけれども、給食費の無料化なんかも先進自治体があって、そこに皆ついてくるわけです。そういう伊能町長には中之条町の町長として規則や制度だけでなく、意欲的な先頭を切る町政をぜひこれから目指して頑張ってもらいたいというふうに申し上げて総括質

疑を終わりたいと思います。

○議長（山本隆雄）原沢今朝司さんの質問が終わりました。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、質疑を終結します。

ただいま審議中の議案第1号から第25号につきましては、審議の都合上本日はこれまでとします。

○

○議長（山本隆雄）以上で本日予定しました日程は全て終了しました。

3日目の3月19日は定刻午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりお疲れさまでした。

（散会 午後5時07分）

平成31年中之条町議会 第1回定例会 3月 定例会議 会議録 第3日

招集年月日 (会議)	平成 31 年 03 月 19 日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時	開議	平成31年03月19日 午前 9 時 30 分						
	散会	平成31年03月19日 午後 1 時 14 分						
応招ならびに 不応招議員 応招 17名 不応招 1名 出席ならび に欠席議員 出席 17名 欠席 1名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	関 美香	応招	出席	10番	小栗 芳雄	応招	出席
	2番	大場 壯次	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	3番	篠原 一美	〃	〃	12番	福田あい子	〃	〃
	4番	富沢 重典	〃	〃	13番	齋藤 祐知	〃	〃
	5番	町田 護	不応招	欠席	14番	大橋 修次	〃	〃
	6番	関 常明	応招	出席	15番	山本日出男	〃	〃
	7番	唐沢 清治	〃	〃	16番	原沢今朝司	〃	〃
	8番	篠原 文雄	〃	〃	17番	劔持 秀喜	〃	〃
	9番	安原 賢一	〃	〃	18番	山本 隆雄	〃	〃
会議録署名議員	10番 小栗 芳雄		11番 福田 弘明		12番 福田あい子			
職務のため出席した者の の氏名	事務局長		木暮 浩志		書記		朝賀 浩	
	議事書記		田村 深雪		書記		関 侑介	
	議事書記		飯塚 剛夫					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	安原 明
	副町長	野村 泰之	建設課長	本多 守
	教育長	宮崎 一	会計管理者	小板橋千晶
	総務課長	鈴木 幸一	上下水道課長	関 洋太郎
	企画政策課長	黒岩 文夫	こども未来課長	宮崎 靖
	税務課長	関口 信一	生涯学習課長	富沢 洋
	住民福祉課長	桑原 正	六合振興課長	篠原 良春
	保健環境課長	唐澤 伸子	教習所長	柏瀬 高広
	観光商工課長	永井 経行		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議 事 日 程

第3号

(平成31年3月19日午前9時30分開議)

- 第1 議案第 1号 平成31年度中之条町一般会計予算について  
議案第 2号 平成31年度中之条町国民健康保険特別会計予算について  
議案第 3号 平成31年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第 4号 平成31年度中之条町介護保険特別会計予算  
議案第 5号 平成31年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算  
議案第 6号 平成31年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算  
議案第 7号 平成31年度中之条町簡易水道事業特別会計予算について  
議案第 8号 平成31年度中之条町下水道事業特別会計予算について  
議案第 9号 平成31年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算  
議案第10号 平成31年度中之条町発電事業特別会計予算について  
議案第11号 平成31年度中之条町自動車教習所事業会計予算  
議案第12号 平成31年度中之条町上水道事業会計予算について  
議案第13号 平成31年度中之条町簡易水道事業会計予算  
議案第14号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部改正について  
議案第15号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
議案第16号 中之条町消防団条例の一部改正について  
議案第17号 中之条町出産奨励手当金支給条例の一部改正について  
議案第18号 六合特産品づくり施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第19号 チャツボミゴケ公園設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第20号 中之条町コミュニティ施設「赤岩の里」の設置及び管理に関する条例の一部  
改正について  
議案第21号 中之条町特産品直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第22号 長英の隠れ湯の設置及び管理に関する条例廃止について  
議案第23号 中之条町小口資産融資促進条例の一部改正について  
議案第24号 中之条町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資  
格基準に関する条例の一部改正について  
議案第25号 六合げんき館の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
第2 議案第28号 平成30年度中之条町一般会計補正予算(第10号)  
議案第29号 平成30年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)  
議案第30号 平成30年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

- 議案第31号 平成30年度中之条町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第32号 平成30年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第33号 平成30年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第34号 平成30年度中之条町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第35号 平成30年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第36号 平成30年度中之条町発電事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第37号 平成30年度中之条町上水道事業会計補正予算(第2号)
- 第3 議案第38号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について
- 第4 議員派遣の件

○

◎ 開 議

○議長(山本隆雄) みなさん、おはようございます。第1回定例会、3月定例会議の本会議も本日3日目となりました。お疲れのこととは思いますが、慎重審議お願いいたします。

さきに、全員協議会で調整されたとおり、追加議案を日程に追加しました。

また、各委員会から報告書が提出されていますので、お手元に配付しています。

なお、会議終了後、退職される管理職のみなさんからご挨拶をいただく時間をもちたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開推進のため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットでの配信を予定しています。

傍聴席につきましては、写り込まないように配慮していますが、傍聴者の声が同時に録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ここで総務課長より資料の説明を行います。総務課長

○総務課長(鈴木幸一) 済みませんけれども、当初予算の関係になりますけれども、お手元のほうに給与費明細書というのをお配りをさせていただいてございます。四万へき地診療所会計におきまして、予算の附属資料として添付すべき給与費明細書、こちらのほうが落ちておりましたので、本日お配りをさせていただいてございます。よろしくお願いをいたします。

○議長(山本隆雄) 5番、町田議員より、発熱のため出席できないとの届けがあり、許可しております。

ただいまの出席議員は17名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 議案第 1号 平成31年度中之条町一般会計予算について

- ◎ 議案第 2 号 平成 3 1 年度中之条町国民健康保険特別会計予算について
- ◎ 議案第 3 号 平成 3 1 年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算について
- ◎ 議案第 4 号 平成 3 1 年度中之条町介護保険特別会計予算
- ◎ 議案第 5 号 平成 3 1 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算
- ◎ 議案第 6 号 平成 3 1 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算
- ◎ 議案第 7 号 平成 3 1 年度中之条町簡易水道事業特別会計予算について
- ◎ 議案第 8 号 平成 3 1 年度中之条町下水道事業特別会計予算について
- ◎ 議案第 9 号 平成 3 1 年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算
- ◎ 議案第 1 0 号 平成 3 1 年度中之条町発電事業特別会計予算について
- ◎ 議案第 1 1 号 平成 3 1 年度中之条町自動車教習所事業会計予算
- ◎ 議案第 1 2 号 平成 3 1 年度中之条町上水道事業会計予算について
- ◎ 議案第 1 3 号 平成 3 1 年度中之条町簡易水道事業会計予算
- ◎ 議案第 1 4 号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 1 5 号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 1 6 号 中之条町消防団条例の一部改正について
- ◎ 議案第 1 7 号 中之条町出産奨励手当金支給条例の一部改正について
- ◎ 議案第 1 8 号 六合特産品づくり施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 1 9 号 チャツボミゴケ公園設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 2 0 号 中之条町コミュニティ施設「赤岩の里」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 2 1 号 中之条町特産品直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 2 2 号 長英の隠れ湯の設置及び管理に関する条例廃止について
- ◎ 議案第 2 3 号 中之条町小口資産融資促進条例の一部改正について
- ◎ 議案第 2 4 号 中之条町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 2 5 号 六合げんき館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第 1、議案第 1 号から第 25 号を一括議題とします。

昨日の総括質疑において、町長より答弁の一部訂正の申し出がありましたので、ここで発言を許可します。町長

○町長（伊能正夫）おはようございます。きのうは、総括質疑ということで 9 人の議員さんといひ討論ができたというふうに思っております。ありがとうございました。

その中で 1 点訂正をさせていただきたいと思っております。関美香議員の給食費の無償化につい

でご質問をいただきました。その内容でございますけれども、4月から幼小中学校の給食費が無償になるが、今年10月に予定されている幼児教育の無償化にあわせて、保育所の給食費についても無償化する考えあるかというご質問でございましたけれども、これについても給食費については無償にさせていただくということをご答弁させていただいたわけでございますけれども、その期日が明確化されていなかったということでございまして、きょう追加で説明をさせていただきたいと思っております。

幼小中については、公約どおり4月からということでございますけれども、保育所につきましては、無償化にあわせて給食費も無償にするという主旨で考えていたところでございます。これについて言葉足らずであったことをお詫びし、追加説明とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）これより討論に入ります。

最初に、議案に対する反対者の発言を許可します。12番、福田さん

○12番（福田あい子）議案第1号 平成31年度中之条町一般会計予算に対して、反対の立場で討論を行います。

消費税が導入されてからちょうど30年になります。時を同じくしてバブルが崩壊し、日本の経済はそれ以降長年にわたって景気の低迷が続いています。今月7日、内閣府は、1月の景気動向指数を発表し、国内景気が後退局面に入った可能性が高いことを示す下方への局面変化に基調判断を引き下げました。景気の後退を政府も認め、さらに統計調査の不正問題で消費税増税の根拠が崩れた格好になっています。しかし、政府はリーマンショック級の出来事が起こらない限り引き上げると強気の姿勢でいます。このまま消費税を10%上げれば家計を圧迫し、日本の経済もますます落ち込むことは明らかです。町民にとっても消費税増税は、暮らしに直結する重大問題ですが、町長は予算の提案説明では、消費税には一言も触れませんでした。町長の予算編成にあたっての問題意識の中には消費税はなかったのでしょうか。2019年度一般会計予算は、昨年比1億2,100万円減の100億7,700万円と、昨年に続く100億の大台を超えた大型予算になっています。歳入では、防火水槽設置協力金として210万円が計上されています。総括質疑でも議論しましたが、消防の水利施設は町の責任で行うというのは、消防法でも定められていることですし、住民に負担を強いることは地方財政法にも抵触すると思われることから、協力金の徴収はやめるべきです。また、移動困難者タクシー助成券販売収入75万円についても、せっかくこの事業を拡充したのですから、販売するのではなく、無料で配付することを提案します。あわせて移動困難者対策として行っている事業で、無料で利用できる町民と有料になる町民が生まれています。不公平感がないように整備すべきです。

歳出を見てみます。中之条ガーデンズの事業は、4年計画の最終年を迎え、2億173万2,000円計上されています。昨年の町長選挙では、最大の争点になったガーデンズの事業ですが、この選挙で半数の民意は納得していないことが明らかになりました。最初から多くの町民が心配や不安を抱き、

私も再三にわたり凍結や見直しを求めたにもかかわらず、町長は立ちどまるどころか突っ走る一方でした。4年間で委託費約1億3,000万円弱、工事費約4億2,000万円という大きな予算をつぎ込むこの事業、あと1年というところまで来てしまいました。ここで一旦立ちどまる勇気を持ってほしいと思います。

教育関連事業の民間委託は6年たちました。町民サービスに直接かかわる事業には民間を参入させるべきではないということも繰り返し主張してきました。業務委託というのは、委託先の企業が全てを取り仕切らなければならず、町は指導も命令もできないという決まりがあります。しかし、特に六合給食センターは、学校に県費の栄養士がいることから、口出しざるを得ないわけです。栄養士が献立を立てているわけですから、調理員に調理の仕方の指導をするのは当たり前で、そうでなければ栄養士としての仕事にならないと思います。明らかに指導も命令もできないという法律に抵触しており、偽装請負ではないかという疑いを持たれても仕方がないと思います。教育関連の3つの業務は、直営に戻すことを求めておきます。

教育関連では、幼小中の給食費無料化が4月から実施されることになりました。長年にわたって求め続けてきたことですので、実現することができて本当によかったと思っています。また、妊娠出産サポート事業として、産婦検診や産後ケアの実施など、きめ細かな取り組みにより安心して出産や子育てができることで、若い人たちには大変喜ばれると思います。

総括質疑で消費税について議論がありました。町長は、国が決めたことだからというような主旨の発言をしました。また、町長の政治姿勢にかかわる問題についても、この間何度か質問をしましたが、明確な答弁はありませんでした。町民の安心安全な暮らしを守るという大事な役割を担う自治体の長として、国の問題は町民の暮らしに直結するという認識をしっかりと町政に当たるべきだというふうに思います。給食費の無料化を初めとする子育て支援の充実や福祉施策など、評価できるものはたくさんあります。しかし、中之条ガーデンズに莫大な予算をかける一方で、町民に本当に必要な国保税の引き下げのための繰り入れはしない、民間委託を続けていること、町長の国言いなりの政治姿勢など、受け入れがたいものがあります。総括質疑でも指摘されたように、規則や制度に縛られていたのでは、町民の利益を守ることはできないし、町の発展にもつながらないと思います。

以上申し上げて、反対討論といたします。

○議長（山本隆雄）次に、原案に賛成者の発言を許可します。3番、篠原さん

○3番（篠原一美）みなさん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、議案第1号平成31年度中之条町一般会計予算と議案第2号から13号までの各特別会計、企業会計予算の全ての議案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国においては、経済再生なくして財政再建化なしと基本方針に基づき、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、経済再生と財政健全化の両立を実

現するため、歳出歳入改革の取り組みを強化することとしておりますが、社会情勢の多様化は日々変化し、地方自治体を取り巻く財政環境は依然として厳しい状況にあります。本町における財政状況は、平成29年度の決算の各種財政指標において、財政運営の健全化が保たれていることを示していますが、今後の財政状況を考えると、自主財源の根幹となる税収の大幅な増加を期待することはできず、少子高齢化の進展や社会保障関係費の増加は避けられず、公共施設の老朽化への対応も必要であり、厳しい見通しとならざるを得ない状況下での予算編成であったと思われます。町財政の基本となる一般会計の当初予算額は100億7,700万円で、前年対比1.19%減となりましたが、100億円を超える予算規模となっております。国、県また周辺の町村等の状況を勘案し、厳しい財政環境の中でありながらも、限られた財源を積極的、重点的に配分し、地域経済や景気対策にも考慮しており、評価できる予算となっていると思います。収入面で見ますと、使用料や国庫支出金、町債が減額となっているものの、町税では前年度比1.14%増と見込まれ、中でも法人税の増額が大きく、前年比7.1%増となっております。県支出金については、統一地方選挙の年ということで、選挙委託費が増額となっております。また、国や県の施策等による補助金について、適切に把握されているとともに、適切な財源確保に努めていると思います。町債の発行額については、その全額が交付税措置される臨時財政対策債や元利償還金の70%が交付税に算入される緊急防災減災事業債、過疎対策事業債であり、後年度の財政負担が考慮されており、その他の財源についても適正かつ積極的に見込んでいるものと思われます。

一方、歳出面では、人口減少等の課題克服に向けた中之条町総合戦略、4つの基本目標と中之条まちづくりビジョン、6つの重点目標を柱とし、必要な重点施策が適切に反映されております。教育環境の充実では、来年度より幼稚園から中学校までの給食費無料化が実施されます。また、適応指導教室の充実、小中学校の教育施設設備の改修工事等が盛り込まれ、社会教育施設においても老朽化した施設整備の改修を見込んでおります。産業振興、雇用の創出としては、旧太子駅を含めたチャップミゴケ公園のより一層の活用や新規就農者定住支援事業と農林業振興事業が拡充されています。交流人口の増加、地方への流れでは、中之条ピエンナーレの開催年であり、中之条ガーデンズの整備や各種観光施設の施設整備、観光宣伝、空き家対策事業等での町の魅力発信につながるところが期待できます。健康増進では、成人男性風疹接種促進の新規事業や乳幼児健康診査事業、がん検診事業をよりきめ細やかに拡充し、福祉や子育て環境の充実では、移動困難者タクシー助成事業など各種子育て支援事業を実施し、住民サービスのよりきめ細やかな対応が見られます。財政の健全化では、有利な地方債を活用した財源の確保対策、地域づくりとしては、消防防災対策や公共交通対策事業が拡充されております。投資的経費にあつては、農業費や土木費、総務費、教育費において事業費を確保することで景気回復への配慮もされており、予算に対する積極的な取り組みが伺えます。また、一般会計とあわせてそれぞれの特別会計や一部事務組合への行政経費に対する繰出金、負担金についても、住民の多様化するニーズに伴い、年々増加する中であつて、真に必要とさ

れる額が確保されております。

平成31年度の一般会計、特別会計、企業会計の全てを合わせると172億4,260万円となり、厳しい財政の状況の中で限られた予算を重点的、効率的に配分し、町民の付託に応えた内容であると確信している次第であります。

以上、申し上げましたが、当初予算について細部にわたりきめ細やかな予算措置が施され、町の将来を見据え、現下の重要課題である少子高齢化、社会資本の整備、安全で安心な地域づくり、活力のある地域づくりが盛り込まれた予算となっており、評価できるものであります。伊能町長のもと、職員が一丸となって予算編成に当たられ、ソフト事業、ハード事業を盛り込んだ予算が編成されたことに対し、深く感謝し、敬意を表する次第であり、中之条町が将来にわたり持続的に発展を続けていくために必要な予算であると判断し、議案第1号から第13号議案に賛成するものであります。

なお、予算執行にあたっては、予算審議を通じ、議員からの指摘、提案など、十分参酌の上、具体的、積極的な対応と、なお一層実施計画を充実させ、事業効果の早期実現へ向け英知を結集されることを望むものであります。

同僚議員の皆様におかれましても、慎重審議のもとご理解を賜り、賛成されますことをお願いいたします。私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山本隆雄）お諮りします。

以上で討論を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入りますが、この際申し上げます。

議案の採決は、起立により行いますが、起立しない議員は本案に対し反対とみなすことにいたします。と思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第1号 平成31年度中之条町一般会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成31年度中之条町国民健康保険特別会計予算について採決します。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本隆雄) 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成31年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算について採決します。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成31年度中之条町介護保険特別会計予算について採決します。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成31年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算について採決します。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成31年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成31年度中之条町簡易水道事業特別会計予算について採決します。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成31年度中之条町下水道事業特別会計予算について採決します。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成31年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成31年度中之条町発電事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成31年度中之条町自動車教習所事業会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成31年度中之条町上水道事業会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成31年度中之条町簡易水道事業会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 中之条町消防団条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 中之条町出産奨励手当金支給条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 六合特産品づくり施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 チャツボミゴケ公園設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 中之条町コミュニティ施設「赤岩の里」の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 中之条町特産品直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 長英の隠れ湯の設置及び管理に関する条例廃止について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 中之条町小口資産融資促進条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 中之条町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 六合げんき館の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第28号 平成30年度中之条町一般会計補正予算（第10号）

◎ 議案第29号 平成30年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

◎ 議案第30号 平成30年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- ◎ 議案第31号 平成30年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- ◎ 議案第32号 平成30年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第4号）
- ◎ 議案第33号 平成30年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第34号 平成30年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第35号 平成30年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第36号 平成30年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第3号）
- ◎ 議案第37号 平成30年度中之条町上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（山本隆雄）日程第2、議案第28号から第37号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第28号から議案第37号まで提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第28号 平成30年度中之条町一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。

いよいよ平成30年度も年度末を迎えました。当初予算の議決以来9回の補正予算をお願いし、議員各位のご指導をいただきながら、町政執行に努めさせていただきました。おかげさまで事業執行状況も順調に推移しているところがございます。今回お願いいたします補正予算の内容でございますが、年度末を迎えたことから、歳入にあつては歳入見込み額、また歳出にあつてもそれぞれの事業費がほぼ確定したものについて補正をお願いするものであります。

あわせて国の補正予算に係る事業として、平成31年度に繰り越して実施する事業であります、二酸化炭素排出抑制対策事業として整備する自立・分散型エネルギー設備等導入事業（中之条保育所、伊勢町保育所空調、照明等設備更新工事）を新たに計上させていただきました。

補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ3,113万7,000円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ102億7,559万4,000円にいたしたいというものであります。

補正財源といたしましては、町税のほか、諸収入で二酸化炭素排出抑制対策事業補助金を新たに見込ませていただき、使用料手数料ではチャップミゴケ公園使用料、湯の泉の湯温泉使用料などを収入見込みにより、国庫支出金、県支出金では障害者自立支援医療費負担金、児童手当交付金を初め、各事業の実績により補正をお願いいたしました。

町債についても民生債として国の補正予算に伴う補助事業の補助裏分に充当できる起債（補正予算債）を新たに見込ませていただきましたが、過疎債等において事業実施に伴い、町債全体では減額をお願いいたしました。

また、結果として財源確保ができたため、財政調整基金繰入金については繰り入れをしないこととさせていただきます。

次に、歳出でございますが、歳出予算の主な事業について申し上げますと、まず1款議会費にお

いては、主に議会だよりの印刷製本費や特別委員会の研修補助金などを実績により減額させていただきました。

次に、2款の総務費であります。1項総務管理費において、財政調整基金費で財政調整基金積立金等の増額をお願いし、企画費の情報化推進対策事業では、共同購入による機器購入経費等の減額、ふるさと移住定住促進事業では、定住促進対策住宅取得費補助金の実績による減額、準町民制度事業でも、実績による登録者に送る特産品代の減額などをお願いいたしました。

また、文化会館運営管理事業では、照明設備高効率化等省エネルギー工事業の事業確定による減額、地域づくり推進事業費では、旧太子駅運営管理事業、スパトレイル四万t o 草津開催事業など、事業費の見込み、確定による減額をお願いし、防災無線費においても防災行政無線デジタル化移行整備事業で、平成30年度分の工事費が確定したため、減額をお願いいたしました。

2項徴税法から6項監査委員費につきましても、主に事業の確定、見込みによる減額の補正をお願いいたしました。3項戸籍住民基本台帳費でマイナンバーカード等の記載事項充実に伴うシステム改修費の増額をお願いいたしました。

続いて、3款の民生費ですが、1項社会福祉費では、社会福祉事業で障害児総合支援事業の返還金、障害者自立支援給付事業で利用実績に伴う給付費、国民健康保険特別会計繰出金では額の確定に伴い財政安定化支援事業繰出金の増額などがありますが、そのほか難病患者見舞金支給事業や障害者自立支援医療費給付事業など、実績見込み額の確定に伴う減額をお願いしております。

老人福祉費でも、実績見込みによる補正、また介護保険特別会計繰出金、ゆうあい荘事業特別会計繰出金につきましても、所要額がおおむね見込まれる中、繰出金の減額をお願いいたしました。

次に、2項児童福祉費でございます。放課後児童対策事業で、民間事業所への補助金を実績見込みにより減額をお願いし、児童手当給付事業では、対象児童数減による給付費の減額等をお願いいたしました。

また、3目保育所運営費では、歳入でも触れましたが、補助事業として実施する伊勢町、中之条の両保育所の照明、空調設備改修に係る費用を新たに見込ませていただきました。

4款の衛生費では、1項保健衛生費において、精神保健衛生事業で計画策定委託料、予防事業で各種予防接種に係る委託料、がん検診事業の検診業務委託料を初め、その他の事業においても実績見込みによる減額補正をお願いさせていただきました。六合温泉医療センター運営費では、診療収入等の減収による収入の減が見込まれるため、指定管理委託料の増額をお願いいたしました。

6款の農林水産業費では1項農業費、2項林業費ともに、そのほとんどが事業費の確定による減額であります。農業費の新規就農者支援事業、新規就農者定住支援事業では、対象となるものの実績見込みによる補助金額の減額、農業農村整備事業、国土調査事業、花の駅美野原運営管理事業においても事業費の見込み、また確定による減額をお願いいたしました。増額として農業振興費の担い手確保経営強化支援事業で、平成31年度に県単独補助事業として予定していた認定農業者の機

械購入事業を30年度の国庫補助事業として実施するため、費用を新たに見込ませていただきました。

また、林業費の森林環境整備事業では、ぐんま緑の県民基金による獣害防止森林整備について、事業実績による減額をお願いし、その他の事業につきましても事業確定及び実績見込みによる減額をお願いいたしました。

7款商工費でも、ほとんどが事業の確定による減額であります。観光費の四万地区源泉管理事業で、配管設備、調査、清掃を実施しなかったための減額、またチャツボミゴケ公園管理事業において、上の駐車場から群生地までの間の舗装工事を予定しておりましたが、マットを敷くことで対応したため、工事費の減額等をお願いいたしました。

地球温暖化対策事業の再生可能エネルギー促進事業では、特別会計との調整の中で繰出金の減額をお願いいたしました。

8款土木費関係につきましても、事業の確定による減額が主でございます。

5項住宅費の空き家対策事業では、申請件数の実績に基づく減額をお願いいたしました。

9款消防費関係では、各事業とも事業実績等により減額をお願いいたしました。消防自動車管理事業で第1分団の第1部、第4部の消防ポンプ自動車を更新しましたが、購入費用が確定したための減額でございます。また、消防施設整備事業の防火水槽設置工事費の減額は、3基を予定していたものが、要望がなかったことによるものであります。

10款教育費関係では、1項教育総務費から6項保健体育費まで、そのほとんどが事業費の確定による減額ですが、2項小学校費、3項中学校費において、国の補助事業として実施した照明設備高効率化等省エネルギー工事費の確定、5項社会教育費の文化財保護事業で予定していた神保家住宅建造物調査及び保存管理計画策定支援業務を新年度に耐震基礎調査、建造物調査を行うこととしたための減額を見込ませていただきました。

11款公債費でございますが、町債償還元金では利率の見直しにより、町債償還利子では平成29年度分として借り入れた起債の利率が確定したことにより、それぞれ補正をお願いいたしました。

12款諸支出金では、簡易水道事業会計での工事費が確定したことによる補正をお願いいたしました。

また、今回の補正予算に当たり、繰越明許費の設定、地方債の補正についてもお願いさせていただいております。

以上、要点を申し上げ、議案第28号 平成30年度中之条町一般会計補正予算（第10号）の提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第29号 中之条町国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1,135万4,000円を増額し、総額をそれぞれ22億5,248万2,000円としたいものであります。

歳入では、事業の交付決定または実績見込みにより補正させていただきました。

4 款県支出金は、交付額の増加見込みによる増額を、交付決定による減額をお願いするものであります。

5 款財産収入は、国民健康保険基金の利子受け入れによる補正になります。

6 款繰入金は、額の確定による増額をお願いするものであります。

次に、歳出では、5 款保健事業費で特定健康診査等事業の減額、6 款の基金積立金では、財政調整基金として活用するために利子の積み立てを行い、7 款諸支出金では前年度に概算交付された国庫負担金の超過交付分について返還金をお願いしたものであります。

続きまして、議案第30号 平成30年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ549万4,000円を追加し、歳入歳出をそれぞれ2億3,797万円としたいものであります。歳出は、1 款保険料や4 款繰越金の見込み額の増により、歳出は2 款後期高齢者医療広域連合納付金が増加することによる増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第31号 平成30年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、保険事業勘定から歳入歳出それぞれ1 億895万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ19億1,746万2,000円としたいものであります。

保険事業勘定での歳入では、1 款保険料と8 款繰越金において、実績に基づき増額を、3 款国庫支出金、4 款支払い基金交付金、5 款県支出金、7 款繰入金では、概算交付決定または実績の見込みにより増減をお願いするものであります。

歳出では、1 款総務費、2 款保険給付費において、事業の実績の見込みによる減額、4 款基金積立金では介護給付費準備基金の利子を積み立てるための増額を行うものであります。

次に、サービス事業勘定では、事業の実績見込みにより、歳入では1 款サービス収入、歳出では1 款事業費において目款の増減をお願いするものであります。

続きまして、議案第32号 平成30年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ759万3,000円を追加し、総額を6 億3,514万1,000円としたいものであります。

歳入では、実績見込みにより1 款サービス収入及び2 款自己負担金収入、4 款繰入金を減額し、5 款繰越金の増額をお願いするものであります。

歳出では、1 款総務費において、工事請負費の確定に伴い減額とし、2 款サービス事業費において実績見込みにより委託料の増額をお願いするものであります。

続きまして、議案第33号 平成30年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回補正をお願いいたします金額は、歳入歳出それぞれ269万2,000円を減額し、予算の総額を6,470万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、歳入では水道使用料及び一般会計からの繰入金を減額し、建物災害共済金を増額するものであります。

歳出では、各事業費につきまして、決算見込みにより減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第34号 平成30年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

今回補正をお願いする金額は、歳入歳出それぞれ219万9,000円を減額し、予算の総額を5億2,635万円にしたいというものでございます。

内容につきましては、歳入では繰入金及び町債の減額と繰越金の増額をお願いするものでございます。

また歳出では、公共下水道費及び特定環境保全公共下水道事業費において、委託料や工事費の確定に伴う減額をお願いし、公債費では財源変更についてお願いするものでございます。

続きまして、議案第35号 平成30年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回補正をお願いする金額は、歳入歳出それぞれ108万9,000円を減額し、予算の総額を3億2,900万3,000円にしたいというものでございます。

内容につきましては、歳入では繰入金の減額と繰越金の増額をお願いするものでございます。

また、歳出では、農業集落排水費において、委託料の確定に伴う減額及び下沢渡地区管理事業におけるマンホールポンプなどの電気代の減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第36号 平成30年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ4,800万円を追加し、総額を4億871万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入では太陽光発電所3施設、小水力発電所1施設の順調な発電等により収入の増額を、人件費の事業別負担割合のルール化、パワーコンディショナーメンテナンスの次年度延期による繰入金の減額補正をお願いするものでございます。

歳出では、事業費の確定によるもので、太陽光発電事業費の発電保証等支出金の増額と消費税の減額を、基金積立金においては、再生可能エネルギー基金活用分の増額積み立てをお願いするものでございます。

続きまして、議案第37号 平成30年度中之条町上水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回お願いする補正予算は、水道事業収益を820万円減額し、予算の総額を2億6,657万3,000円に

したいというものでございます。

また、水道事業費用を1,200万円増額し、予算の総額を2億3,186万3,000円にしたいというものでございます。

主な内容につきましては、消費税の中間納付税額の調整に伴い、収入では消費税還付金を減額し、支出では支払い消費税を増額させていただくものでございます。

以上を申し上げ、議案第28号から議案第37号までの提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決を賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長（山本隆雄）説明の途中ですが、暫時休憩とします。再開は午前10時45分といたします。

（休憩 自午前10時32分 至午前10時45分）

○議長（山本隆雄）再開します。

引き続き、補足の説明を求めます。議案第28号、総務課長

（議案第28号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）続いて、議案第29号から議案第32号、住民福祉課長

（議案第29号から32号について、住民福祉課長補足説明）

○議長（山本隆雄）続いて、議案第33号、六合振興課長

（議案第33号について、六合振興課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第34号及び35号、上下水道課長

（議案第34号及び35号について、上下水道課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第36号、企画政策課長

（議案第36号について、企画財政課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第37号、上下水道課長

（議案第37号について、上下水道課長補足説明）

○議長（山本隆雄）説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。4番、富沢さん

○4番（富沢重典）何点か質疑させていただきます。

議長に確認なのですが、一問一答でよろしいですか。

○議長（山本隆雄）はい。

○4番（富沢重典）最初に、13ページのチャツボミゴケ公園の使用料が大分減額されておりますけれども、説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）チャツボミゴケ公園の使用料ですけれども、対前年、29年度が7万3,000人ほど来ていただきましたので、当初予算においてはその7割ということで計算させていただいて、5万1,000人の予想をしていたところですが、コケの状態等、悪い状態だったり、あとは草津

温泉のほうもお客さんが減ったというところで、対前年対比57%ということで4万400人ほどの来場者というところで、548万7,000円の減額をお願いしたところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）せっかく新しいバスも買ったので、もうちょっと努力していただきたいというふうに思います。

次に、27ページの移住定住パンフレットが50万ほど減額されておりますけれども、説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）東京での移住相談会に使うパンフレットとして印刷屋さんに頼んでお願いしたいということで予算をお願いしておりましたけれども、随時情報が変わるというようなこともございまして、今年は手づくりで、役場の輪転機を使ってそのたび作成させていただいたということで、当初いただいた予算についてはお返しさせていただいたというようなこととございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）安くできるなら、今後もその方向がいいかなというふうに思います。

次に、実績という説明があったのですが、準町民制度、これやらなかったということなのですか。どういうこと、もう一度説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）一定額以上のふるさと納税のご寄附をいただいた方につきまして、町とのつながりを深めていただきたい、まちづくりに協力、参加してもらい、長く応援していただくことを目的に、今年度から新規事業として取り組ませていただいた事業でございます。ふるさと納税につきましては、取り巻く環境を見ながら、歳入予算においては29年度決算と比較しても保守的な歳入予算を計上させていただいております。準町民制度の歳出につきましては、前年度同様のご寄附をいただいた場合でも、予算執行を確保したい、また希望的な観測も踏まえまして、予算をお願いしておりました。しかし、寄附額が大幅な減少となりましたので、実績見込みにより減額を今回お願いするものでございます。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）続きまして、36ページ、37ページで、伊勢町保育園のほうの嘱託職員が670万ほど減額になっておりまして、中之条保育所のほうが180万ほど増となっております。伊勢町保育所の人員が足りないという把握でよろしいのでしょうか。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（宮崎 靖）嘱託職員の賃金が減っているというところではありますが、人事異動に伴いまして、正職員を異動させた部分があります。その部分で人的配置を変えたということで減っ

ている部分がございます。

あと、中之条保育所の180万円増えているところでございますけれども、こちらのほうは計上漏れがございますして、こちらを計上させていただいた、1人分掲げさせていただいたというところでございます。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）わかりました。

それでは、45ページ、ぐんま緑の県民税約600万ぐらいになっていきますけれども、実績でも恐らくこういうことになったというのは把握しているのですけれども、これだけ残ってれば、もうちょっと周知すればあちこちやってほしかった場所あるというふうに思うのですけれども、もう一度説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）こちらのほうが予定した場所の中で2カ所ほど所有者の承諾が得られなくてできなかった事業がございます。こちらのほうは、町が県のほうに、ここの場所をやりたいということで提案をして県の採択を受けた場所が事業化できるわけでございますして、予算があるからほかのところができるという性質のものではございません。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）わかりました。

次に、48ページ、やはりチャツボミゴケ公園の公園内の看板、さっき総務課長、採択されなかったという説明だったのですけれども、それ意味わからないので、説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）48ページになりますけれども、下沢渡地区の案内看板の改修事業でございますが、こちらの千客万来支援事業ということで県の単独補助事業でございます。こちらのほうに看板の改修を要望していたところでございますが、そちらのほうは事業として採択をされなかったというふうなことでございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）ちょっとよくわからないけれども、いいです。

最後に、56ページ、神保家の調査及び保存管理計画やらなかったということですが、建設課長、現地知っていますよね。早急に塀をどうにかしないと、恐らく崩れてしまうので、そんなのんきなことを言っていられないような状況なのですけれども、ちょっと説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）所管が生涯学習課でございますので、ご説明させていただきます。

まず、神保家の塀でございますが、今工事中でございますして、今月中には積み直す予定になっております。

あと、減額についてのご説明はいいですか。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）工事していませんよね。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）町田工業さんのほうに発注しておりまして、今月の28日には完成予定にはなっておりますが、現場のほうは確認してみます。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）どうも言っている場所が違うのですかね。南側の入り口のところの塀が建設課か何かのカラーコーンで、近くに寄らないでくださいってなって、大分もう道路側に倒れてきているのですけれども、下が大谷石か何かで、上がブロック塀になっていて、場所が違いますか。私が言っているのは南側の本当の入り口のところの塀なのですけれども。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）入り口の門がある側のことを私のほうは言っておりますが。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）着工していたら済みません。私がまだ3日、4日前に通ったばかりなので、ちょっと確認してください。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）では、現場のほうを確認してみますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（「以上です」の声）

○議長（山本隆雄）ほかにございませんか。11番、福田さん

○11番（福田弘明）先ほども同僚議員からの質問もあつたのですが、準町民制度のことについて改めて再度お伺ひしたいのですが、概略の説明はあつたのですが、当初予算は2,951万9,000円ということで、この補正で1,765万4,000円ということで、非常に見込みの事業と乖離があつたのですが、そもそもこの特産品の購入ということにつきましては、この農業するところ、余りよい環境でないところ、中之条町役場では食味計等を導入しておいしいお米をつくるということで長らく努力してきまして、また折からのふるさと納税によりまして、農家のみなさんも米の収量よりも食味計のスコアはどうであつたというような話題が移っていくほどおいしいお米をつくる方向へシフトしていき、非常にふるさと納税では農家にとって恩恵があつたわけなのですが、まず農林課長にお伺ひしたいのですが、ふるさと納税でしていたころの特産品の実績と、あと現状、数字をお話いただきたいのですが。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）細かな数字を持っていないので、おおよそのことでよろしいでしょうか。

お米も花ゆかりを返礼品として採用していただいて、お米の買い上げも1,000俵に近いぐらい、950俵ぐらいを買い上げ、ピーク時はできておりました。今は、それががっくり減っていますので、今度は農家さんの販売をなるべく地元の旅館とか、そういうところで使っていただきたいということで温泉旅館とのマッチング、そちらのほうでなるべく販売に町の協力をさせていただいているところでございます。今現在のどのぐらいの数字かというのは、ちょっと今日数字がないものですから、持っていませんので、申しわけございません。大体農産物で5,000万、6,000万、そのぐらいの5,000万以上の売り上げにはなっていたはずで。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）5,000万が31年度の予算では660万円、10分の1近くになっているのですが、これは一体どこに問題があったのか、これは課長さんでよろしいのですか。その辺説明をお願いできますか。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）先ほどもご説明させていただきましたけれども、平成29年度と同様なご寄附をいただいた場合でも、返礼品の予算執行を確保したいということと、同じくらいのご寄附をいただけるとありがたいという希望的観測も踏まえまして、平成30年度の当初予算におきましては、高額な予算をお願いしておりました。ただ、ふるさと納税を取り巻く環境は大変厳しいものがございまして、ただ平成31年度からは全国一律の3割で、地元のものということで統一されますので、30年度よりは幾らか上向きになるかなという希望は持っておりますけれども、大まかな多額な予算をあえてお願いするのちよっとおこがましいということもございまして、平成31年度につきましては、歳出についても保守的な予算をお願いしているという状況で、もしどんどんいただけるようでしたら、また議会のほうにご相談させていただいて、増額の補正をお願いしたいということで様子を見たいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ぜひ増額の補正が出るように頑張っていたきたいのですが、町長にお伺いしたいのですが、これは先ほども話にも出ましたが、農家にとっては非常に恩恵のあることでございました。是非このふるさと納税につきましても、従前と違っていろいろ制約もございまして、積極的に努力されまして、本当に農家のためになっていた部分がございまして、是非しっかり取り組んでいただきたいのですが、その辺をお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今課長から答弁させていただいたとおりでございますけれども、今ふるさと納税を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。総務省の締めつけが非常に強くなっているということと、大阪の泉佐野市みたいにひとり占めして300億円を集めるようなところ、ルール違反のとこ

ろがあるということで、そちらのほうに一方的に流れているという状況でございます。これから30%、どここのところもルール化することによって、また少し戻ってくるかなというふうに期待をしているところでございます。農産物につきましても、本来ですと30%ということでありまして、ふるさと納税とは違う準町民制度という制度でありますけれども、多少は関連しているということでございますけれども、本来ですと農産物の部分、1割のお返しのところについてはカットされるべきだったわけでございますけれども、農産物の振興、そういったことも踏まえて準町民制度ということでお返しをさせていただいているということでございます。これもふるさと納税と関連がございますので、ふるさと納税についてはまたいろいろPRをさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）町長の説明のとおりでした。この制度を上手に考えて、順調に制度をつくっていただいたということで、これ十分にその機能が果たせて、これからもしっかりと特産品が販売できるような方向に努力をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございませんか。8番、篠原さん

○8番（篠原文雄）それでは、ちょっと61ページか、給与明細書についてお聞きしたいのですけれども、実は私、きのうの総括質疑に資料を用意していたのですが、提出日までに間に合わなくて発言する機会はなかったということで、非常にお恥ずかしい話なのですけれども、それに関連することできょう説明があったので、お聞きしたいと思いますけれども、まず関連するというのは議案第15号の中之条町職員の勤務時間と休暇に関する条例の一部改正について質問したかった中で関連する事項があるので、お聞きしたいと思っているのですけれども、職員手当の内訳の中で、時間外手当が4,603万3,000円という形であるわけなのですけれども、これについて例えば管理職の人を除いてだと思いますが、1人当たり換算するとどのぐらいの時間数手当になるのかということをお聞きできれば、これはたぶんデータがないから難しいと思いますけれども。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）時間外手当の関係でございますが、これにつきましては選挙だとか、そういったところでも時間外というのがございますし、新年度31年度につきましては選挙が多いというようなことで、その辺のところは増えてくるというふうには考えてございます。個々に1人当たり何時間というふうなところは今ちょっと手元にデータがございませんので、また後ほどお示しをさせていただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（山本隆雄）8番、篠原さん

○8番（篠原文雄）あわせて時間外というのは、上長からの指示によったものだけが認められるのですか、それとも自己申告についても認められるわけですか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）時間外手当というか、時間外勤務でございますが、時間外勤務命令というふうなものがあるの時間外というふうなことでございますので、基本的に突発的なものでない限りは、管理者、課長等々からの勤務命令によって、時間外をしているところでございます。

○議長（山本隆雄）8番、篠原さん

○8番（篠原文雄）わかりました。

それと、あわせて宿直手当ということで515万3,000円ですか、今現在1回当たり4,400円かと思えますけれども、4,400円って、改正した4,200円が4,400円になったと思うのですけれども、これというのは月に直すと何回程度のサイクルで実施されているものなのですか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）今現状でございますが、大体月1回ぐらいだと思います。多い人でちょっと2回になってしまう方もいらっしゃると思いますが、基本的には大体月1回程度だと。

○議長（山本隆雄）8番、篠原さん

○8番（篠原文雄）ありがとうございました。いずれにしても職員の勤務時間、休暇に対する条例の一部改正ということで、きのうちょっと細部に渡ってお聞きしたかったですけれども、きょうは時間もないので、これまでにさせていただきますけれども、次に25ページ、イメージキャラクター活用事業ということで、きのうも総括質疑をされておりましたけれども、今現在なかのんですか、なかっちゃんですか、何体を持っていて、補正についても修復とか政策という費用も上がっていましたけれども、活用事業について何体をお持ちになっているのかということをお聞きしたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（黒岩文夫）なかっちゃんにつきましては、帽子で、着ぐるみはございませんので、帽子が5着です。なかのんにつきましては、頭の部分が2つございます。それから、胴体も2つございますけれども、ちょっといろいろな着がえ用のが、夏バージョンと冬バージョンとかいろいろありまして、着がえが3着はございます。

○議長（山本隆雄）8番、篠原さん

○8番（篠原文雄）マスコットキャラクターということになると、どうしてもくまモンがいろんな形で取り上げられたりしています。また、最近NHK自体はどーもくんという形でやっていると思うのですけれども、アッコちゃんでしたっけ、非常に人気を集めているキャラクターがあると思えますけれども、これに準じたような動きができるようななかのん、なかっちゃんへの成長過程を歩んでいくというような形を踏まえて、少し活動的に動けるようなものに変えるような考え方について、町長のご意見をお聞きできればと思うのですけれども。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）なかのんについては、非常に動きが悪いということで、そういったキャラクターが結構多いわけでございますけれども、ふなっしーとか、そういう動きで売るといふものと声が出るものと、いろいろあると思いますけれども、どちらも長短あるのかなというふうに思いますけれども、動きがあるものとか声が出るものについては、特定の人が入るといふようなことになるわけなので、誰でも使える、そしてこれも貸し出しもできるということでもありますので、そこら辺のキャラクターのイメージ的なもの、そういったものも考えなければならぬのかなというふうに思っております。これについては、もし成長過程があるようであれば検討させていただきたいと思えます。

○議長（山本隆雄）8番、篠原さん

○8番（篠原文雄）いろいろありがとうございました。適時的確に有意義に活用していただいて、その意義というものを発揮していただければと思います。

最後になりますけれども、これは29ページかな、太子駅の貨車購入について、購入できなかったということになるのでしょうか、274万4,000円あるわけですが、最終的に何台の貨車を展示しようと考えているのか、また今後購入予定について、見込みとかというものはあるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（篠原良春）旧太子駅につきましては、今回貨車の備品購入費については減額になるのですけれども、こちらにつきましては平成30年度において、全て無償譲渡をしていただいたために、備品購入としては減額となります。今有蓋車を2両寄附いただいております。無蓋車が1両寄附していただいております、日本一の無蓋車公園というところを目指したいというところなのですけれども、今日本一が北海道と栃木県に無蓋車が4両ということですので、現在は1両なのですが、今年度の来週の25日に1両を滋賀県のほうから寄附をしていただくということで2両になります。あと2両いただければ日本一タイというところで、できれば5両にして日本一を目指したいというところではいるところなのですけれども、できるだけ鉄道ファンからいろいろ情報をいただきますので、譲渡いただける情報なりを集めて目指していきたいというところであります。

○議長（山本隆雄）8番、篠原さん

○8番（篠原文雄）ありがとうございます。いろんな情報をもとに活動して、支援なり無償譲渡、有料でもあれですけれども、今日本一というお考えを持っているようですので、ぜひそれに向かって努力していただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）ほかにご質問ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

議案第28号から37号まで直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第28号 平成30年度中之条町一般会計補正予算(第10号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成30年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成30年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成30年度中之条町介護保険特別会計補正予算(第4号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成30年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算(第4号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成30年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成30年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成30年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成30年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成30年度中之条町上水道事業会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第38号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第3、議案第38号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫） それでは、議案第38号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、町長、副町長、教育長の給与額について、現在暫定的に附則において期限を定める中で、100分の90を乗じた額として支給していましたが、暫定的なものではなく、本則において定め、支給をしていくために条例の改正をお願いするものでございます。

施行日につきましては、平成31年4月1日を予定しております。

なお、このことにつきましては、去る2月26日に開催されました特別職報酬等審議会においてご審議をいただき、答申をいただいたものを提案させていただいているところでございます。

○議長（山本隆雄） 続いて、補足の説明がありましたらお願いします。総務課長

（議案第38号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄） 補足の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。4番、富沢さん

○4番（富沢重典） 質疑する前に、総務課長に確認なのですが、群馬県で一番低いって今言いましたけれども、間違いはないですか。

○議長（山本隆雄） 総務課長

○総務課長（鈴木幸一） 群馬県で一番低いと言ったのではなくて、群馬県の類似団体の平均額のほうが、先ほど言った全国の類似団体また産業構造を含めた類似団体の平均額、そちらのほうがより低い状況だったというふうなことでございます。

○議長（山本隆雄） 4番、富沢さん

○4番（富沢重典） 平成9年に今の改定があったということでありましてけれども、平成9年と今平成31年で、経済的にどういう状況になっているか、平均的に景気が下向いているのだったら理解できるのですが、平成9年と比べて低くなっていると私は思えないのですが、その辺の説明をお願いします。

○議長（山本隆雄） 総務課長

○総務課長（鈴木幸一） 平成9年度と比べて今の景気というふうなことでございますが、景気については多少その当時から比べますと、景気のほうも若干、一時景気低迷というようなこともございましたが、景気対策を政府が行っている中で、景気のほうも若干でございますけれども、上向いているような状況というふうなことで理解はしてございます。

○議長（山本隆雄） 4番、富沢さん

○4番（富沢重典） この給料というのは、やはり周りの動向、景気等で左右されると私は思っているのですが、平成9年ですとバブル崩壊して一番悪いころかなというふうに思いますけれども、それから見て今平成31年が下向いているとは到底思えないし、なぜここで給料改定をするのかが私

にはわかりません。入内島町長時代から、この時限立法で行ってきましたが、次の世代の町長まで私が迷惑をかけるわけにいかないという入内島町長の思いが私は今でも覚えておりますけれども、やはり自分の任期中は自分の任期で決めるのは私は構わないし、時限立法でやってもらうには大いに結構なのですけれども、景気の動向を見た中でも、次の新たな町長が誕生するところまで踏み込むというのは、私には理解できませんし、改定が上がるのであればまだしも下がるというのが理解できないのですけれども、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これは、条例額を示したものでございまして、条例の額で79万5,000円ということでございますけれども、今回は73万7,000円の提案をさせていただいているわけでございます。実際には9割掛けでいきますと71万5,000円でございます。それに比べると2万円ちょっと上がっているということでございます。現在は、この時限立法を私提案しておりませんので、額面的には79万5,000円でございますけれども、今までは71万5,000円、それを73万7,000円に上げたいということでございます。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（山本隆雄）4番、富沢さん

○4番（富沢重典）何度も言いますけれども、時限立法でやっていただくなら結構なのですけれども、今後の4年後どういう状況になるかわかりませんが、そこまで踏み込んで今議論をするには少し時間がなさ過ぎると私は思います。時限立法で出していただかなければちょっと理解できないところがありますので、よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（山本隆雄）ほかにございせんか。16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）今同僚議員からも指摘がありましたけれども、なぜこの時期にその条例改正をしての給与を改定するかということが全く理解できないです。12月議会でも、この点は指摘をしたわけですが、確認をしておきますけれども、審議会に対して町長給、町長の給与について例えば79万5,000円から73万7,000円にしたい、こういう諮問をしたということでよろしいですね。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）議員お尋ねのとおり、先ほど説明をさせていただきましたけれども、全国の平均、また群馬県の平均というふうなところを勘案する中での金額を算定をさせていただきまして、審議会のほうにその金額で諮問をお願いをしたというふうなことでございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）町長は、平均とか横並びというのがきのうの議論の中でも大変好きなようで、なぜ平均にしなければならないのかという説明が全くないわけです。それで、報酬等審議会のメンバーはどういうメンバーかということと、審議会ではどういう意見が出たかという点をお聞きしま

す。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）報酬審議会等のメンバーの関係ですけれども、商工、農業、観光また老人クラブ、婦人会等の代表の方と元町議会議員ということで、メンバーにつきましては8名の方をお願いをしております。具体的に商工会長、農業委員長、観光協会長、元町議会議員、それと行政区の連絡協議会の会長さん、老人クラブ連合会会長、婦人会長、勤労者協議会の会長というふうなことでメンバーをお願いをして、審議をいただいたというふうなことでございます。また、委員会での意見というふうな、どんなことが出されたかというふうなことでございますが、こちらにつきましては、少々お待ちください。算出根拠等については妥当であるというふうな意見もございましたし、これでよいと思うが、何年か後にまた引き上げというふうなことが生じた場合、今引き下げるのもまたどうかというふうな意見も出されているふうなことでございます。そのほかについては、特に意見はございませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）審議会等の条例を見ますと、こうした町民を代表するメンバーということは想像できるのですけれども、後でいいですけれども、この審議会のメンバーの名簿を提出していただきたいというふうに思います。

それで、条例を動かすということは、やはり今同僚議員からもありましたけれども、もう少し慎重で、やっぱりきちんとした議論を、審議会は開きました。ところが、町の議会では全く審議ないのです。きょう審議しますよ。しかし、これは条例案は追加で提案されて、常任委員会で審議もできないわけですよ。こういう状況で出してきて直ちに決めろというのはやっぱり無理があるのです。12月でも指摘しましたけれども、やっぱりそれなりの段取りを踏んで出さないと、自分の思いだけで進めるとやはりまずいと思うのです。町長、特別職の給与の額というのは、31年度予算ではどういうふうな積算になっていますか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（鈴木幸一）特別職の給与でございますが、31年度予算の中では本則というか、条例で定められた額というふうなことで、予算は今現在計上されているところでございます。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）そうですね。そうすると、先ほど予算決めたわけですが、予算は決めたのだけれども、今度は直ちに減額の予算を補正予算出さなくてはいけないですよ。ということになりますよね、どの段階で出すかは別にしても。それは、やっぱりおかしいのだと思うのですよね。当初予算で今決めておいて、その決めた予算のすぐ後に、今度は条例改正を出してきて補正をするというのは、やっぱり議会軽視ですよ、こういうのは全く。だから、本来ならば少なくとも当初予算の提示と一緒に条例改正案をきちんと出して、そして議会でも審議をして結論を出すという

のが筋ではないですか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）この条例改正につきましては、12月議会でも話が出まして、暫定的に現状の条例の予算をいただいております、そして3月議会で条例改正を提出するというお話をしていただき、議運の中でも、その金額は示しませんでしたが、こういった条例改正があるということを出させていただいたわけでございます。この報酬審議会にもかけておりますし、外部の方の意見もお伺いしているということ、条例額の90%がふさわしい金額かといいますと、私は必ずしもそうではないというふうに思っております。近隣の、あるいは群馬県中の町村のバランス、バランスというところ何か言われますけれども、そういったことも必要なのかなというふうに思います。この改正が仮に通ったとしても、吾妻郡の中でトップの金額ではないということは申し上げさせていただきます。

○議長（山本隆雄）16番、原沢さん

○16番（原沢今朝司）金額がどうのこうのというのがありますけれども、やはり手続の問題、ここがやっぱり重要だと思うのです。こういう重要な問題を追加で出してきて直ちに即決をするという、こういうやり方がどうかというふうに思っているのです。金額についていえば、附則で受け取っていた額よりも上がるわけですね。したがって、今まで1割カットしていたものが大体7%ぐらいカットというのと同じぐらいになるのだと思うのですけれども、実質受け取る額というのは、今度上がるわけですね。そういうことも含めてよく議論をしていかなければならない、町長のその思いだけでやはりここは突っ走ってはだめだというふうに思います。

それで、この予算と条例との整合性も全くつかないということですから、ここは是非一旦引っ込めて出し直しをするというふうに、町長したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございますか。

（「答弁」の声）

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これは提案させていただいて、みなさんにご審議をいただく案件でございますので、ご審議をいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございますか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第38号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(山本隆雄) 起立少数です。

よって、議案第38号は否決されました。

審議の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

(休憩 自午前11時55分 至午後1時00分)

○議長(山本隆雄) 再開します。

先ほど資料要求のありました報酬審議会の名簿について事務局に置きますので、ご覧いただきたいと思います。

○

◎ 議員派遣の件

○議長(山本隆雄) 日程第4、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員派遣をすることに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣をすることに決定いたしました。

○

○議長(山本隆雄) 以上で今期定例会に付議された議案は全て議了しました。

議員任期における全ての定例会議を本日をもって閉めることとなりますが、ここで各特別委員会委員長より委員会の報告を求めます。地域交通網対策特別委員会委員長、安原賢一さん、ご登壇願います。9番、安原さん

○地域交通網対策特別委員長(安原賢一) 議長のお許しをいただきましたので、地域交通網対策特別委員会の経過報告をさせていただきます。

当委員会は、平成23年6月8日に設置され、上信自動車道建設を中心に道路交通網整備並びに交通手段の調査研究を行ってまいりました。平成27年5月22日から継続して調査研究を重ね、現在では第1期工事として、上信自動車道のインターチェンジへのアクセス道である一般県道植栗伊勢線の整備が東吾妻町植栗地内から中之条町内駅南バイパス交差点までの間で始まります。その後、駅南バイパス交差点から伊勢町下交差点までを第2期工事として実施し、上信自動車道が完成予定の平成37年度までには開通させることとなっております。上信自動車道の事業計画並びに進捗状況については、毎年6月に中之条町土木事務所から説明を受け、さらにその年度の国道並びに県道の事業予定箇所やこれからの事業計画についても研修を行ってまいりました。この間、植栗地内に建設予定のインターチェンジの名称について、中之条町としては中之条四万沢渡インターチェンジとす

るよう要望してまいりましたが、植栗中之条インターチェンジとする旨の回答が出され、了承しました。その後、平成30年5月2日の上毛新聞の第1面に、県は渋川西バイパスより西の6つのバイパスに設置する8インターチェンジと2交差点の名称を決めたと掲載されました。委員会活動を通じて町の要望を取り入れられることとなると同時に、文化財調査が行われているとはいえ、工事も順調に進んでいることから、当委員会の果たす責務を遂行できたことを申し述べて、委員長報告とします。

○議長（山本隆雄）続きまして、議会広報特別委員長、剣持秀喜さん、ご登壇願います。17番、剣持さん

○議会広報特別委員長（剣持秀喜）議長のお許しをいただきましたので、議会広報特別委員会の活動報告をいたします。

これまで同様に議会だよりのさらなる充実のため、調査研究を図りながら、その発行を行ってまいりました。また、ICT情報通信技術の発達は目覚ましく、当議会としてのICTを活用し、議会の活動を少しでも広く、多くの町民に知っていただく必要があるのではないか、そして時を同じくして議会基本条例が施行され、その第12条に、議会は情報技術の発達等を踏まえ、多様な広報手段を積極的に活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう、議会の広報活動に努めると規定されており、委員一丸となって検討を重ねました。具体的には過去に議会運営委員会、議会活性化特別委員会等でも検討課題であった議会のインターネット中継、会議録の公開、視察報告書の公開等、議会の広報に係るこれらについて、議会基本条例に沿ってできるものから、費用対効果も考慮し、その実現に向けて検討を重ねました。結果、この2年間で県内町村議会でも初となる議会フェイスブックの開設、会議録視察報告書の公開、さらに本定例会議よりユーチューブを活用した本会議インターネット録画配信の試行を開始いたしました。

次に、今後の課題ですが、フェイスブックに関しましては、現在6名の委員よりメッセージという無料アプリを活用し、情報の提供、共有、発信を一定のルールのもとに行っていますが、今後は全議員によってより多くの情報を町民へ提供できるようしていくことが必要に思います。また、試行を開始した本会議録画配信については、いつでもどこでも傍聴でき、費用対効果も抜群であり、そして何より自分たちで作り上げた議会基本条例に沿った活動でありますので、作業の負担軽減のためにも、編集用のパソコン等の機材など、最低限必要な機材の整備をしていただきたいと思います。

終わりに、関係人口を活用し、町のPRを、そしてまたそのPRによって関係人口を増加させる、今後のまちづくりにこのSNSと関係人口は欠かすことのできないものと思います。6名の広報委員と3名の職員でスタートした議会フェイスブックですが、多数の職員を持つ行政としても早急に取り組んでいただくようお願いし、議会広報特別委員会の活動報告といたします。

○議長（山本隆雄）続きまして、都市等交流対策特別委員長、齋藤祐知さん、ご登壇願います。13番、

齋藤さん

- 都市等交流対策特別委員長（齋藤祐知）議長のお許しをいただきましたので、都市等交流対策特別委員会の経過報告をさせていただきます。

当委員会は、平成26年5月22日に設置され、5年間にわたる継続的な活動がなされ、さまざまな成果を得ることができました。各小委員会の活動については、12月定例会議で行われた各小委員会委員長報告のとおりでございます。その後、青山氏との懇談をするなど交流を進め、港区青山及び岐阜県郡上市との都市交流推進プロジェクト委員会が発足し、その委員として推進に努めております。今後の取り組みに期待が持たれます。

さて、4年間の活動の中で、乃木神社、東京都神社庁、港区支部との交流が美野原土地改良区に引き継がれたり、若山牧水のさまざまな組織との交流が町牧水詩碑保存会に引き継がれたりするなど、この特別委員会の活動が継承されて、発展する基礎となったことは、議員の皆様方の多大なる努力によるものと認識しており、誠にありがとうございました。4年間の成果を振り返り、交流人口の増加に十分に寄与したことを申し述べて、委員長報告といたします。大変ありがとうございました。

- 議長（山本隆雄）続きまして、議会基本条例検討特別委員長、関常明さん、ご登壇願います。6番、関さん

- 議会基本条例検討特別委員長（関 常明）議長のお許しをいただきましたので、議会基本条例検討特別委員会の経過報告をさせていただきます。

当委員会は、議会基本条例の施行に合わせ、平成30年3月16日に設置をされ、9名の委員体制で6回の委員会を開催してまいりました。平成30年6月6日に第1回の会議の開催をしました。委員会設置後、初めての委員会開催でしたので、今後の活動をしていくための統一認識を次のように決定をしました。定例議会ごとに1回程度委員会を開催する、必要に応じて追加開催をする、基本条例を通じて議員自身の研さんを行うこと、議会全体に目を配りリーダーシップを発揮していくことをこの委員会の活動の目的とする。基本条例にかかわる事案について、議会内部はもとより町全体についても情報収集をする、答申は任期当たる3月定例議会を目途に議長に上げる、基本条例にかかわる個々の問題が発生した場合、委員長が議長と相談し、必要に応じて委員会を招集する、議論になった倫理関係は、基本的に自身の判断によるのは当然であるが、必要に応じて全体で共有する。

第2回の委員会は、6月18日に参考人を招致して聴取を行いました。また、質疑の方法、スマホの利用等について協議をしました。

第3回委員会は、7月10日に参考人を招致して聴取を行いました。また、会議規則の改正についての審議を行いました。

第4回委員会は、9月6日に開催をしました。議員兼業禁止について、会議規則の改正案について審議を行いました。また、議員の反省文について議論をしました。

第5回の委員会は、9月19日に議員の反省文について議論し、議会だよりへの掲載は委員長に一任をすることとしました。

第6回委員会は、3月13日に1年間の総括について意見を求めました。3月定例会から録画配信の試行を開始しましたが、改選後の議会で本格導入をする際は、条例の改正、配信作業に伴う事務局体制の充実が必要との意見が出されました。また、基本条例を携帯できるように小冊子をつくるよう要望が出され、事務局で作成をすることになりました。

以上です。

○議長（山本隆雄）以上で、委員長報告を終わります。

これをもって平成31年第1回中之条町議会定例会3月定例会議を散会します。

長時間にわたり大変ご苦勞さまでした。

（散会 午後1時14分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 山本 隆雄

中之条町議会議員 小栗 芳雄

中之条町議会議員 福田 弘明

中之条町議会議員 福田 あい子